

令和8年度 社会教育関係団体に対する補助金(案)について

補助事業名	補助交付団体	交付予定額 (令和7年度 予算額)	主な事業内容
習志野市 PTA 連絡協議会 活動費補助金	習志野市 PTA 連絡協議会	300 千円 (同額)	・研修会の開催及び参加 ・各委員会活動 ・各種行事等への協力、他
習志野市 芸術文化協会 活動費補助金	習志野市 芸術文化協会	5,088 千円 (3,817 千円)	・芸術文化協会に参加する 団体の活動の充実及び指導 者の育成
文化スポーツ 振興財団運営費等 補助金	(公財)習志野市 文化スポーツ振興財団	103,459 千円 (95,536 千円)	・市の芸術活動及び推進等 市民文化の向上 ・生涯スポーツの普及及び推 進
習志野市 青少年相談員 活動費補助金	習志野市 青少年相談員 連絡協議会	600 千円 (同額)	・こども向け体験講座 ・相談員研修の実施 ・市民まつり子ども広場の 運営 ・各種行事等への 協力、他
習志野市 スポーツ協会 活動費補助金	習志野市スポーツ協会	9,656 千円 (同額)	・市民総合体育大会の開催 ・ジュニア育成事業の実施 ・県民スポーツ大会への選手 派遣
習志野市 子ども会育成会 連絡協議会 活動費補助金	習志野市 子ども会育成会 連絡協議会	0 千円(皆減) (426 千円)	※令和7年度をもって、本連 絡協議会は解散する意向で あるため補助金を廃止

生涯学習施設改修整備計画

【令和8(2026)年度改訂】

(素案)

令和8(2026)年度～令和23(2041)年度

令和8(2026)年3月30日

習志野市教育委員会

目 次

1. はじめに	3
2. 背景とこれまでの取り組み	4
(1) 背景	4
(2) これまでの取り組み	5
3. 計画の基本的な考え方	6
(1) 計画の目的	6
(2) 計画の位置付け	6
(3) 見直し内容	7
(4) 計画期間	7
(5) 対象施設	8
4. 生涯学習施設の現状と課題	9
(1) 人口推移・推計	9
(2) 生涯学習事業費の実績	13
(3) 生涯学習施設の利用状況と課題	14
5. 改修整備方針	23
(1) 社会教育施設等	23
(2) スポーツ施設	23
6. 改修整備実施計画	24
(1) 前提条件	24
(2) 実施計画	28

1. はじめに

習志野市では、これまで「文教住宅都市憲章」の理念のもと、教育に力を注ぎ、優れた文化を育むために、生涯学習施設の整備を進め、公民館での学習機会の提供、図書館での情報や資料提供、習志野文化ホールを拠点とした芸術文化活動の振興、野球場・サッカー場等を活用したスポーツ活動の充実など、様々な事業を展開し、その成果が地域活動に還元されるよう生涯学習を推進してきました。

しかしながら、近年、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、ICT技術の進展も著しく、社会情勢は大きく変化しており、市民一人ひとりが、それぞれの目的や志向、ライフステージに応じた学習・芸術・文化・スポーツ活動を行うことができる生涯学習環境の整備が求められています。

また、本市がこれまで整備してきた生涯学習施設は、他の公共施設と同様に老朽化が進展しており、改修、建替えが必要な時期を迎えています。本格的な少子高齢化社会の到来や、その先に予測される人口減少への対応が必要となっており、将来世代に過度な負担を先送りせずに、持続可能な都市経営を実現することが求められています。

習志野市教育委員会では、新たな時代に向けた本市の生涯学習の実現に必要な公民館や図書館などの社会教育施設、体育館や野球場などのスポーツ施設等の改修整備方針を「生涯学習施設改修整備計画」（以下、「本計画」といいます。）として、平成25（2013）年10月に策定し、本計画が反映された「習志野市公共施設再生計画」に基づき実施された大久保地区公共施設再生事業による生涯学習複合施設「プラッツ習志野」の整備や、東部体育館の大規模改修など、生涯学習施設の再編、再生に取り組んできました。

そのような中、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第2次公共建築物再生計画」が策定され、さらには一部施設の老朽化状況の悪化や市長事務部局への施設や事務の移管など状況変化があったことから、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る各種施策を着実に実行するため、適正な施設や機能を確保できる計画とするよう、令和4（2022）年3月に本計画を見直し、改訂を行いました。

今般、令和8（2026）年度を始期として、本市の最上位計画である次期「総合計画」が策定されることに合わせて、「習志野市公共施設等総合管理計画」の改訂及び「第3次公共建築物再生計画」の策定が同時に行われることとなりました。

このことから、本計画においてもこれらの計画との整合を図りながら、前回の改訂からの状況変化や新たな課題にも対応し、引き続き生涯学習施設の再生を進めるべく、改訂を行ったものです。

2. 背景とこれまでの取り組み

(1) 背景

習志野市では、平成20(2008)年度に「公共施設マネジメント白書」を策定して、公共施設の老朽化対策に着手し、本市が保有する公共施設の老朽化は、全国的にも進んだ状況であり、持続可能な行財政運営と将来のまちづくりにとって非常に大きな課題であるとの認識のもと、平成24(2012)年5月に、公共施設のうち公共建築物に関する老朽化対策の基本方針をまとめた「公共施設再生計画基本方針」を策定しました。

その基本方針を受け、教育委員会においても、生涯学習活動の拠点となる公民館などの社会教育施設をはじめ、スポーツ施設及び青少年施設の改修や、機能集約、機能停止を示した本計画を取りまとめ、公共建築物の再生計画に反映するよう、平成25(2013)年11月に市長へ申し入れを行いました。

その後、生涯学習施設を含む市全体の公共建築物の具体的な再生計画である「公共施設再生計画」が平成26(2014)年3月に策定され、当該計画に基づき本市独自の公共施設の老朽化対策の取り組みが進められました。

このような中、平成25(2013)年11月に、国から「インフラ長寿命化基本計画」が公表され、平成26(2014)年4月には総務省から、この基本計画に基づく、公共施設の老朽化対策に関する「公共施設等総合管理計画」の策定要請があり、これまで本市が取り組んできた公共建築物に関する老朽化対策に加え、インフラ及びプラント系施設の老朽化対策の基本的な考え方や、取り組みの方向性を示す必要性が生じました。

そのため本市では、平成28(2016)年3月に「習志野市公共施設等総合管理計画」を策定して、「公共施設再生計画」の上位計画として位置づけ、「公共施設再生計画」は、「インフラ長寿命化基本計画」で規定される個別施設ごとの長寿命化計画(行動計画)として、本市が保有する建築物に関する「個別施設計画」として位置づけられました。

その後、「公共施設再生計画」は、令和2(2020)年3月と令和8(2026)年3月に見直しが行われ、令和8年4月からの「第3次公共建築物再生計画」として、本市が保有する建築物を対象とした具体的な老朽化対策の事業計画となっています。また、「習志野市公共施設等総合管理計画」についても、令和8(2026)年3月に見直しが行われています。

この間に教育委員会では、「公共施設再生計画」等に基づく「大久保地区公共施設再生事業」に市長事務部局と連携して取り組み、大久保地区周辺の生涯学習施設等8施設(7建物)の機能を保ちながら、中央公園周辺の3建物に集約・再生を行い、令和元(2019)年11月に習志野市生涯学習複合施設「プラッツ習志野」を開設しました。

また、教育委員会が所管していた施設や事務のうち、平成27(2015)年度にコミュニティセンター等の自治振興施設に関するものを、平成29(2017)年度に放課後児童会に関するものを、市長事務部局へそれぞれ移管を行っています。更に、所管していた施設のうち藤崎青年館は、令和2(2020)年度から地域へ移管し、実花水泳プールは平成28(2016)年度から実花小学校の学校施設として、その位置づけを変更しています。

さらに、令和7(2025)年3月には、施設・設備の老朽化が著しく、また多様化する教育ニーズに対応するためには早急な対策が必要との判断から、「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」を策定し、「公共建築物再生計画」の基本方針の1つである「公共建築物の多機能化・複合化」に基づき、東習志野図書館、実花公民館、等との複合化により、早期の再整備を目指すこととしました。

(2) これまでの取り組み

平成25(2013)年10月に策定した本計画が反映された「公共施設再生計画」等に基づき、生涯学習施設の機能集約と機能停止等に取り組んできました。

その結果、延べ床面積で約1,500㎡の削減を実現するとともに、PFI事業や指定管理者制度による民間活力の導入により維持管理・運営経費等の節減が図られています。

【機能集約、機能停止施設】

	施設名	築年	延床面積(㎡)	取組種別
1	大久保公民館・市民会館	昭和41(1966)年	-2,007	機能集約
2	屋敷公民館	昭和52(1977)年	-350	機能集約
3	大久保図書館	昭和55(1980)年	-828	機能集約
4	藤崎図書館	平成4(1992)年	-878	機能集約
5	生涯学習地区センターゆうゆう館	昭和43(1968)年	-911	機能集約
6	あづまこども会館	昭和50(1975)年	-241	機能集約
7	藤崎青年館	昭和56(1981)年	-233	地域移管
8	市役所前体育館	昭和41(1966)年	-1,053	機能停止
9	市役所前グラウンド	昭和52(1977)年	—	機能停止
10	実花水泳プール	昭和56(1981)年	—	学校移管
11	勤労会館	昭和49(1974)年	-2,344	機能集約
12	生涯学習複合施設「プラッツ習志野」	令和元(2019)年	7,338	機能集約
削減延床面積			-1,507	

3. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

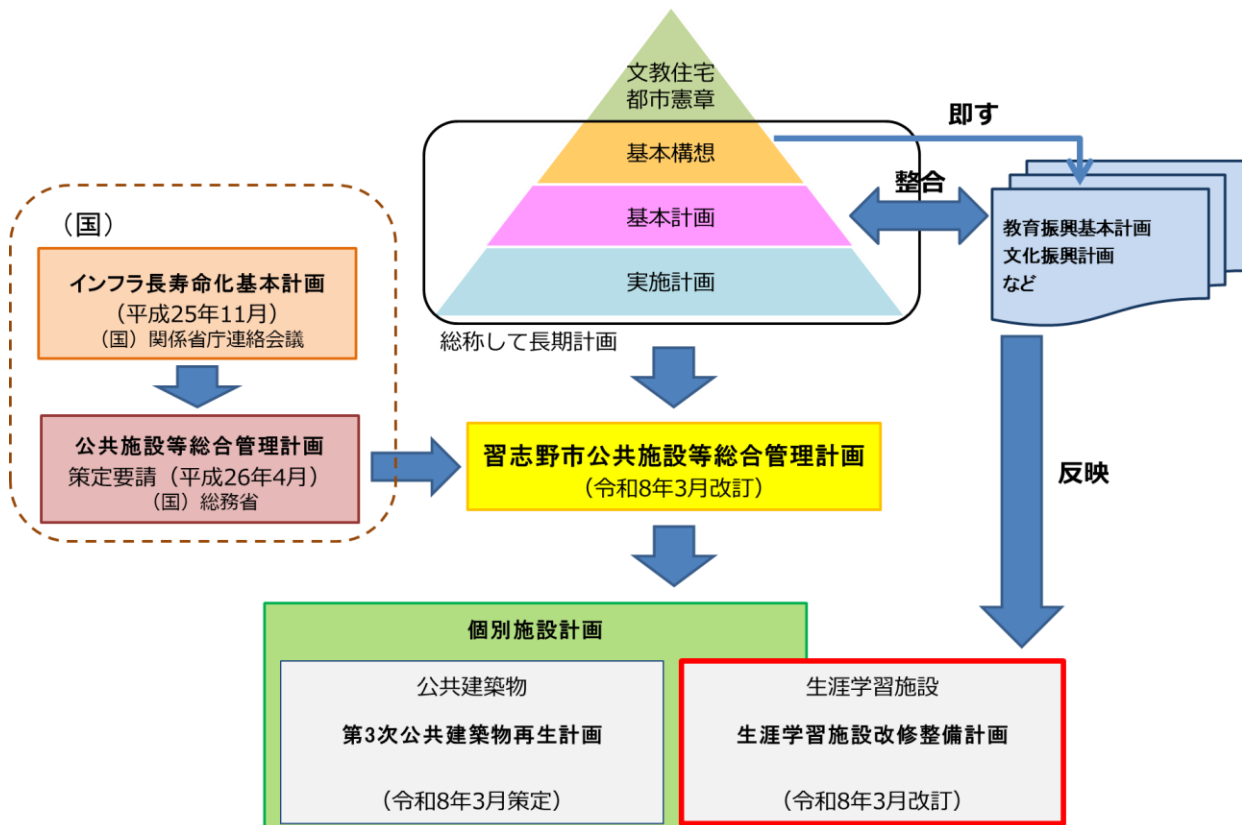
本計画により、教育委員会が所管する生涯学習施設の再整備を行うことで、長期計画をはじめ、「習志野市教育振興基本計画」等の各種行政計画で定める、本市の生涯学習や文化芸術の振興、生涯スポーツの推進に係る施策を着実に実行するために、適正な施設、機能を確認することを目的とします。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第3次公共建築物再生計画」の方針である「複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮」、「長寿命化の推進と適正な質の確保」、「資産の有効活用と財源の確保」を基本としつつ、各種施策の推進に必要な生涯学習施設の再整備を図るための施設整備計画です。習志野市が保有する建築物の「個別施設計画」である「第3次公共建築物再生計画」と連携を図り、それぞれの計画の見直しを適宜反映させていきます。

また、「第3次公共建築物再生計画」の対象とならない小規模な建築物、屋外施設のうち計画的な改修が必要な設備（人工芝、屋外照明設備）、文化財関係の建築物に関する、「個別施設計画」としての位置づけも有しています。

【本計画の位置付け】



(3) 見直し内容

今回の改訂にあたっては、令和3(2021)年3月の本計画策定以後の様々な状況変化を踏まえ、以下の点について見直し、整合を図っています。

【主な見直し内容】

- ①「習志野市公共施設等総合管理計画」及び「第3次公共建築物再生計画」との整合を図るため、両計画における改修方針に合わせ、改修内容、目標年次を設定する。
- ②菊田公民館の令和13年度末までの機能停止に伴い、菊田公民館諸室機能の代替を確保する。
- ③実花公民館・東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、以下の点について本計画に記載する。
 - ア)ICT環境を活用し、生涯学習の更なる充実を図る。
 - イ)実花公民館利用サークル等の意見を反映させた設計となるよう調整を図る。
 - ウ)図書館閲覧スペースの拡大や学習スペースの確保、バリアフリー対応等の機能向上を図る。
- ④埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、以下の点について本計画に記載する。
 - ア)実花公民館跡施設への(仮称)歴史資料展示室開設
 - イ)雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所の確保
- ⑤旧鴫田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等改修について、工事時期を本計画に記載する。

(4) 計画期間

「第3次公共建築物再生計画」の計画期間に合わせ、改訂後の本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和23(2041)年度の15年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や事業実施状況などにより、適宜、事業計画の見直しを行っていくこととします。

(5) 対象施設

本計画の対象施設は、教育委員会が所管する次表の生涯学習施設とします。

	施設名	種別	構造	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	建築年度 (設置年度)		築年数 (2025 年度 時点)
						西暦	和暦	
1	中央公民館	公民館	RC	7,338	9,783	2019	R1	6
2	菊田公民館	公民館	RC	1,492	901	1971	S46	54
3	実花公民館	公民館	RC	582	実花小	1978	S53	47
4	袖ヶ浦公民館	公民館	RC	1,211	2,033	1981	S56	44
5	谷津公民館	公民館	RC	1,023	4,579	1982	S57	43
6	新習志野公民館	公民館	RC	1,863	6,265	1992	H4	33
7	中央図書館	図書館	RC	No.1に含む	No.1に含む	2019	R1	6
8	東習志野図書館	図書館	RC	411	東習CC	1982	S57	43
9	新習志野図書館	図書館	RC	No.6に含む	No.6に含む	1992	H4	33
10	谷津図書館	図書館	RC	761	谷津CC	1996	H8	29
11	富士吉田青年の家	青少年施設	RC	1,003	15,138	1973	S48	52
12	富士吉田体育館	青少年施設	S	900		1980	S55	45
13	暁風館	スポーツ施設	RC	545	5,130	1973	S48	52
14	袖ヶ浦体育館	スポーツ施設	RC	2,409		1972	S47	53
15	東部体育館	スポーツ施設	RC	2,912	4,666	1994	H6	31
16	秋津サッカー場	スポーツ施設	RC	3,257	13,743	1982	S57	43
17	秋津野球場	スポーツ施設	RC	3,510	23,934	1984	S59	41
18	実籾テニスコート	スポーツ施設	S	172	6,637	1980	S55	45
19	秋津テニスコート	スポーツ施設	RC	218	4,260	1988	S63	37
20	芝園テニスコート・フットサル場	スポーツ施設	S	93	6,999	2011	H23	14
21	中央公園体育館	スポーツ施設	RC	No.1に含む	No.1に含む	2019	R1	6
22	茜浜パークゴルフ場	スポーツ施設	W	73	13,625	2006	H18	19
23	袖ヶ浦テニスコート	スポーツ施設			2,440	1971	S46	54
24	中央公園野球場	スポーツ施設			12,100	1979	S54	46
25	中央公園パークゴルフ場	スポーツ施設			7,936	2000	H12	25
26	袖ヶ浦少年サッカー場	スポーツ施設			6,293	1996	H8	29
27	秋津公園多目的広場	スポーツ施設			8,553	1981	S56	44
28	茜浜近隣公園	スポーツ施設			13,200	1989	H1	36
29	旧大沢家住宅	文化財	W		154	1976	S51	49
30	旧鴛田家住宅	文化財	W		321	2000	H12	25

※面積は、いずれも小数点以下を四捨五入しています。

4. 生涯学習施設の現状と課題

(1) 人口推移・推計

① 総人口と年齢階層別人口の推移

習志野市は、昭和29(1954)年8月1日に津田沼町を母体として人口30,204人で誕生し、その後、高度経済成長と首都圏の人口急増などを背景に、JR 総武線の複々線化、2度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発などが行われる中、教育・福祉および文化の振興や住環境の保全などに力を注ぐ、文教住宅都市として発展してきました。

総人口の推移を分析すると、令和7(2025)年3月末現在の住民基本台帳人口は175,009人に達しており、市制施行から71年で市制施行時の人口の約5.8倍となっています。

平成2(1990)年までは、高度経済成長期に人口が急増し、昭和35(1960)年から平成2(1990)年の30年間において、急激に人口が増加しています。平成2(1990)年以降は、開発が鈍化したため、増加率は徐々に落ち着き、平成2(1990)～12(2000)年の10年間では、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成12(2000)年以降は、再び開発の影響などにより令和7(2025)年まで増加傾向となっています。

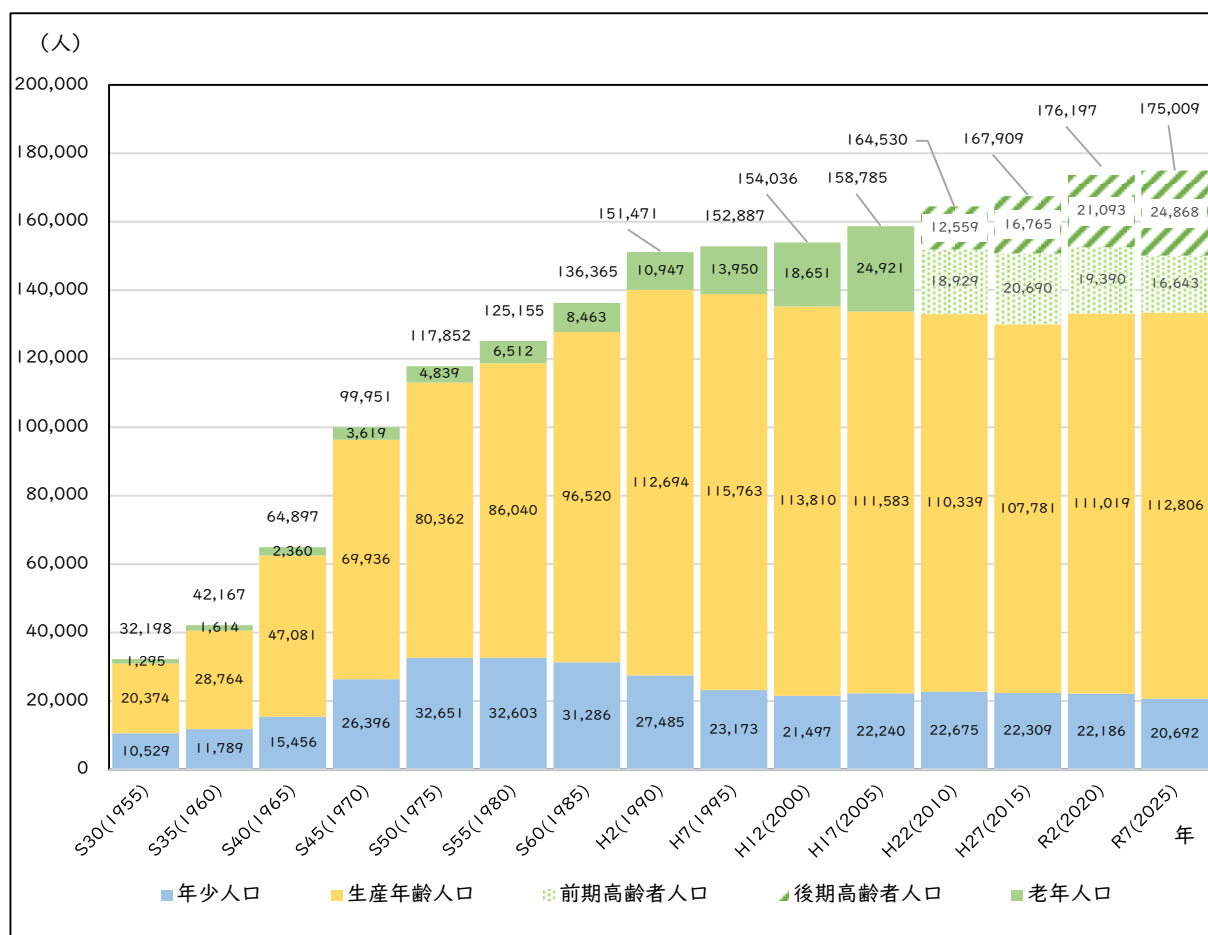
年齢階層別人口の推移を分析すると、年少人口(15歳未満)は、団塊ジュニア世代の誕生により、昭和50(1975)年には32,651人(総人口の27.7%)となりました。その後は減少傾向が続き、平成12(2000)年に21,497人(総人口の14.0%)となった以降は、概ね同程度で推移し、令和7(2025)年3月末時点では20,692人(総人口の11.8%)となっています。

生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は市制施行以来、急激な増加を続け、平成7(1995)年には115,763人(総人口の75.7%)となりました。その後、開発による人口流入があったものの、令和7(2025)年3月末時点では112,806人(総人口の64.5%)に減少しています。

前期高齢者人口(65歳以上75歳未満)は後期高齢者医療制度が開始された平成22(2010)年は18,929人(総人口の11.5%)であり、その後は増減を繰り返し、令和7(2025)年3月末時点では16,643人(総人口の9.5%)となっています。

後期高齢者人口(75歳以上)は、後期高齢者医療制度が開始された平成22(2010)年は12,559人(総人口の7.6%)であり、その後は増加傾向が続き、令和7(2025)年3月末時点では24,868人(総人口の14.2%)となっています。

【総人口と年齢4階層人口の推移】



(出典:「習志野市公共施設等総合管理計画」)

② 人口推計 (令和7(2025)年3月推計:「令和6年度習志野市人口推計結果 報告書」)

人口のピークは令和17(2035)年に178,591人となる見込みです。その後は緩やかに人口が減少し、本計画の計画期間の最終年度である令和23(2041)年には176,042人となる見込みです。その後も人口減少が続く、推計の最終年度である令和36(2054)年には167,441人となる見込みです。

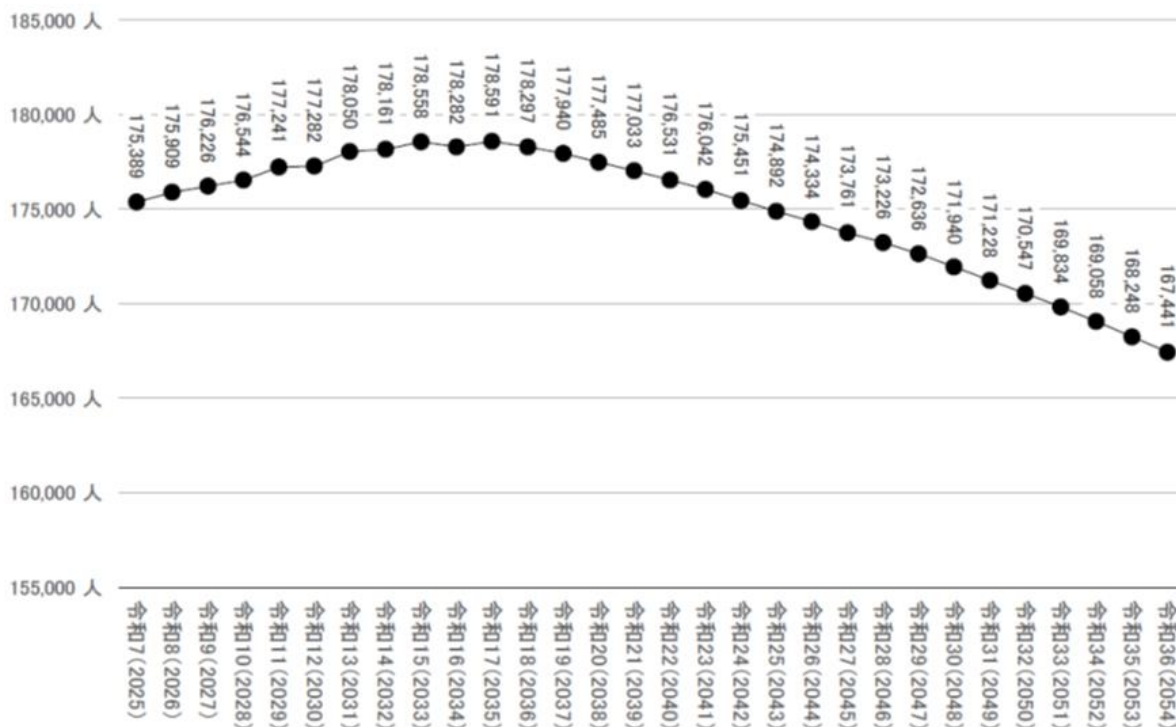
年齢階層別人口の推計結果を分析すると、年少人口は、計画初年度の令和8(2026)年は20,348人(総人口の11.6%)であり、その後は減少を続け、計画最終年度の令和23(2041)年では16,027人(総人口の9.1%)となる見込みです。その後も減少を続け、推計最終年度の令和36(2054)年では14,106人(総人口の8.4%)となる見込みです。

生産年齢人口は、計画初年度の令和8(2026)年では113,374人(総人口の64.5%)であり、令和13(2031)年度がピークで114,941人(総人口の64.6%)となり、その後は減少し、計画最終年度の令和23(2041)年では105,372人(総人口の59.9%)となる見込みです。その後も減少を続け、推計最終年度の令和36(2054)年では93,575人(総人口の55.9%)となる見込みです。

前期高齢者人口は、計画期間全体を通じて増加し、計画初年度の令和8(2026)年では16,570人(総人口の9.4%)であり、計画最終年度の令和23(2041)年では27,004人(総人口の15.3%)となる見込みです。その後は、令和24(2042)年がピークで27,264人(総人口の15.5%)となる以降は減少し、推計最終年度の令和36(2054)年では22,171人(総人口の13.2%)となる見込みです。

後期高齢者人口は、計画期間全体を通じて微増し、計画初年度の令和8(2026)年では25,617人(総人口の14.6%)であり、計画最終年度の令和23(2041)年では27,639人(総人口の15.7%)となる見込みです。その後も増加を続け、推計最終年度の令和36(2054)年では37,589人(総人口の22.4%)となる見込みです。

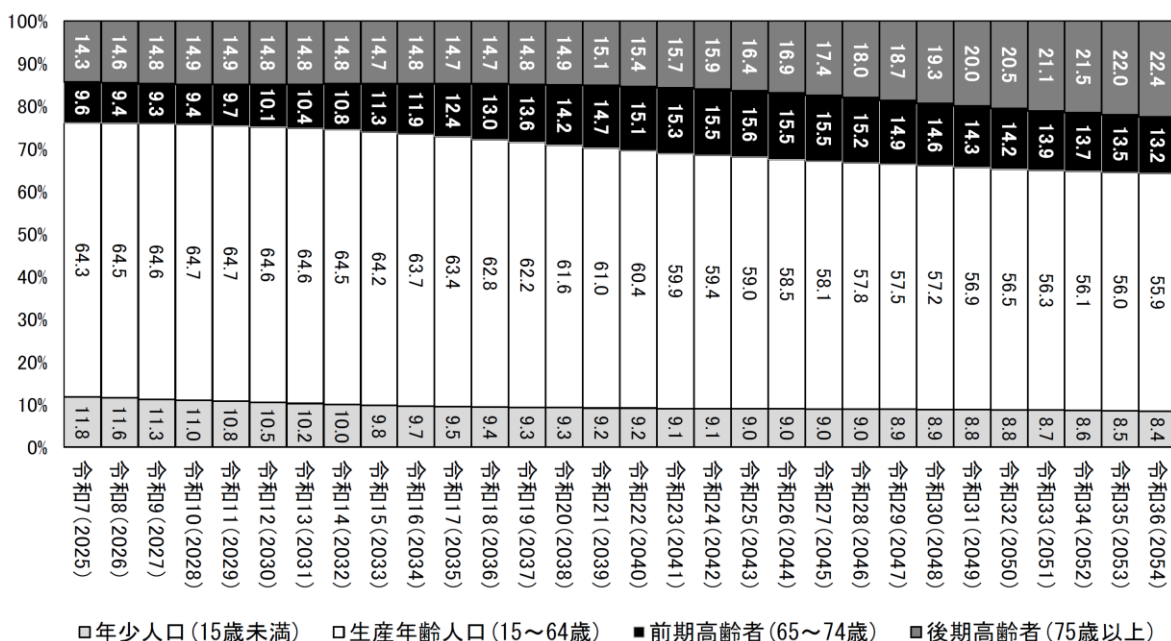
【人口推計結果】



令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)	令和12(2030)	令和13(2031)	令和14(2032)	令和15(2033)	令和16(2034)
175,389	175,909	176,226	176,544	177,241	177,282	178,050	178,161	178,558	178,282
令和17(2035)	令和18(2036)	令和19(2037)	令和20(2038)	令和21(2039)	令和22(2040)	令和23(2041)	令和24(2042)	令和25(2043)	令和26(2044)
178,591	178,297	177,940	177,485	177,033	176,531	176,042	175,451	174,892	174,334
令和27(2045)	令和28(2046)	令和29(2047)	令和30(2048)	令和31(2049)	令和32(2050)	令和33(2051)	令和34(2052)	令和35(2053)	令和36(2054)
173,761	173,226	172,636	171,940	171,228	170,547	169,834	169,058	168,248	167,441

(出典:「習志野市公共施設等総合管理計画」)

【人口推計(中位)年齢4階層別人口の状況(割合)】



■ 人口推計(中位)年齢階層別人口の状況

(人)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)	令和10(2028)	令和11(2029)	令和12(2030)	令和13(2031)	令和14(2032)	令和15(2033)	令和16(2034)
年少人口(0-14)	20,715	20,348	19,874	19,465	19,148	18,592	18,215	17,836	17,555	17,208
生産年齢人口(15-64)	112,701	113,374	113,863	114,191	114,629	114,585	114,941	114,836	114,553	113,624
前期高齢者(65-74)	16,897	16,570	16,457	16,667	17,134	17,835	18,515	19,155	20,184	21,147
後期高齢者(75-)	25,076	25,617	26,032	26,221	26,330	26,270	26,379	26,334	26,266	26,303

	令和17(2035)	令和18(2036)	令和19(2037)	令和20(2038)	令和21(2039)	令和22(2040)	令和23(2041)	令和24(2042)	令和25(2043)	令和26(2044)
年少人口(0-14)	16,988	16,777	16,586	16,439	16,289	16,161	16,027	15,907	15,815	15,713
生産年齢人口(15-64)	113,140	112,009	110,743	109,325	107,913	106,641	105,372	104,299	103,176	102,053
前期高齢者(65-74)	22,134	23,217	24,254	25,206	26,089	26,602	27,004	27,264	27,212	27,046
後期高齢者(75-)	26,329	26,294	26,357	26,515	26,742	27,127	27,639	27,981	28,689	29,522

	令和27(2045)	令和28(2046)	令和29(2047)	令和30(2048)	令和31(2049)	令和32(2050)	令和33(2051)	令和34(2052)	令和35(2053)	令和36(2054)
年少人口(0-14)	15,624	15,524	15,391	15,255	15,101	14,937	14,761	14,573	14,343	14,106
生産年齢人口(15-64)	100,965	100,148	99,223	98,294	97,345	96,396	95,546	94,840	94,171	93,575
前期高齢者(65-74)	26,875	26,309	25,770	25,166	24,556	24,168	23,666	23,243	22,722	22,171
後期高齢者(75-)	30,297	31,245	32,252	33,225	34,226	35,046	35,861	36,402	37,012	37,589

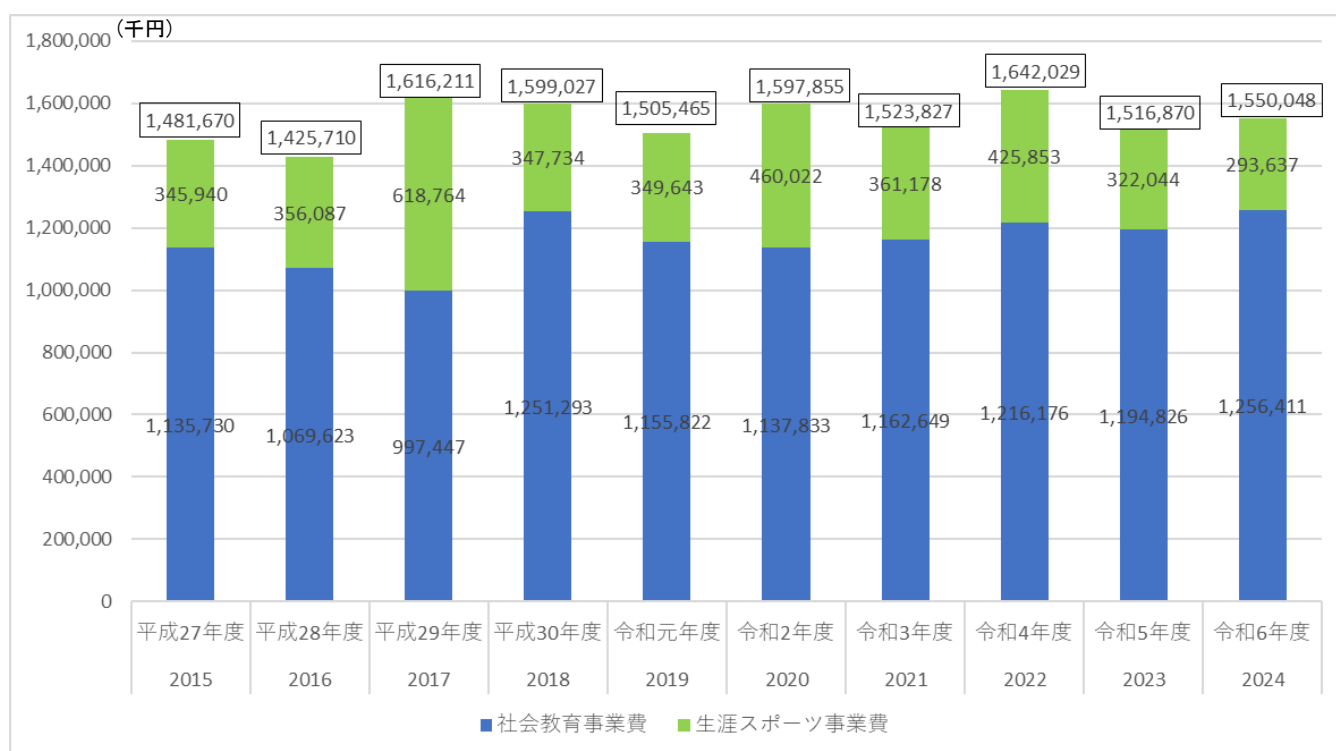
(出典:「習志野市公共施設等総合管理計画」)

(2) 生涯学習事業費の実績

過去10年間の生涯学習事業費に関する決算の状況は、各年度で行う工事等により増減はあるものの、14億円台から16億円台の間で推移しています。各年度で実施した大規模な工事は、平成27(2015)年度が旧鶺田家住宅の災害復旧工事、平成29(2017)年度が東部体育館大規模改修工事、平成30(2018)年度が習志野文化ホール大規模改修工事、令和2(2020)年度が袖ヶ浦体育館の非構造部材改修工事、令和4年度が芝園フットサル場人工芝全面張替工事、令和6年度が旧大沢家住宅茅葺屋根改修工事等となっており、決算額に影響を与えています。それらの増減を加味しなければ、生涯学習事業費は概ね横ばいで推移しているといえます。

今後、さらなる少子高齢化の進展に伴い、市の財政状況は厳しさを増していくことが予測されている中、限られた事業費で、より効果的・効率的な生涯学習事業の展開と、施設の再生手法を検討していく必要があります。

【過去10年間の生涯学習事業費決算の状況】



※本表の社会教育事業費は、一般会計の社会教育費から、少年自然の家費及び平成28年度以前の放課後児童会費を除いた額としています。

また、生涯スポーツ事業費は、一般会計の保健体育費中、保健体育総務費の職員人件費、社会体育費及び体育施設費の合計額としています。

(3) 生涯学習施設の利用状況と課題

①公民館の利用状況と課題

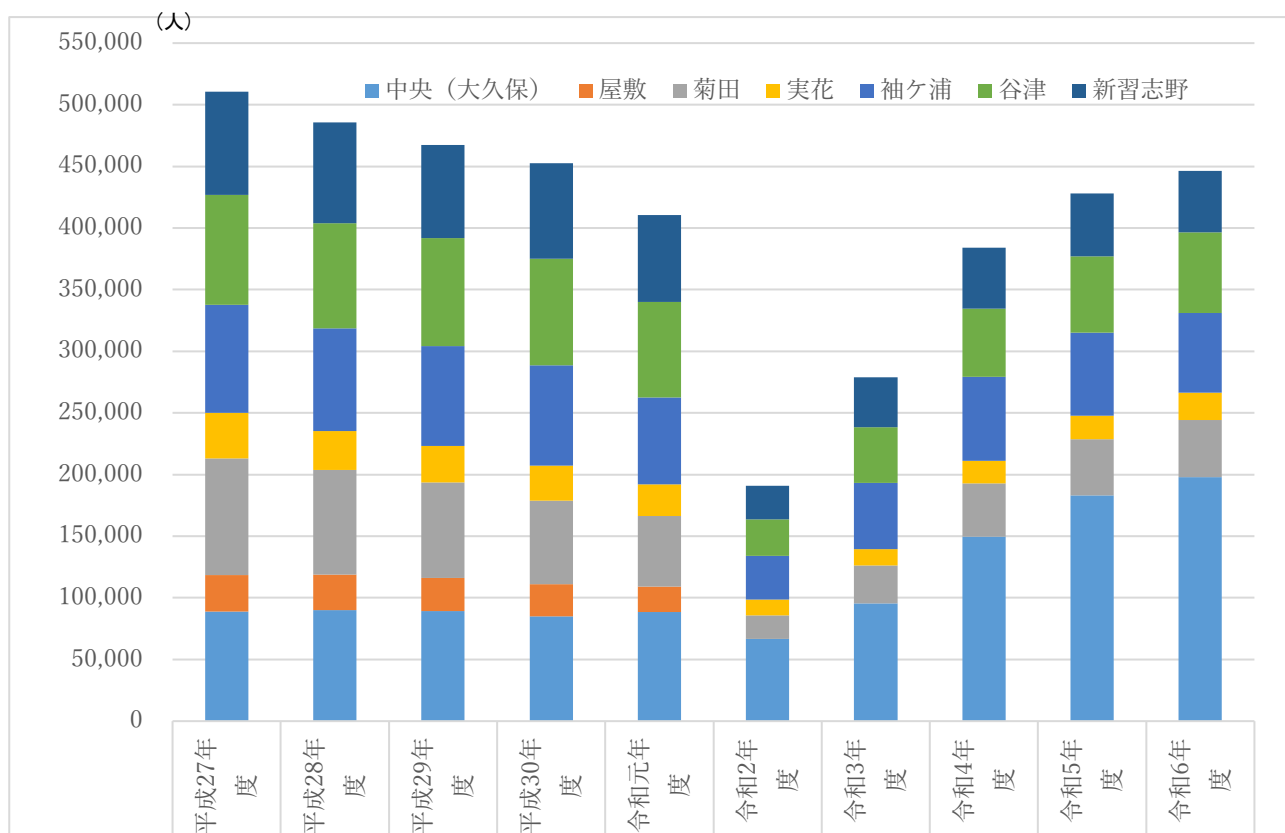
公民館は、サークルや団体の活動拠点としての場の提供として、諸室の貸し出しを行っています。

諸室利用者数は増加傾向にありましたが、平成27(2015)年度をピークに徐々に減少しています。また、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館や、人数制限等の影響により利用者数は激減しました。その後、利用者数は回復しつつありますが、利用者の高齢化、市民の活動の多様化等を踏まえ、より幅広い年齢にとって学習や文化活動が行いやすい場として機能していく必要があります。

また、公民館講座及び市民文化祭やコンサート等の地域協働・文化活動の実施状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したものの、その後は年々学級数を増加させ、事業の充実を図っています。

今後も公民館講座や事業の在り方を社会情勢の変化とともに見直しするとともに、諸室の利用予約や講座の申し込みの電子申請、使用料の支払いに電子決済の導入などデジタル化を検討していく必要があります。

【公民館利用者延べ人数】



令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議資料
社会教育課 協議(2)

公民館名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央(大久保)	88,962	89,907	89,308	85,142	88,576	66,548	95,421	149,504	182,936	197,856
屋敷	29,713	29,075	27,042	26,121	20,663					
菊田	94,398	84,866	77,101	67,647	57,199	19,390	30,905	43,507	45,831	46,386
実花	36,959	31,611	29,610	28,292	25,560	12,840	13,017	18,260	19,022	22,286
袖ヶ浦	87,495	83,332	80,987	81,290	70,620	35,379	54,066	68,015	67,446	64,707
谷津	89,527	85,309	87,642	86,490	77,272	29,336	44,984	55,179	61,668	65,163
新習志野	83,730	81,757	75,644	77,718	70,543	27,342	40,586	49,536	50,970	50,090
合計	510,784	485,857	467,334	452,700	410,433	190,835	278,979	384,001	427,873	446,488

【公民館講座・事業利用状況】

講座・事業領域		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
公民館講座	家庭教育	学級数(学級)	54	53	51	56	49	24	32	30	44	47
		参加延べ人数(人)	5,932	5,308	4,336	4,022	3,509	826	1,648	3,045	3,386	3,161
	少年親子	学級数(学級)	76	84	81	86	69	19	72	91	102	98
		参加延べ人数(人)	7,914	10,223	5,818	6,104	7,714	455	1,679	5,965	7,368	9,502
	青年	学級数(学級)	2	1	1	1	3	1	5	8	6	10
		参加延べ人数(人)	68	57	37	48	124	38	234	320	268	390
	成人	学級数(学級)	59	56	52	65	52	26	52	61	72	68
		参加延べ人数(人)	2,931	2,944	3,129	3,035	2,734	738	1,764	2,353	2,643	2,841
	高齢者	学級数(学級)	7	7	7	8	9	9	8	29	9	9
		参加延べ人数(人)	6,134	5,966	5,784	5,774	4,965	1,021	2,244	3,364	3,829	4,480
地域協働・文化活動	学級数(学級)	54	48	55	56	52	17	22	62	64	64	
	参加延べ人数(人)	11,319	22,636	28,106	31,456	26,587	239	393	14,029	19,411	22,256	
合計	学級数(学級)	252	249	247	272	234	96	191	281	297	296	
	参加延べ人数(人)	34,298	47,134	47,210	50,439	45,633	3,317	7,962	29,076	36,905	42,630	

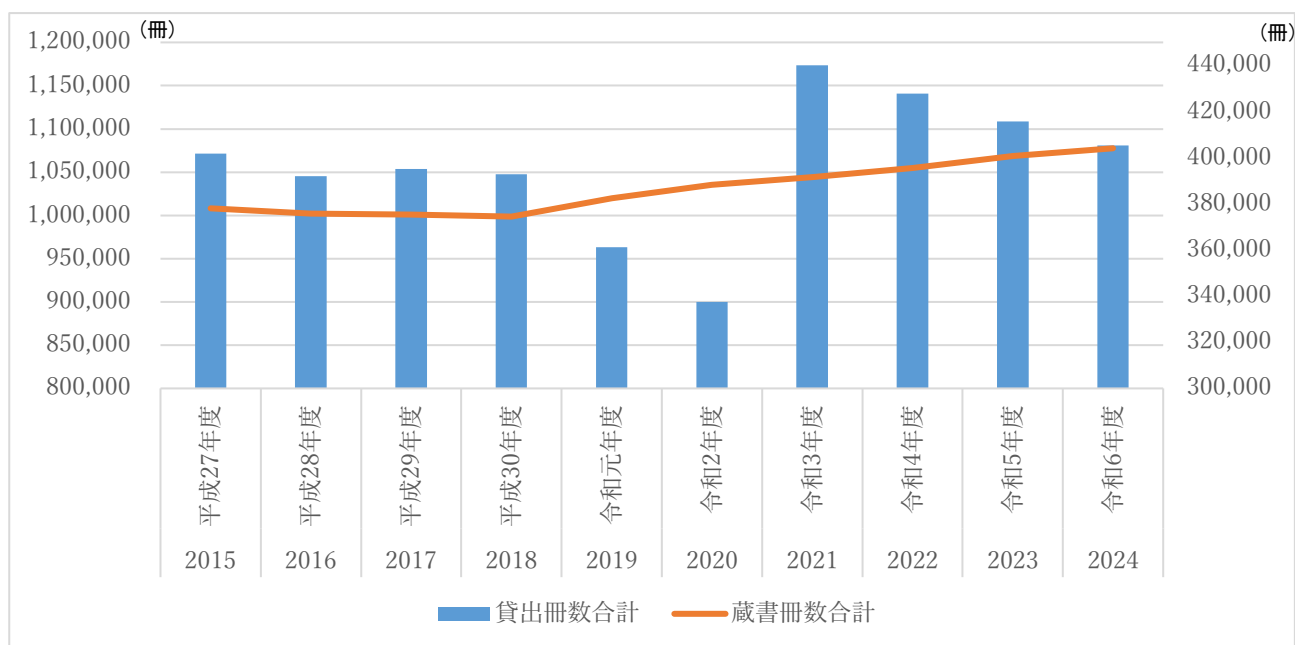
②図書館の利用状況と課題

図書館は、市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、図書資料等を収集し、その充実を図るとともに、貸出やレファレンス(資料相談)サービス業務等を実施しています。

図書資料の蔵書冊数については、拡大を図っており年々増加しています。しかしながら、常住人口1人あたりの蔵書冊数は、令和6年度末において2.30冊で千葉県内の平均3.2冊を下回っている状況で、今後も蔵書数の拡大を図っていく必要がありますが、令和元(2019)年に開館した中央図書館を除く本市の図書館は規模も小さく、蔵書数を増加するためにも、閲覧室や書庫のスペースが不足している状況です。

図書資料の貸出冊数については、近年減少傾向にあり、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけては、中央図書館が開館したものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時休館等の影響を受け、大きく減少いたしました。コロナ禍が収まりつつあった令和3(2021)年度は臨時休館の期間がなかったこと等の理由から貸出冊数は過去最高となりましたが、その後は再び減少傾向に戻っています。今後は、中央図書館以外の図書館においても、閲覧室や書庫について、質、スペースの充実を図るとともに、ICタグによる蔵書管理システムの導入や学習スペースの確保など、図書館サービスをさらに向上させ、より魅力的な図書館とすることによって来館を促し、図書に親しむ機会を増大させていく必要があります。

【図書資料貸出冊数と蔵書冊数】



【図書資料貸出冊数】

(単位:冊)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央(大久保)	292,290	274,346	270,479	252,027	211,353	324,471	456,342	450,840	432,871	423,487
東習志野	146,228	137,281	131,414	132,168	123,203	102,285	119,442	116,293	114,161	115,291
新習志野	220,955	209,994	202,393	199,270	180,201	139,956	167,075	161,321	161,858	151,824
藤崎 ※	96,738	93,194	88,117	81,428	84,269	131				
谷津	291,276	305,521	336,042	358,016	340,835	311,193	404,773	387,106	378,459	369,794
移動図書館	23,703	24,828	25,146	24,449	23,612	21,846	25,827	25,282	21,089	20,572
貸出冊数合計	1,071,190	1,045,164	1,053,591	1,047,358	963,473	899,882	1,173,459	1,140,842	1,108,438	1,080,968

※藤崎図書館は令和2年3月末で閉館

令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議資料
社会教育課 協議(2)

【図書資料蔵書冊数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央（大久保）	101,306	101,921	103,032	109,228	119,809	170,787	175,474	179,974	184,756	188,475
東習志野	54,578	53,985	53,948	53,835	53,739	53,436	52,910	52,622	53,245	53,118
新習志野	77,511	77,148	76,534	76,570	73,699	73,675	73,242	72,741	72,539	72,359
藤崎	46,911	47,017	47,137	44,905	45,394					
谷津	85,070	83,627	83,442	84,123	83,500	83,646	83,555	83,874	83,887	84,055
移動図書館	12,689	12,111	11,291	5,829	6,245	6,627	6,448	6,328	6,243	6,094
蔵書冊数合計	378,065	375,809	375,384	374,490	382,386	388,171	391,629	395,539	400,670	404,101

③ 富士吉田青年の家利用状況と課題

富士吉田青年の家は、青少年等が各種の研修、体育、野外活動等を富士山の自然の中で体験できる宿泊研修施設として昭和48(1973)年に開設し、建築後52年を経過しました。

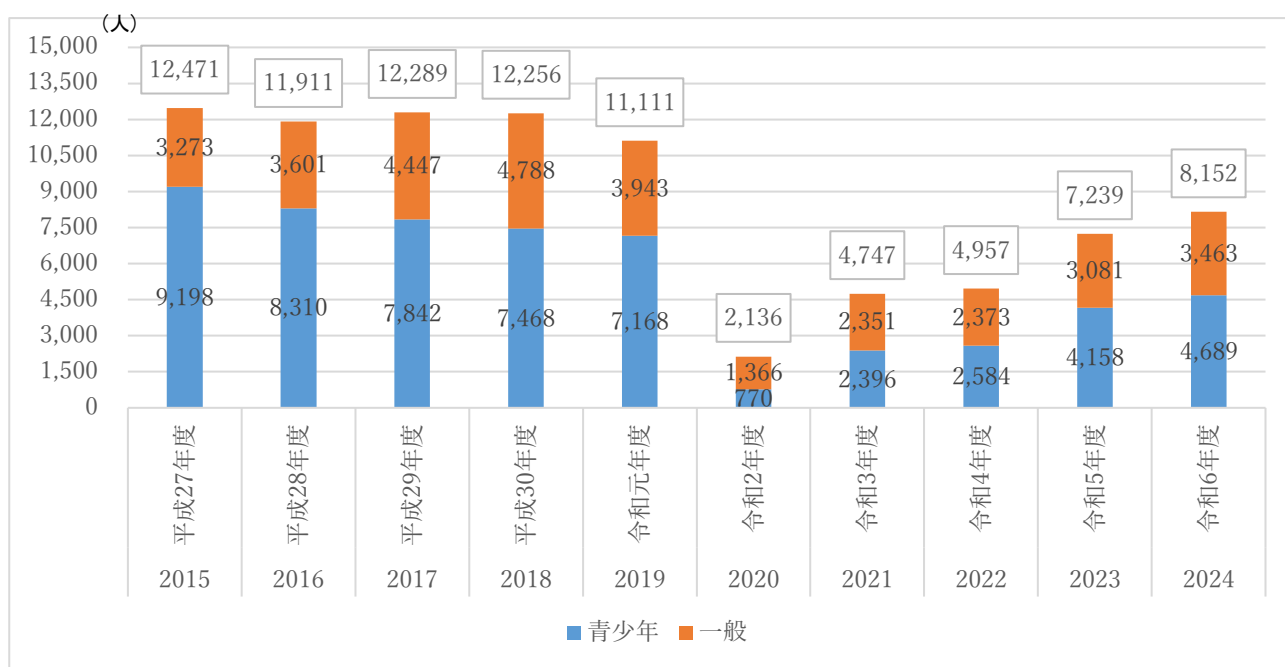
令和5(2023)年度から設計委託に着手し、令和7(2025)年度には研修棟を、令和8(2026)年度には体育館の長寿命化改修をすることにより、利用者が快適で安全・安心に利用できる環境が整う状況です。

一方、近年の利用状況は、平成27(2015)年度をピークに減少傾向にあります。また、令和元(2019)年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、令和2(2022)年度から利用者数は激減している中で、平成30(2018)年度までの傾向をみると、少子化の影響等により青少年の利用が減少している一方、一般利用は増加傾向にあり、利用者層に変化が生じています。

令和8(2028)年度には老朽化に対応する改修工事が完成するため、その後は建物の老朽化を気にすることなく、施設本来の目的である青少年健全育成のため、学校利用をはじめとした青少年の利用を拡大していくとともに、少子高齢化社会のもと、一般利用も促進されるような取り組みが求められています。

富士山麓の豊かな自然環境のもと各種活動が行え、宿泊も可能な本市の財産として、新たな時代においてもその役割をさらに果たしていくことができるよう、社会変化に対応していくことが必要です。

【富士吉田青年の家利用者数】



(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊利用	青少年	5,567	4,847	4,777	4,675	4,491	12	351	1,616	2,309	3,049
	一般	1,751	2,126	1,678	1,913	1,725	166	251	886	1,217	1,323
	小計	7,318	6,973	6,455	6,588	6,216	178	602	2,502	3,526	4,372
日帰り利用	青少年	3,000	3,176	2,674	2,426	2,484	758	2,045	950	1,738	1,590
	一般	1,483	1,454	2,677	2,847	2,190	1,200	2,100	1,467	1,816	2,087
	小計	4,483	4,630	5,351	5,273	4,674	1,958	4,145	2,417	3,554	3,677
キャンプ利用	青少年	631	287	391	367	193	0	0	18	111	50
	一般	39	21	92	28	28	0	0	20	48	53
	小計	670	308	483	395	221	0	0	38	159	103
合計	青少年	9,198	8,310	7,842	7,468	7,168	770	2,396	2,584	4,158	4,689
	一般	3,273	3,601	4,447	4,788	3,943	1,366	2,351	2,373	3,081	3,463
	総計	12,471	11,911	12,289	12,256	11,111	2,136	4,747	4,957	7,239	8,152

④スポーツ施設の利用状況と課題

本市では、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、誰もが参加できるスポーツ活動の機会の整備のため、身近な場所でスポーツ・運動を行えるよう、多様な形態のスポーツ施設を整備してきました。

体育館のアリーナ利用状況は、平成29(2017)年度の東部体育館大規模改修工事、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけての袖ヶ浦体育館非構造部材改修工事及び令和元(2019)年度からの新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を除くと、概ね横ばいとなっています。

野球場、サッカー場及び広場等のフィールド系施設の利用状況は、平成23(2011)年度の災害復旧工事及び令和元(2019)年度以降の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を除くと、概ね横ばいとなっています。秋津サッカー場は、人工芝化による利用コマ数の拡大および多種多様なスポーツの受け入れを行い、施設を十分に活用していく必要があります。一方、照明塔のLED化及び秋津野球場を含め、施設の老朽化が深刻となっており、早期の対策が必要となっています。

芝園フットサル場は、平成23(2011)年度に開設した新しい施設で、堅調な利用状況ですが、敷設されている人工芝、照明塔の計画的な改修が必要です。

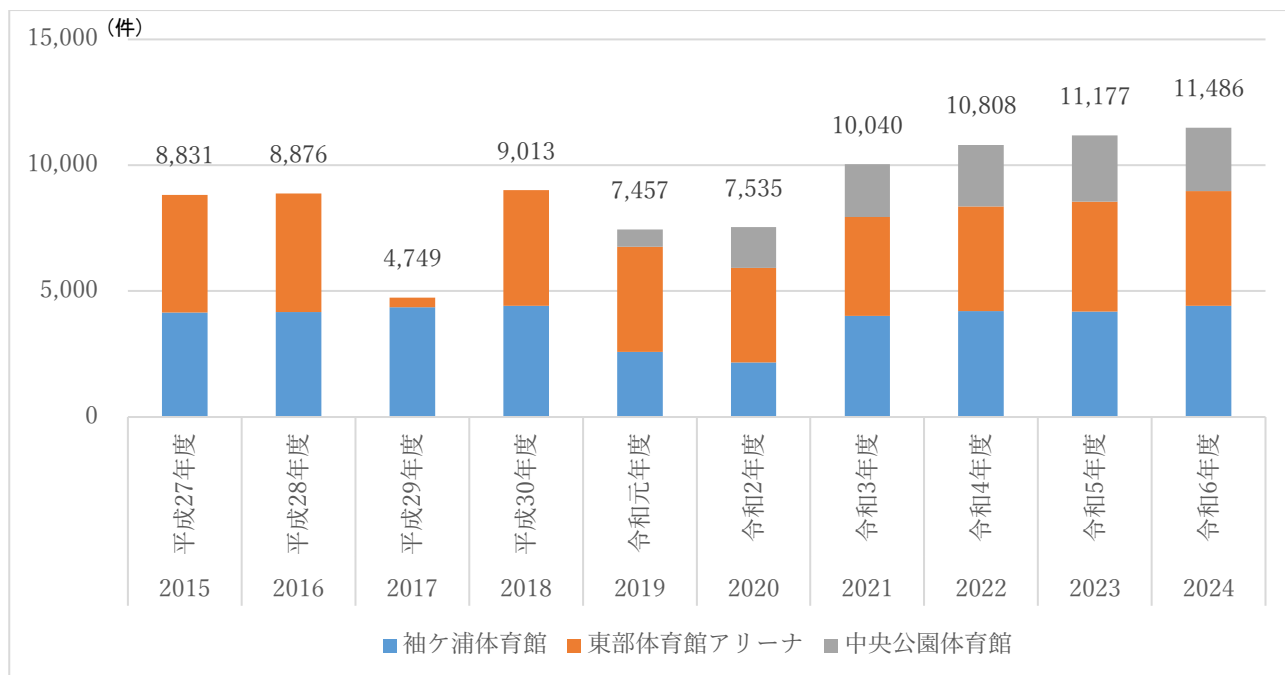
秋津公園多目的広場及び茜浜近隣公園は、無料施設であり自由度の高い広場でもあることから、一定の利用があります。しかし、照明設備が設置されており、広場の維持管理に加え、設備の改修も計画的に行う必要があることから、受益者負担の見直しを検討する余地があります。また、袖ヶ浦少年サッカー場も同様に無料施設であり、袖ヶ浦体育館の再整備時にその機能の必要性を含め、在り方を検討する必要があります。

テニスコートは、令和元(2019)年度以降も新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響は限定的で、平成29(2017)年度以降は若干の減少が見られるものの、利用は総じて堅調な状況です。そのため、いずれの施設も現状の機能を維持していくことが適切ですが、テニスコートのうち、袖ヶ浦、秋津、芝園は人工芝コートのため計画的な改修が必要です。秋津、芝園は、照明設備が設置されていることから、これらも計画的な改修が必要です。

パークゴルフ場は、中央公園パークゴルフ場の令和元(2019)年度における台風被害の影響を除き、概ね横ばいの利用状況となっていますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が、同じく屋外施設であるテニスコートよりも大きくなっています。また、茜浜パークゴルフ場には、小規模なクラブハウスが建築されており、こちらも適切な維持管理を行っていく必要があります。

【スポーツ施設利用件数】

○体育館利用件数



※本グラフでは東部体育館はアリーナ利用件数のみ

(単位: 件)

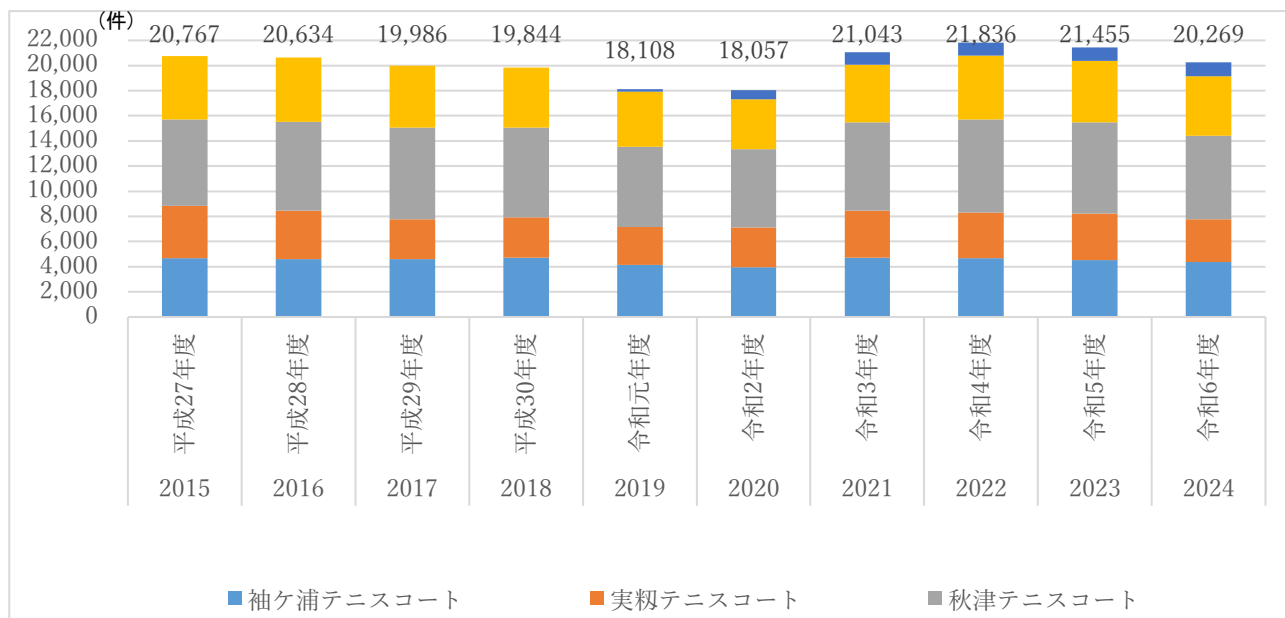
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
袖ヶ浦体育館	4,158	4,173	4,352	4,408	2,581	2,165	4,021	4,210	4,196	4,413
東部体育館	アリーナ	4,673	4,703	397	4,605	4,181	3,750	3,922	4,157	4,360
	トレーニング室	20,254	22,109	6,904	20,271	19,558	8,530	11,795	11,200	12,794
	講習室	1,098	1,104	395	797	838	640	910	807	799
	小計	26,025	27,916	7,696	25,673	24,577	12,920	16,627	16,164	16,977
中央公園体育館					695	1,620	2,097	2,441	2,621	2,519
合計	30,183	32,089	12,048	30,081	27,853	16,705	22,745	22,815	23,794	25,084

○野球場・サッカー場等

(単位: 件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
秋津野球場	106	104	123	129	96	45	100	126	84	90
秋津サッカー場	141	166	141	127	149	103	151	169	152	115
秋津公園多目的広場	622	732	651	622	572	304	591	612	556	564
芝園フットサル場	3,689	3,596	3,445	3,403	2,941	2,559	2,789	2,014	3,125	3,339
袖ヶ浦少年サッカー場	380	367	154	136	136	119	136	213	121	124
茜浜近隣公園	872	819	806	744	810	612	754	866	854	819
合計	5,810	5,784	5,320	5,161	4,704	3,742	4,521	4,000	4,892	5,051

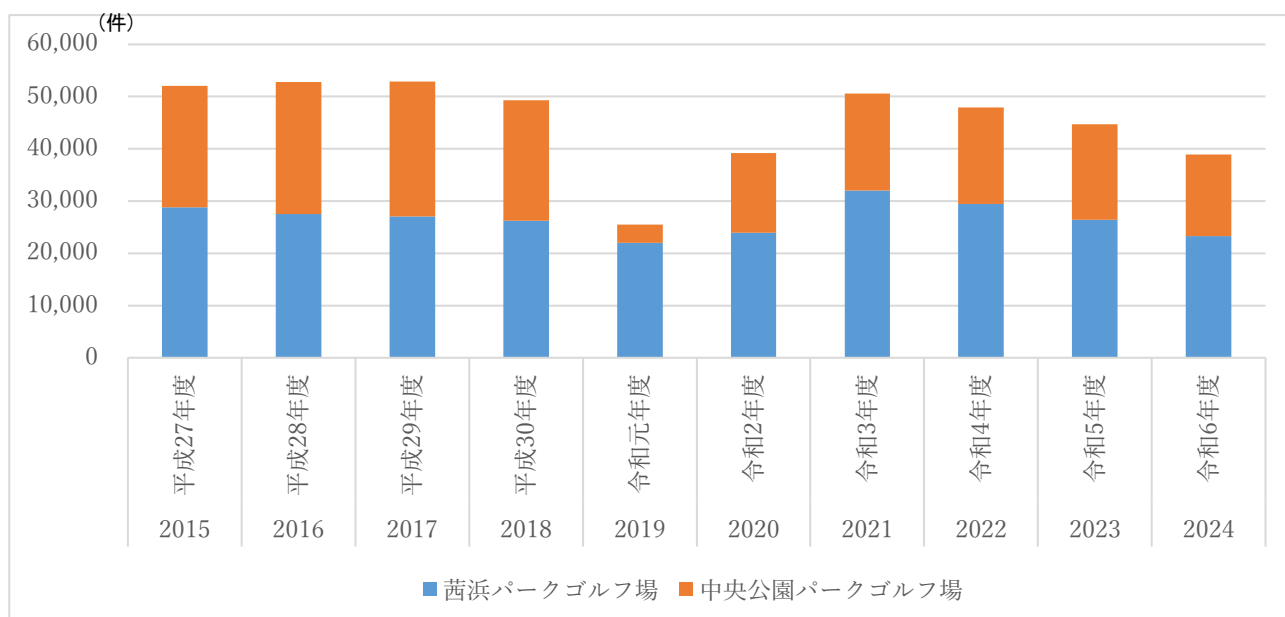
○テニスコート



(単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
袖ヶ浦テニスコート	4,677	4,623	4,620	4,716	4,131	3,946	4,700	4,678	4,541	4,361
実籾テニスコート	4,157	3,837	3,140	3,227	3,017	3,181	3,762	3,615	3,703	3,403
秋津テニスコート	6,882	7,081	7,320	7,125	6,380	6,228	7,035	7,415	7,243	6,659
芝園テニスコート	5,051	5,093	4,906	4,776	4,389	3,966	4,555	5,085	4,887	4,732
中央公園テニスコート					191	736	991	1,043	1,081	1,114
合計	20,767	20,634	19,986	19,844	18,108	18,057	21,043	21,836	21,455	20,269

○パークゴルフ場



(単位:件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
茜浜パークゴルフ場	28,838	27,500	27,040	26,275	22,006	23,962	32,036	29,483	26,432	23,262
中央公園パークゴルフ場	23,195	25,335	25,878	22,994	3,524	15,189	18,556	18,434	18,309	15,648
合計	52,033	52,835	52,918	49,269	25,530	39,151	50,592	47,917	44,741	38,910

⑤文化財の利用状況と課題

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものであり、その保存や継承のためには、文化財への関心と理解が重要となります。

文化財の種類は、建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等多様であり、特に重要なものは、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

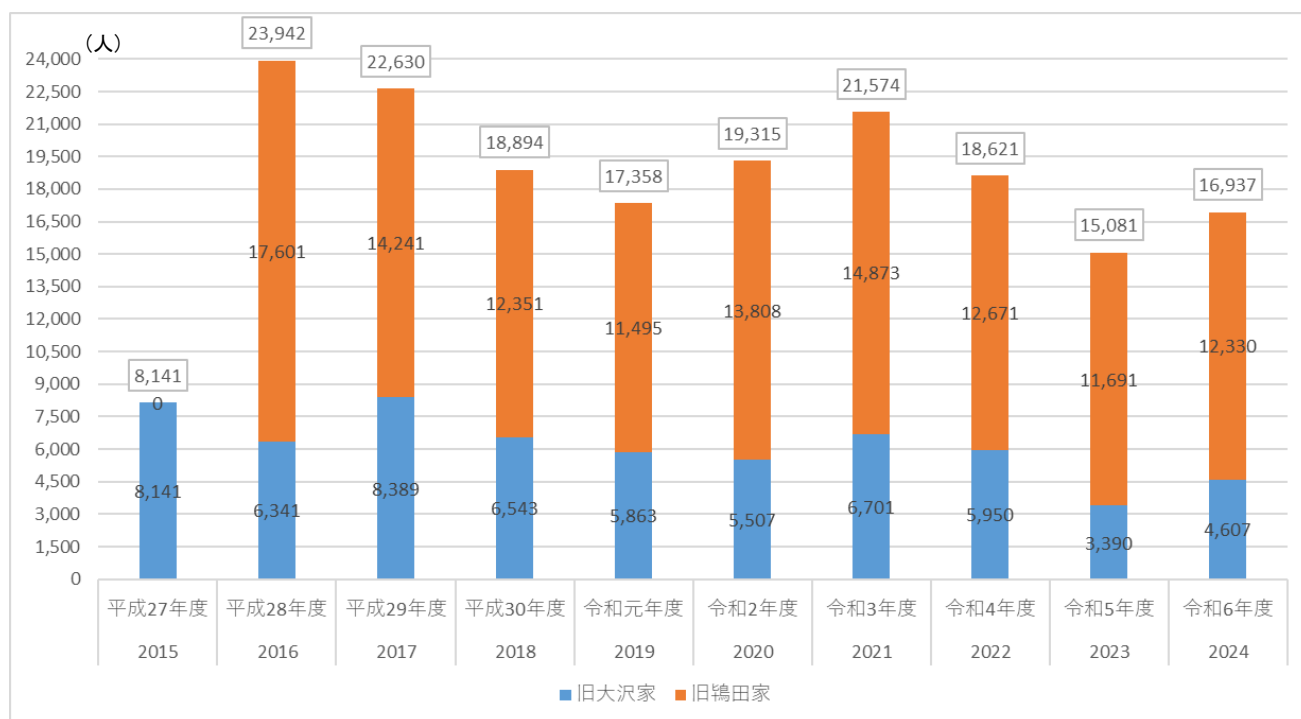
このうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴫田家住宅（いずれも千葉県指定有形文化財）は一般公開し、来館料を無料とすることで市民に気軽に足を運んでいただいています。

両住宅では、日常的な点検を実施しており、劣化や損傷に応じて補修を行ってまいりましたが、茅葺屋根の定期的な葺き替えの計画など、より長期的な視点での維持管理が必要です。

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる場については、これまで本格的な常設施設がなく、埋蔵文化財調査室や市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示しています。

また、埋蔵文化財調査室については、旧本大久保保育所跡地を活用していますが、雨漏りが発生するなど施設の老朽化が進行しています。

○旧大沢家住宅・旧鴫田家家住宅 来館者数



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
旧大沢家	8,141	6,341	8,389	6,543	5,863	5,507	6,701	5,950	3,390	4,607
旧鴫田家	0	17,601	14,241	12,351	11,495	13,808	14,873	12,671	11,691	12,330
総計	8,141	23,942	22,630	18,894	17,358	19,315	21,574	18,621	15,081	16,937

※旧大沢家住宅は、茅葺屋根の改修工事により下記の期間休館しました。

(第1期) R5.12/15~R6.3/31 (第2期) R6.11/16~R7.3/7

※旧鴫田家住宅は、東日本大震災の災害復旧工事により平成27年度は休館しました。

5. 改修整備方針

本市の生涯学習や文化芸術の振興、及び生涯スポーツの推進に係る各種施策の着実な実行のため、次の方針により適正な施設や機能を確保するものとします。

(1) 社会教育施設等

社会教育施設等は、現状の機能を維持することを基本としますが、「習志野市公共施設等総合管理計画」の基本方針に則り、「複合化・多機能化の推進と保有総量の圧縮」、「長寿命化の推進と適正な質の確保」を図ります。

①公民館は、社会変化に対応し、新たな時代の生涯学習に向けた魅力ある公民館となるため、施設利用や事業の充実を図ります。

・菊田公民館の令和13年度末までの機能停止に伴い、菊田公民館機能の代替を確保します。講堂の代替として、旧庁舎跡地に整備する公共機能としての多目的スペースを、また、その他の諸室の機能の代替として、令和9年度末をもって藤崎こども園へ機能統合する方針とされている津田沼幼稚園の閉園後の施設の一部の活用を検討していきます。

・実花公民館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、利用サークル等の意見を反映させた設計となるよう調整を行うとともに、ICT環境を活用し、生涯学習の更なる充実を図ります。

②東習志野図書館の(仮称)新総合教育センターとの複合化において、閲覧スペースと書庫の拡大、ICタグによる蔵書管理システムの導入、学習スペースの確保等の機能向上を図ります。

③埋蔵文化財等を保存・展示する機能を拡大するため、実花公民館跡施設に歴史資料展示室を開設します。施設の整備にあたっては、歴史資料に関する講座や、団体見学時の説明に使用する研修室を設置し、研修室の使用予定のない時は、一定程度、地域の方々の利用が可能となるよう検討していきます。また、雨漏り等老朽化が進む埋蔵文化財調査室の移転及び収蔵場所の確保を進めます。

④旧鴫田家住宅及び旧大沢家住宅の茅葺屋根等改修について、茅葺屋根の一般的な葺き替えサイクルに基づき、次のとおり実施します。

・30年に1回程度の全葺き替え

・15年に1回程度の表層葺き替え(屋根表面を中心に6~7割を葺き替える。)

・5~7年に1回程度の差茅

(2) スポーツ施設

スポーツ施設は、適切な改修と点検を行うことで長寿命化を図り、今後も継続使用することを原則とします。また、屋外施設の設備についても適宜対応していきます。

①老朽化の深刻な秋津野球場と秋津サッカー場は、早期に長寿命化改修を実施し、安全性の確保と併せて、利便性の向上と利用用途の拡大を図り、スポーツにより多世代が交流し、生涯スポーツ推進の象徴となる施設とします。

②持続可能な生涯スポーツ推進を図るため、受益者負担の見直しを検討します。

③屋外スポーツ施設における人工芝、照明設備の改修実施時期については、人工芝は敷設後6年～10年を周期として、照明設備は設置後概ね20年で器具の改修を、概ね40年で支柱も含めた全面改修を行うことを基本としています。

6. 改修整備実施計画

(1) 前提条件

実施計画の策定にあたっては、第3次公共建築物再生計画と同様、次の前提条件を基本として事業費、実施時期等を設定しています。

ただし、老朽化の深刻な秋津野球場、秋津サッカー場の改修事業費については、教育委員会において検討中である再整備基本方針に基づく試算額を用いて積算しています。また、屋外スポーツ施設における人工芝、照明設備の改修事業費については実績額や概算見積額を用いて積算しています。

①工事単価、標準工事期間

・社会教育施設等

工事種別	設計		工事	
	標準工期	設計費単価	標準工期	工事費単価
建替 ※	1年間	48,000 円/㎡	2年間	756,000 円/㎡
大規模改修	1年間	16,000 円/㎡	1年間	233,000 円/㎡
長寿命化改修・機能向上大規模改修	1年間	23,000 円/㎡	2年間	282,000 円/㎡

・スポーツ施設

工事種別	設計		工事	
	標準工期	設計費単価	標準工期	工事費単価
建替 ※	1年間	48,000 円/㎡	2年間	680,000 円/㎡
大規模改修	1年間	13,000 円/㎡	1年間	186,000 円/㎡
長寿命化改修・機能向上大規模改修	1年間	20,000 円/㎡	2年間	254,000 円/㎡

※建替には、建物工事、外構工事及び既存建物の解体工事が含まれます。

注：延べ床面積が200㎡未満の建築物については工事種別問わず、工期を設計1年、工事1年の計2年としています。

②各種工事等の定義

【長寿命化改修】

建築物の構造躯体に対する改修を含む以下の工事

- ・構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が13.5N/mm²超
- ・建築後40年以上を経過しているもの
- ・改修後は原則として30年以上使用
- ・平成23(2011)年度以前(「公共施設再生基本方針」策定前)に竣工した建物へ適用する工事
- ・「劣化部位の機能回復」や「社会的な要請への対応」を適切に行うだけでなく、「物理的耐用年数の延伸」を目的とする工事

【大規模改修】

建築物の構造躯体に対する改修を含む以下の工事

- ・構造躯体のコンクリート圧縮強度試験結果が13.5N/mm²超
- ・建築後40年以上を経過しているもの
- ・改修後は原則として30年以上使用
- ・平成24(2012)年度以降(「公共施設再生基本方針」策定後)に竣工した建物へ適用する工事
- ・「劣化部位の機能回復」や「社会的な要請への対応」を適切に行う工事

【設備等修繕】

建築後一定の周期で実施する改修工事とは別に、必要に応じて実施する部位別の修繕工事

③目標耐用年数

各構造別の建築物の目標耐用年数は次表のとおりとします。

構造	目標耐用年数※1
SRC造またはRC造 〔鉄骨鉄筋コンクリート造 または 鉄筋コンクリート造〕	70~100年
S造(重量鉄骨造)	70~80年(100年※2)
LGS造(軽量鉄骨造)	50年
W造(木造)	50年

※1 建物の劣化状況、周辺施設との関係性や今後の施設の維持コストなどを考慮して、記載の年数より短い、または長い年数とすることもあります。

④工事等種類の分類

ケース分けの条件		構造		SRC造、RC造、S造		LGS造	W造		
		竣工年度		2012年度以降		2011年度以前			
		令和2(2020)年4月時点での築年数		20年未満		20年以上50年以下		51年以上	
ケース分類		ケース1 (SRC造、RC造)		ケース2 (S造)	ケース3	ケース4	ケース5	ケース6	ケース7
基本的な改修の考え方		【長寿命化 実施不要】 機能回復・機能向上改修により目標耐用年数まで使用			【長寿命化 実施対象】 機能回復・長寿命化改修により目標耐用年数を延伸		【長寿命化 実施対象外】 必要最低限の機能回復を実施し目標耐用年数経過時に建替		
目標耐用年数		100年	80年 (100年※1)	80年※2	80年	70年	50年	50年	
「あり方検討」の実施時期		「機能向上大規模改修」及び「建替」設計開始年度の10年前から2年前まで			「長寿命化改修」及び「建替」設計開始年度の10年前から2年前まで		「建替」設計開始年度の10年前から2年前まで		
竣工から再整備までのスケジュール	【機能回復】大規模改修	・21年目 ・61年目 ・81年目	・21年目 ・61年目 (・81年目※1)	・21年目 ・61年目	-	-	21年目	-	
	【機能向上】長寿命化改修／機能向上大規模改修	41年目	41年目	41年目	51年目	-	-	-	
	建替	101年目	81年目 (101年目※1)	81年目	81年目	71年目	51年目	51年目	
	設備等修繕	・36~40年目 ・76~80年目	36~40年目	36~40年目	36~40年目	〔建築物の状況に応じて実施〕	56~60年目	-	-

(2) 実施計画

	施設名・基本情報			再整備内容																		
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23		
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041		
1	中央公民館 中央図書館 中央公園体育館			築後年数	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
				内容														設計	工事			
	構造	階数	延床面積	事業費	2,245百万円(複合施設全体)																	
	RC	4	7,338 m ²	分類	ケース1			工事時期	令和21-22			工事種別	大規模改修									
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業であり、事業期間中の日常的な修繕等は事業者が費用を負担して実施するが、建築後一定年数経過時の大規模改修等に係る費用は市が負担する。 ・大規模改修について、令和21(2039)年度に設計、令和22(2040)年度に工事を実施する。 																	
2019	R1	6																				
2	菊田公民館			築後年数	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70		
				内容																		
	構造	階数	延床面積	事業費																		
	RC	3+B1	1,492 m ²	分類	機能停止(廃止)			工事時期	-			工事種別	-									
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全性を確認しながら日常的な維持管理を実施し、令和13(2031)年度末で機能停止する。 ・菊田公民館の諸室機能については、閉園後の津田沼幼稚園跡地及び習志野市旧庁舎跡地活用事業における多目的スペースに移管予定。 																	
1971	S46	54																				
3	実花公民館			築後年数	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63		
				内容	設計	設計	工事	工事	工事													
	構造	階数	延床面積	事業費	2,112百万円(複合施設全体)																	
	RC	2	582 m ²	分類	ケース4			工事時期	令和8-12			工事種別	建替 (集約複合化)									
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5(2023)年10月に策定した「総合教育センター再整備基本方針」及び令和7(2025)年3月に策定された「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」に基づき建替えの時期を位置付ける。 ・建替について、令和8(2026)～9(2027)年度に設計、令和10(2028)～12(2030)年度に工事を実施する。 ・機能移転後の実花公民館跡施設については、(仮称)歴史資料展示室として活用予定(実花小体育館棟長寿命化改修に併せて改修)。 																	
1978	S53	47																				
4	袖ヶ浦公民館			築後年数	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
				内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕					設計	工事	工事						
	構造	階数	延床面積	事業費	28百万円			369百万円														
	RC	2	1,211 m ²	分類	ケース4			工事時期	令和8-12 令和17-19			工事種別	設備等修繕 長寿命化改修									
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間に実施する。 ・長寿命化改修について、令和17(2035)年度に設計、令和18(2036)～19(2037)年度に工事を実施する。 																	
1981	S56	44																				
5	谷津公民館			築後年数	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59		
				内容			修繕	修繕	修繕	修繕	修繕					設計	工事	工事				
	構造	階数	延床面積	事業費	23百万円			312百万円														
	RC	2	1,023 m ²	分類	ケース4			工事時期	令和10-14 令和19-21			工事種別	設備等修繕 長寿命化改修									
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等修繕について、必要に応じて令和10(2028)～14(2032)年度の間に実施する。 ・長寿命化改修について、令和19(2037)年度に設計、令和20(2038)～21(2039)年度に工事を実施する。 																	
1982	S57	43																				

令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議資料
社会教育課 協議(2)

施設名・基本情報		再整備内容																	
		年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	
			2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	
6 9	新習志野公民館 新習志野図書館		築後年数	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
	内容			修繕	修繕	修繕	修繕	修繕											
	構造	階数	延床面積	事業費	42百万円														
	RC	2	1,863 m ²	分類	ケース4			工事時期	令和9-13			工事種別	設備等修繕						
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・設備等修繕について、必要に応じて令和9(2027)～13(2031)年度の間に実施する。														
8	東習志野図書館 (東習志野コミュニティセンター)		築後年数	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
	内容			設計	設計	工事	工事	工事											
	構造	階数	延床面積	事業費	2,112百万円(複合施設全体)														
	RC	3	411 m ²	分類	ケース4			工事時期	令和8-12			工事種別	建替 (集約複合化)						
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・令和5(2023)年10月に策定した「総合教育センター再整備基本方針」及び令和7(2025)年3月に策定された「(仮称)新総合教育センター再整備基本構想」に基づき建替えの時期を位置付ける。 ・建替について、令和8(2026)～9(2027)年度に設計、令和10(2028)～12(2030)年度に工事を実施する。														
10	谷津図書館 (谷津コミュニティセンター)		築後年数	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	内容								修繕	修繕	修繕	修繕	修繕						
	構造	階数	延床面積	事業費	43百万円														
	RC	2	761 m ²	分類	ケース4			工事時期	令和13-17			工事種別	設備等修繕						
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・設備等修繕について、必要に応じて令和13(2031)～17(2035)年度の間に実施する。														
11 12	富士吉田青年の家 (宿泊研修棟、体育館)		築後年数	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
	内容			工事															
	構造	階数	延床面積	事業費															
	RC、S	2	1,903 m ²	分類	ケース4			工事時期	令和5年度～8年度			工事種別	長寿命化改修						
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・第1期工事(本館棟)については、令和7(2025)年度までに実施済。 ・第2期工事(体育館棟)については、令和8(2026)年度に実施する。 ・建替について、令和35(2053)年度に設計、令和36(2054)～37(2055)年度に工事を実施する。														

令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議資料
社会教育課 協議(2)

施設名・基本情報				再整備内容																		
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23		
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041		
13	暁風館			築後年数	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68		
				内容						設計	工事									設計		
	構造	階数	延床面積	事業費	588百万円(体育館含む)									142百万円(体育館含む)								
	RC	2	545 m ²	分類	ケース4				工事時期	令和13-14 令和23-25				工事種別	大規模改修 建替							
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)年度に工事を実施する。 ・建替について、令和23(2041)年度に設計、令和24(2042)～25(2043)年度に工事を実施する。 																	
1973	S48	52																				
14	袖ヶ浦体育館			築後年数	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69		
				内容						設計	工事									設計		
	構造	階数	延床面積	事業費	588百万円(体育館含む)									142百万円(体育館含む)								
	RC	2	2,409 m ²	分類	ケース4				工事時期	令和13-14 令和23-25				工事種別	大規模改修 建替							
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)年度に工事を実施する。 ・建替について、令和23(2041)年度に設計、令和24(2042)～25(2043)年度に工事を実施する。 																	
1972	S47	53																				
15	東部体育館			築後年数	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47		
				内容					修繕	修繕	修繕	修繕	修繕									
	構造	階数	延床面積	事業費	26百万円																	
	RC	2	2,912 m ²	分類	ケース4				工事時期	令和12-16				工事種別	設備等修繕							
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等修繕について、必要に応じて令和12(2030)～16(2034)年度の間に実施する。 																	
1994	H6	31																				
16	秋津サッカー場			築後年数	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59		
				内容		修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	設計	工事	工事									
	構造	階数	延床面積	事業費	29百万円				892百万円													
	RC		3,257 m ²	分類	ケース4				工事時期	令和9-13 令和13-15				工事種別	設備等修繕 長寿命化改修							
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等修繕について、必要に応じて令和9(2027)～13(2031)年度の間に実施する。 ・長寿命化改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)～15(2033)年度に工事を実施する。 																	
1982	S57	43																				
17	秋津野球場			築後年数	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
				内容					修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	設計	工事	工事						
	構造	階数	延床面積	事業費	32百万円				962百万円													
	RC		3,510 m ²	分類	ケース4				工事時期	令和12-16 令和16-18				工事種別	設備等修繕 長寿命化改修							
	築年		築後経過年数	再整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等修繕について、必要に応じて令和12(2030)～16(2034)年度の間に実施する。 ・長寿命化改修について、令和16(2034)年度に設計、令和17(2035)～18(2036)年度に工事を実施する。 																	
1984	S59	41																				

令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議資料
社会教育課 協議(2)

施設名・基本情報		再整備内容																			
		年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23			
			2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041			
18	実籾テニスコート (クラブハウス)		築後年数	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61		
			内容	修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	設計	工事											
	構造	階数	延床面積	事業費	2百万円		47百万円														
	S	1	172 m ²	分類	ケース4		工事時期	令和8-13 令和13-14		工事種別	設備等修繕 長寿命化改修										
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・設備等修繕について、必要に応じて令和8(2026)～12(2030)年度の間を実施する。 ・長寿命化改修について、令和12(2030)年度に設計、令和13(2031)年度に工事を実施する。																
19	秋津テニスコート (クラブハウス・照明設備・人工芝)		築後年数	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53		
			内容	照明設計								修繕	修繕	修繕	修繕	修繕	設計	工事	工事		
			内容(芝)	張替										張替							
	構造	階数	延床面積	事業費							2百万円				60百万円						
	RC	1	218 m ²	分類	ケース4		工事時期	令和15-19 令和19-20		工事種別	設備等修繕 長寿命化改修										
築年		築後経過年数	再整備の方針	照明設備の設計を令和8年度に実施する。 人工芝の張替を令和9,17年度に実施する。 ・設備等修繕について、必要に応じて令和15(2033)～19(2037)年度の間を実施する。 ・長寿命化改修について、令和19(2037)年度に設計、令和20(2038)～21(2039)年度に工事を実施する。																	
20	芝園テニスコート・フットサル場 (クラブハウス・照明設備)		築後年数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
			内容	照明設計					設計	工事											
	構造	階数	延床面積	事業費					18百万円												
	S	1	93 m ²	分類	ケース3		工事時期	令和13-14		工事種別	大規模改修										
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・照明設備の設計を令和8年度に実施する。 ・大規模改修について、令和13(2031)年度に設計、令和14(2032)年度に工事を実施する。																
20	芝園テニスコート (人工芝)		築後年数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
			内容					張替									張替				
	構造	階数	延床面積	事業費																	
			m ²	分類	—		工事時期	—		工事種別	—										
	築年		築後経過年数	再整備の方針	人工芝の張替を令和12,20年度に順次実施する。																

令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議資料
社会教育課 協議(2)

施設名・基本情報				再整備内容																	
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	
20	芝園フットサル場 (人工芝)			築後年数	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
				内容								張替									
	構造	階数	延床面積	事業費																	
				分類	—				工事時期				—				工事種別				—
	築年		築後経過年数	再整備の方針	人工芝の張替を令和15年度に順次実施する。																
	2011	H23	14																		
22	茜浜パークゴルフ場 (クラブハウス)			築後年数	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
				内容																	
	構造	階数	延床面積	事業費																	
	W	1	73 m ²	分類	ケース7				工事時期				令和38年度～39年度				工事種別				建替
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・建替について、令和38(2056)年度に設計、令和39(2057)年度に工事を実施する。																
	2006	H18	19																		
23	袖ヶ浦テニスコート (人工芝)			築後年数	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	
				内容	張替								張替								
	構造	階数	延床面積	事業費																	
				分類	—				工事時期				—				工事種別				—
	築年		築後経過年数	再整備の方針	人工芝の張替を令和8.16年度に順次実施する。																
	1971	S46	54																		
24	中央公園野球場			築後年数	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	
				内容																	
	構造	階数	延床面積	事業費																	
				分類	—				工事時期				—				工事種別				—
	築年		築後経過年数	再整備の方針	・ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																
	1979	S54	46																		
25	中央公園パークゴルフ場			築後年数	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	
				内容																	
	構造	階数	延床面積	事業費																	
				分類	—				工事時期				—				工事種別				—
	築年		築後経過年数	再整備の方針	ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																
	2000	H12	25																		

令和7年度第3回習志野市社会教育委員会議資料
社会教育課 協議(2)

施設名・基本情報				再整備内容																		
				年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23		
					2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041		
26	袖ヶ浦少年サッカー場			築後年数	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45		
				内容																		
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	—				工事時期				—				工事種別			—		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	ネット、フェンス等設備の適切な補修を実施する。																	
1996		H8	29																			
27	秋津公園多目的広場 (照明設備)			築後年数	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
				内容	照明設計																	
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	—				工事時期				—				工事種別			—		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	照明設備の設計を令和8年度に実施する。																	
1981		S56	44																			
28	茜浜近隣公園 (照明設備)			築後年数	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52		
				内容	照明設計																	
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	—				工事時期				—				工事種別			—		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	照明設備の設計を令和8年度に実施する。																	
1989		H1	36																			
29	旧大沢家住宅			築後年数	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		
				内容				調査	工事					調査	工事					調査		
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	※文化財				工事時期				5年毎に現状調査				工事種別			現状調査 保存修理工事		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	*おおよそ5年毎に現状調査を行い、必要に応じて茅葺屋根の差茅等の保存修理工事を行う他、計画の見直しを行う。																	
1976		S51	49																			
30	旧鴫田家住宅			築後年数	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41		
				内容	工事	工事						調査	工事				調査	工事				
	構造	階数	延床面積	事業費																		
				分類	※文化財				工事時期				R8～9 5年毎に現状調査				工事種別			現状調査 保存修理工事		
	築年		築後経過年数	再整備の方針	*保存修理工事として、令和8(2026)～9(2027)年度に茅葺屋根の表層葺替工事を行う。 おおよそ5年毎に現状調査を行い、必要に応じて茅葺屋根の差茅等の保存修理工事を行う他、計画の見直しを行う。																	
2000		H12	25																			

放課後子供教室(実籾・東習志野・秋津)業務委託候補者の決定について

令和7年9月27日(土)に標記プロポーザルの選定委員会が開催され、以下の事業者をそれぞれ令和8年度の子供教室運営委託の第一位契約候補者として選定しましたので御報告します。

小学校地区	事業者名
実籾小学校地区	株式会社学研ココファン・ナーサリー
東習志野小学校地区	株式会社明日葉
秋津小学校地区	株式会社セリオ

<選考内容>

書類審査を経て、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングを基に、生涯学習部・こども部・学校教育部の管理職7人で構成する選定委員会が審査要領に基づき、評価を行いました。

また、当該小学校に在籍する児童の保護者に対して、提案書の閲覧及びプレゼンテーション・ヒアリングの傍聴の機会を設け、実籾小学校地区において保護者1名の傍聴がありました。全ての事業者のプレゼンテーション・ヒアリングを傍聴した場合に限り、事業者の提案で良かった点について意思表示できることとしておりましたが、傍聴した保護者からの意見はありませんでした。

【実籾小学校地区】

順位	事業者名	評価点に対する割合 (100点換算)
1	株式会社学研ココファン・ナーサリー	83.8
2	株式会社明日葉	83.6
3	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	80.3
4	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	79.6
5	株式会社アンフィニ	75.2
6	株式会社日本保育サービス	75.0
7	ライクキッズ株式会社	72.9

・1位となった「株式会社学研ココファン・ナーサリー」は、東京都・神奈川県を中心に児童会及び子供教室の校内交流型の施設運営をしており、習志野市内での運営は初めてとなります。特別な支援を要する児童や医療的ケア児に対する支援体制が整っていることが評価されました。

【東習志野小学校地区】

順位	事業者名	評価点に対する割合 (100点換算)
1	株式会社明日葉	84.8

・当該事業者は、現在の東習志野小学校地区の児童会及び子供教室の運営事業者であり、その他、市内では鷺沼小学校地区の児童会及び子供教室、実花小学校地区の子供教室の運営も行っています。豊富な運営実績によるノウハウ、児童の健全な育成を図るためのスポーツや文化活動等の提供、継続性のあるプログラムなどが評価されました。

【秋津小学校地区】

順位	事業者名	評価点に対する割合 (100点換算)
1	株式会社セリオ	86.1
2	株式会社明日葉	84.1

・1位となった「株式会社セリオ」は、現在の秋津小学校地区の児童会及び子供教室、とんぼスペースの運営事業者であり、その他、市内では袖ヶ浦西小学校地区と津田沼小学校地区の児童会及び子供教室の運営も行っています。豊富な運営実績によるノウハウに加え、児童の興味を惹くような魅力ある運営、ボランティアと連携したプログラムの展開などが評価されました。

◆今後の予定

令和8年2月～3月	実籾小学校放課後児童会における引継ぎ保育の実施 実籾小学校放課後子供教室の開設に係る準備
令和8年4月	業務委託開始

第2次習志野市子どもの読書活動推進計画 (案)

(令和8(2026)年度～令和15(2033)年度)

～全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり～

後ほど図を挿入

令和7年10月版

習志野市教育委員会

はじめに

※教育長あいさつ

目次

第1章 計画の策定にあたって	4
1 策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等	6
1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化	6
2 国・千葉県の動向	6
第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等	7
1 前期計画の振り返り	7
(1) 実施状況	7
(2) 前期計画の目標達成状況	8
(3) アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点	11
第4章 基本目標・基本方針・施策体系	18
1 基本目標	18
2 基本方針	18
3 施策体系	19
4 計画の目標値	20
第5章 計画の実現に向けた取り組み	21
基本方針1 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進	21
基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施	21
基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信	22
基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み	24
基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上	25
基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進	26
基本施策⑥ 学校での読書活動の推進	26
基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築	28
基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実	28
基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり	29
基本施策⑨ 子ども読書活動推進体制の整備	30
基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保	31
《子どもの発達段階に応じた取り組み》	32
《計画の推進》	36
【参考資料】	37
計画の策定プロセス	38
子どもの読書活動の推進に関する法律	39
習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領	41
子どもの読書活動 関係施設一覧	43
習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)	49

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」の基本理念に基づき策定するものです。

近年、生活環境の変化や価値観の多様化等により、すべての世代の「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。文化庁が令和6(2024)年に全国の16歳以上を対象にして実施した調査では、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が6割に上り、過去最大の数値となりました。

その中で、子どもたちも年齢が上がるに従い読書時間が減少していく傾向にあり、特に高校生の不読率^①の高さは課題となっています。

習志野市では、平成16(2004)年4月に「習志野市読書活動推進計画」、平成31(2019)年4月に「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書環境の整備に取り組んできました。

この間、国のGIGAスクール構想により、小・中学校で1人1台タブレット端末が導入されるなど、教育におけるデジタル化が進展し、電子書籍をはじめとする様々なデジタル媒体から活字情報を得る環境が整っていることから、引き続き、多様な機会の提供に取り組む必要があります。

子どもたちに豊かな読書体験のきっかけを与えるのは、周りにいる大人たちであり、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行い、知識や豊かな心を育てることができるよう、前期計画に続き、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要です。

また、特に育児をしながら自身の生育過程を振り返っている保護者にとっても、子どもとともに過ごす読書時間が自らの癒しや励ましにつながってほしいと願うものです。

読書とは、教養・娯楽・情報収集・語彙力の向上のためだけでなく、子ども一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達のうちで非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくための助けとなるものです。著名な児童文学者のリリアン・H・スミス^②は「すぐれた子どもの本は、それを楽しんで読む子どもたちに、非常時用の錨を荒い波風におろすような安定力を与える」と述べています。

これらのことから、国や県の動向や本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

① 不読率：1か月に1冊も本を読まない子どもの割合

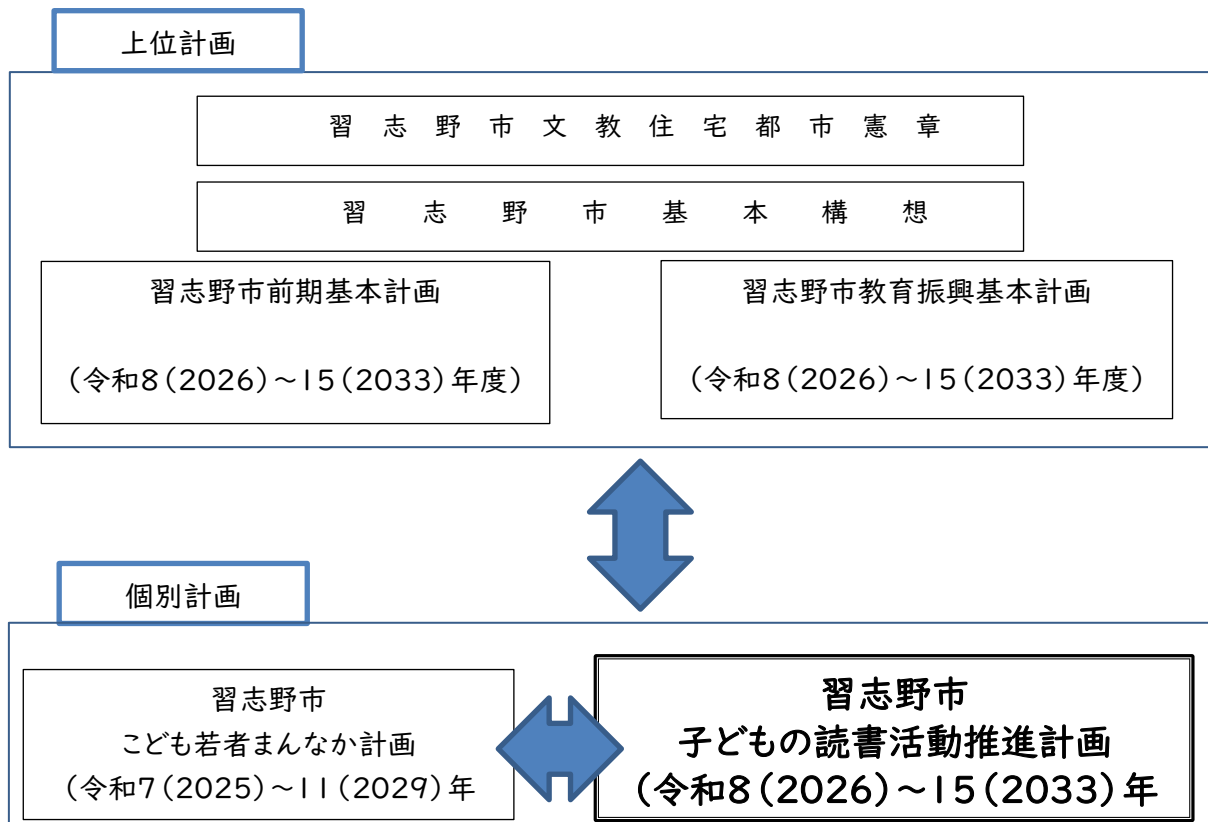
② リリアン・H・スミス：アメリカの児童文学者、小説家(1887-1983)。引用は「児童文学論」(岩波書店 2016年刊)

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」の内容等を踏まえ、策定します。なお、国計画における基本的方針は、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点です。

さらに、令和元(2019)年6月に施行した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」に基づき策定された、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」及び千葉県の「千葉県読書バリアフリー推進計画」の内容を踏まえて策定します。

また、市の他の計画について、「習志野市基本構想」における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた「習志野市前期基本計画(令和8(2026)~15(2033)年度)」や「習志野市教育振興基本計画(令和8(2026)~15(2033)年度)」の子どもの読書施策に関する個別計画とするとともに、「習志野市こども若者まんなか計画(令和7(2025)~11(2029)年度)」と調和を図ります。



3 計画の対象

本計画の対象は、「おおむね18歳以下の子ども」と「子どもの読書活動の推進に関わる保護者、教育・福祉・保健関係者等」とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

第2章 子どもたちの読書活動を取り巻く全国的な現状等

1 子どもたちを取り巻く読書環境の変化

(1) GIGAスクール構想による1人1台端末の配備

令和元(2019)年に国から提唱されたGIGAスクール構想により、全国の小・中学校、高等学校などにおいて高速大容量の通信ネットワークを整備、児童生徒1人に対して1台のコンピュータまたはタブレット端末の整備が進められてきました。子どもたちにとってICT機器が身近なものとなり、紙の本だけではなく、電子媒体でも読書ができる環境が広まりました。

(2) スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用増・低年齢化

東京大学とベネッセ教育総合研究所が小学校1年生から高校3年生を対象に実施した調査^③では、各メディアの1日の平均利用時間について、スマートフォン、パソコン及びタブレットの利用時間が増加しているのに対し、本に費やす時間は減少していることが分かりました。

また、スマートフォンの利用時間については、小学校4年生は1日20分のところ、高校2年生になると140分になり、学年が上がるにつれて増えている状況です。

2 国・千葉県の動向

(1) 視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

国は、視覚障がい、読字に困難がある発達障がい(ディスレクシア等)、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい方等も読書に親しむことができる社会の実現に向けて、令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)を制定しました。また、読書バリアフリー法第7条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)」が策定されたほか、子どもに対する読書バリアフリーの取り組みとしては、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」にその内容が反映されました。

千葉県についても、令和5(2023)年3月に「千葉県読書バリアフリー推進計画」を策定し、子どもに対する取り組みとしても「千葉県子どもの読書活動推進計画(第五次)」にその内容を反映しました。

(2) 学校図書館図書整備等計画の策定

令和4(2022)年1月、国は、「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しました。同計画では、全ての公立小・中学校等において、「学校図書館図書標準^④」の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

^③ 「子どもの読書行動の実態-調査結果からわかること-」(令和5年10月)、ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf,
(参照 2025-7-15)

^④ 公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に国が定めたもの
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm
(参照 2025-7-31)

第3章 本市子どもの読書活動の取り組み状況と課題等

Ⅰ 前期計画の振り返り

(1) 実施状況

前習志野市子どもの読書活動推進計画（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）に基づき実施した77の事業の取り組み状況については、毎年度、PDCA サイクルによる実績評価を行うとともに、中間年度である令和4（2022）年度末に計画の修正を行いました。

令和7（2025）年度までの7か年における主な取り組み状況は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

各幼稚園、保育所、こども園、小学校等で、本の読み聞かせやおはなし会等を実施し、読書に親しむ機会の提供を行いました。なお、おはなし会については、一部実施されていない施設もみられました。

基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実

各関係機関にて、計画的な図書購入や市民・保護者からの寄贈を募り、図書室や園の絵本コーナーの充実を図りました。また、幼稚園、保育所、こども園等では園で絵本の貸し出し等を行いました。一部実施されていない施設もみられました。

小・中学校では、令和5（2023）年7月に習志野市学校電子図書館（ナラシド♪ライブラリー）を導入し、読書の方法が広がりました。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及

家庭・地域に向けて公民館で子どもの読書活動の大切さを学ぶ家庭教育学級を実施しました。

学校・園では、授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、各校・園で子どもの成長に合わせた読書指導を行いました。また、市立図書館では、館の利用に関する情報を周知するとともに、子どもの読書や児童文学に関する講演会や講座を開催しました。

基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動推進体制の整備として、保育所等では、保護者への情報発信ツールとして導入した保育業務支援システムを活用して、市立図書館からのお知らせや園で読み聞かせた本を周知しました。また、市立図書館では、各学校の司書と情報交換を行い、連携強化を図りました。

子どもの読書に係る人材の育成として、各市立図書館でおはなし会のボランティア登録を募り、活動を行いました。また、学校司書等が会議や研修に参加し、情報共有を図ることで資質の向上に努めました。

今後に向けて

- ・各幼稚園、保育所、こども園、学校等では、子どもが読書を楽しめるようにさまざまな取り組みを行っていますが、地域ボランティアによる読み聞かせの実施や図書館の活用等、取り組み内容にはばらつきがあり、全体での情報共有を行い、取り組みを広げていく必要があります。
- ・子どもたちの生活環境は今後さらに多様化していくことが予測され、全ての子どもが本に親しむことができるよう、多様な主体が相互に連携を強化して取り組む必要があります。

(2) 前期計画の目標達成状況

① 読書が好きな子どもの割合

(小学校6年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	80.7%	75.3%	72.7%	82.1%	86.0%
千葉県	74.6%	73.7%	72.6%		
国	74.3%	73.1%	71.8%		

(中学校3年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	75.5%	75.3%	69.7%	78.5%	81.0%
千葉県	73.6%	70.2%	68.5%		
国	69.9%	68.2%	66.0%		

(資料)

平成29(2017)年度～令和5(2023)年度:全国学力・学習状況調査(国)

令和6(2024)年度:子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

読書が好きな子どもの割合は、小学校6年生・中学校3年生いずれも年度により増減が見られますが、令和6(2024)年度の数値は、計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)から上回る結果となりました。ただし、目標値に対しては、小学校6年生は約4ポイント、中学校3年生は約2ポイント下回り、未達成となりました。

中学校3年生は小学校6年生よりも読書が好きな割合が下がっています。様々な取り組みにより、国や千葉県平均は超えているものの、特に学年が上がるにつれて読書離れが起きていることがうかがえます。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

② 普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間【30分以上】

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

(小学校6年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	43.0%	42.6%	40.8%	39.7%	48.0%
千葉県	38.7%	38.4%	40.0%		
国	36.5%	36.4%	37.3%		

(中学校3年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	31.2%	32.1%	33.7%	24.7%	37.0%
千葉県	31.4%	29.1%	30.9%		
国	29.2%	27.3%	28.4%		

(資料)

平成29(2017)年度～令和5(2023)年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間については、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29(2017)年度)を下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、小学校6年生は約8ポイント、中学校3年生は約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。⇒P.11【学年が上がるにつれての読書離れについて】へ

③ 学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月1回以上】

※昼休みや放課後、休日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために利用した回数

(小学校6年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	29.0%	49.4%	27.5%	58.2%	40.0%
千葉県	35.0%		30.1%		
国	38.6%		32.9%		

(中学校3年生)

対象	H29年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R5年度	R6年度	目標値
習志野市	12.2%	25.8%	14.9%	27.4%	20.0%
千葉県	16.5%		16.0%		
国	19.4%		18.5%		

(資料)

平成29(2017)年度、令和5(2023)年度：全国学力・学習状況調査(国)

令和4(2022)年度、令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数(月1回以上)については、年度により調査媒体が異なり、数値の揺れがありますが、令和6年度の数値において、小学校6年生・中学校3年生いずれも計画策定当時に集計した値(平成29年度)を2倍近く上回る結果となりました。

また、目標値に対して、小学校6年生は約18ポイント、中学校3年生は約7ポイント上回り、目標を達成しました。

豊富に蔵書がある学校図書館や地域の図書館に足を運び、本に触れられるように、引き続き蔵書の充実に努め、魅力的な周知を実施していく必要があります。

－未就学児－

④本が好きな保護者の割合

対象	H30年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R6年度	目標値
習志野市	78.6%	77.9%	66.8%	84.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

本が好きな保護者の割合については、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約11ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約17ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

本に親しむ子どもを増やすには、保護者に向けてもアプローチを行い、親子で読書を楽しめるようなイベントや講座を開催するなどの取り組みが必要だと考えます。

⑤子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	H30年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R6年度	目標値
習志野市	74.6%	67.6%	65.5%	80.0%

(資料)

市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

週1回以上子どもに読み聞かせを行う回数についても、計画策定当時に集計した値(平成30(2018)年度)から減少し、令和6(2024)年度には約9ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約15ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

⇒P.16【未就学児の読書活動について】へ

⑥市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	H30年度 (計画策定 当時の状況)	R4年度	R6年度	目標値
習志野市	45.6%	44.2%	38.7%	51.0%

(資料)市立幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート(習志野市)

月1冊以上、市立図書館で子どもの本を借りる割合についても、計画策定当時に集計した値（平成30（2018）年度）から徐々に減少し、令和6（2024）年度には約7ポイント下回る結果となりました。

また、目標値に対しても、約12ポイントと大きく下回り、未達成となりました。

令和6（2024）年度に実施したアンケートで、読み聞かせに使う本の入手方法について尋ねたところ、「家にある本を利用する」が78.9%と最も多く、「本屋やインターネットで購入」が58.5%、「図書館から借りる」という回答は3番目に多い34.5%でありました。他にも、幼稚園、保育所、こども園から借りるという人も4.6%存在しています。このことから、本の入手方法は市立図書館に限らずさまざまな方法であることがわかりました。市立図書館は、豊富な蔵書の中から自分で手に取って選ぶことができたり、司書が本の選び方の相談に乗ることができること等が特徴であり、引き続きその魅力について伝えていくことが大切です。

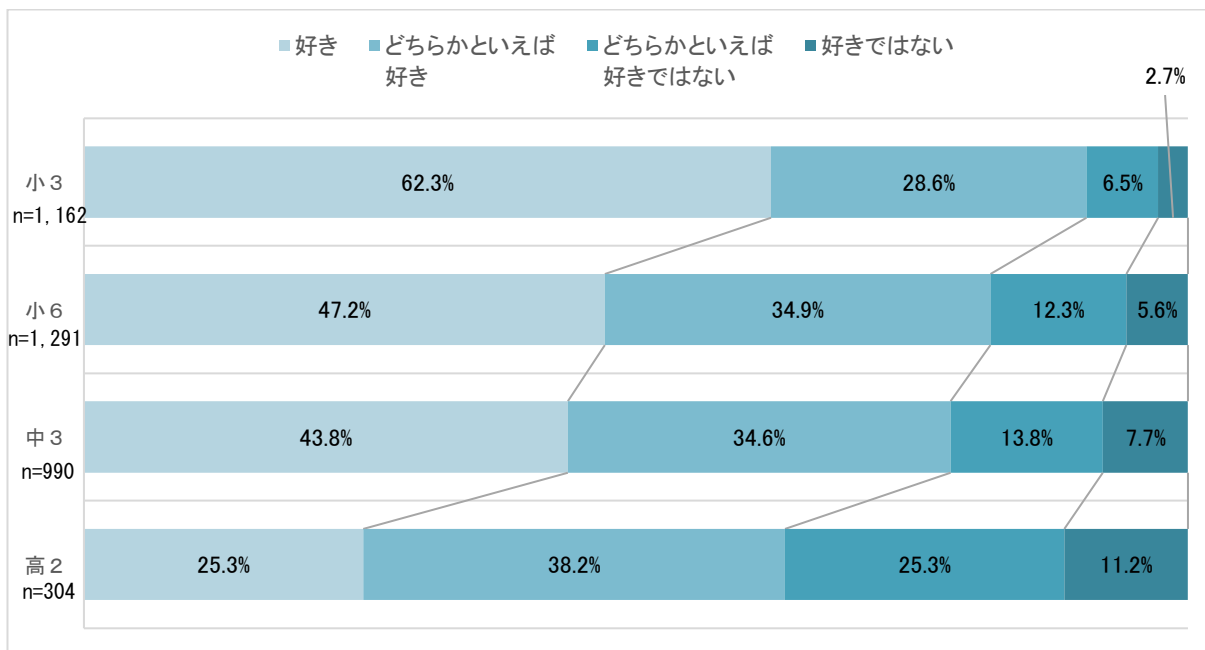
（3）アンケート調査等を踏まえた現状・課題・今後の取り組みの視点

【学年が上がるにつれての読書離れについて】

令和6年度に実施したアンケート調査によると、読書が好きな子どもの割合は、学年間（小3・小6・中3・高2）の比較において、小学校3年生が最も多く、その後学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。また、1日あたりの読書時間についても、同様の傾向にあります。

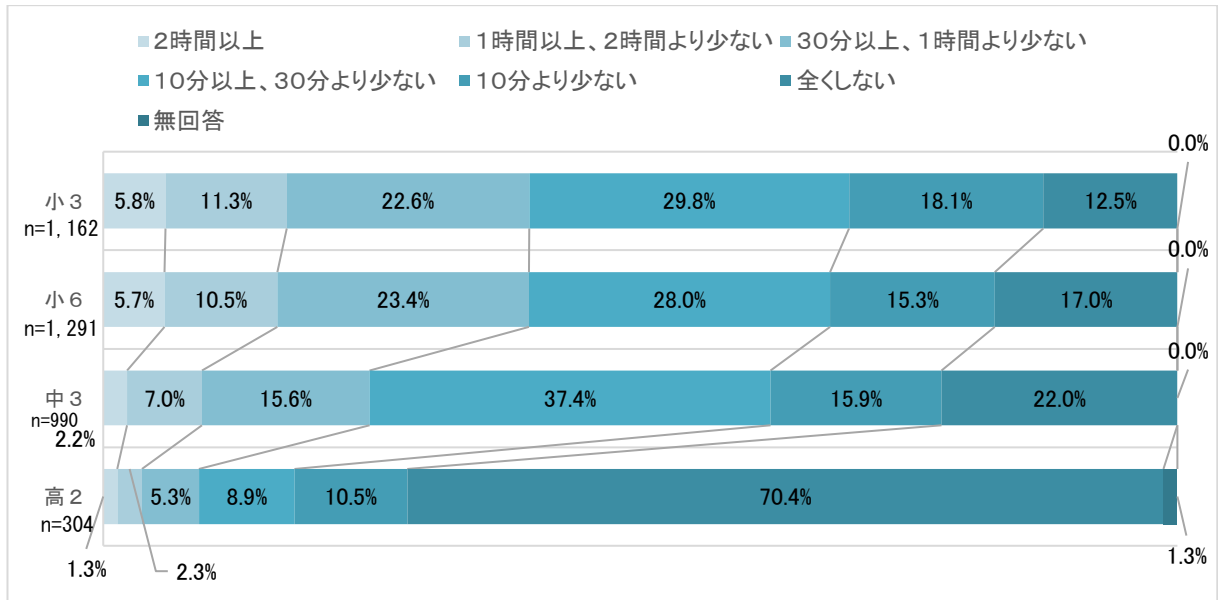
16歳以上が対象ではありませんが、令和5（2023）年度に文化庁が実施した「国語に関する世論調査」でも、全国的に読書量が減っているとの回答が、過去の調査で最多の69.1%（16歳から19歳の年齢別では66.3%）となり、その理由として「情報機器（携帯電話・スマートフォン等）で時間が取られる」、「仕事や勉強が忙しくて読む時間がない」が16歳から19歳の回答で大多数であり、このことは学年が上がるにつれて読書離れとなる要因の一つであると考えます。

◆読書は好きか



（資料）令和6（2024）年度：子どもの読書に関するアンケート（習志野市）

◆一日の読書時間(平日)について



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

《参考》

「読書量が減っている理由」について回答した割合(年齢別: 16~19歳)

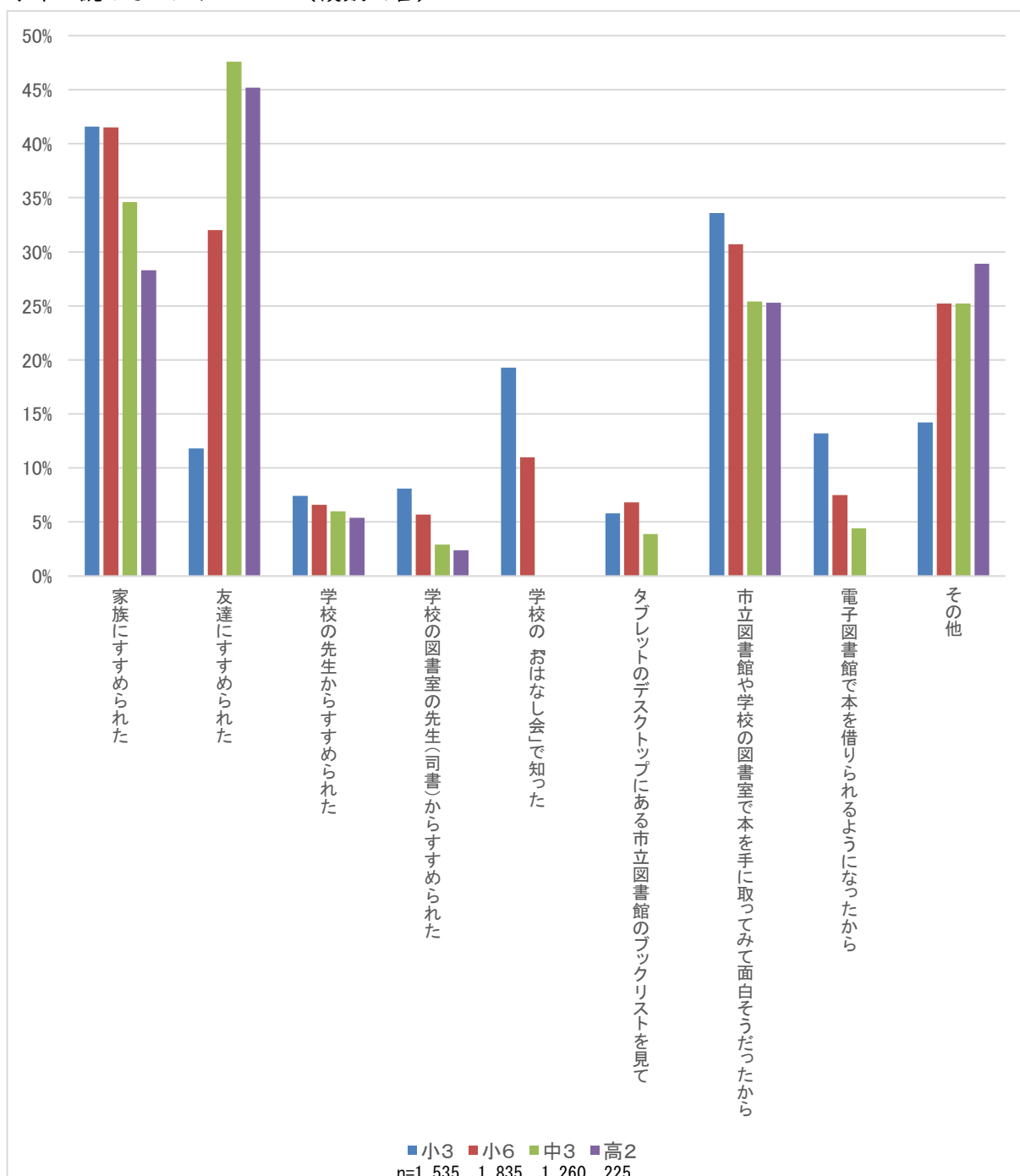
総数 (人)	情報機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機等)で時間が取られる	仕事や勉強が忙しくて読む時間がない	視力など健康上の理由	テレビの方が魅力的である	読書の必要性を感じない
55人	70.9%	56.4%	1.8%	7.3%	12.7%

魅力的な本が減っている	近くに本屋や図書館がない	良い本の選び方が分からない	読みたい本が電子書籍でしか読めない	学校での読書指導が十分でない
1.8%	3.6%	5.5%	-	5.5%

(資料) 令和 5 (2023) 年度国語に関する世論調査(文化庁) ※全国調査

本を読むきっかけについて尋ねた設問では、すべての学年で「家族にすすめられた」が一定割合を占めています。「友達にすすめられた」は学年が上がるにつれて増加傾向にあります。また、「図書館や図書室で本を手にとってみて面白そうだったから」も一定割合を占めますが、一方で「学校の先生からすすめられた」「学校の司書からすすめられた」という回答は比較的低くなっています。なお、令和3(2021)年に国立青少年教育振興機構が実施した調査^⑤では、「1日に読むページを決めて読むこと」「学校や市の推薦図書を選ぶこと」を多く経験することは、読書量の少なさと関連することが示唆されており、「読まされる」ことにより自由な読書を妨げてしまう可能性があります。

◆本を読むきっかけについて(複数回答)



(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

^⑤ 「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究報告書」(令和3年3月)。国立青少年教育振興機構。
https://www.niye.go.jp/pdf/210811_02.pdf , (参照 2025-7-15)

今後の取り組みの視点

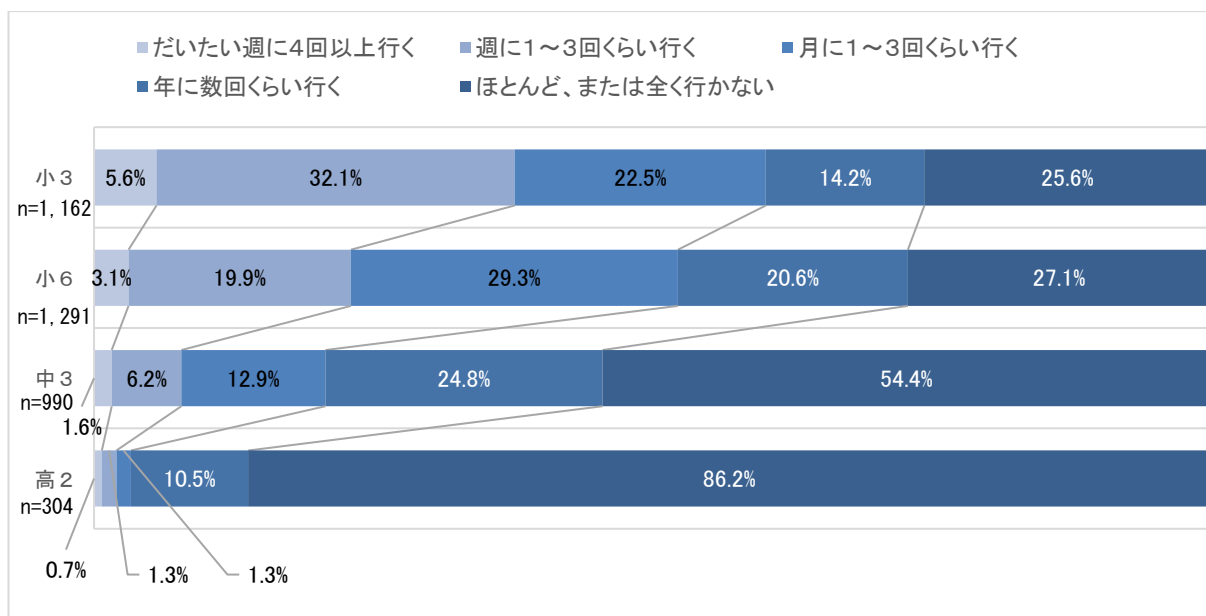
- ◆動画視聴では得られない楽しさが本にはあることを、親・学校の先生・学校図書館や市立図書館の司書など、周りの大人がいかにかに伝えられるかが大切だと考えます。⇒基本施策①③へ
- ◆その中で、子どもに一番近いところにいる大人である親の果たす役割は大きく、啓発に繋がるような情報発信をしていく必要があります。⇒基本施策②へ
- ◆しかしながら、本を読むことを強制的に押し付けるのではなく、「面白い本があるよ」といったように、やわらかく本の良さを伝えていくことが重要です。

【学校での読書活動の推進について】

学校図書館の利用頻度は、学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。「こうすればもっと学校図書室へ行く」という設問に対し、「自分の興味のある本があること」といった蔵書面の回答が最も多く見られ、「休み時間や放課後に自由に図書室を使えること」との回答も多くありました。

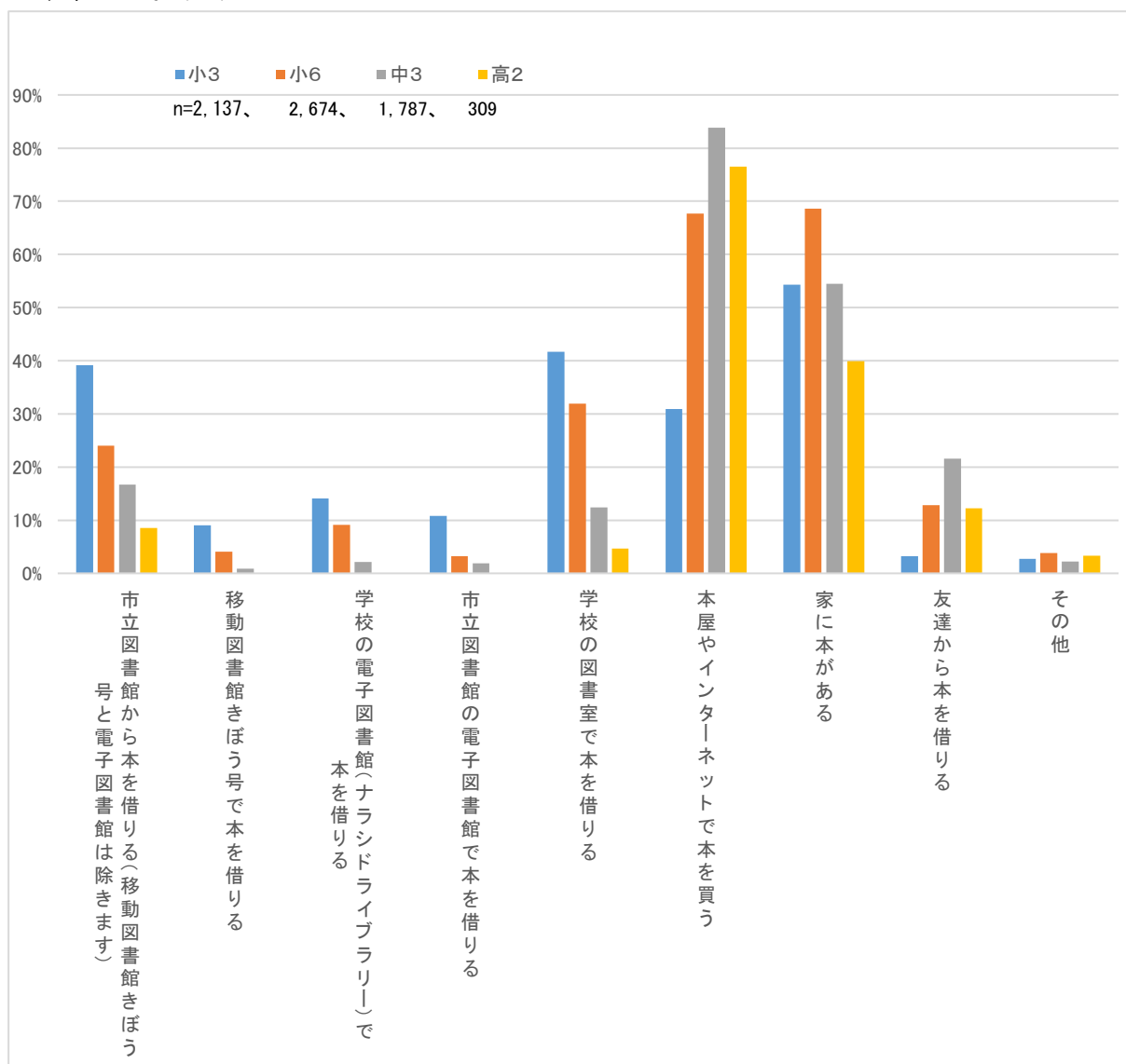
また、本の入手方法において、学年が上がるにつれて市立図書館や学校図書館で借りる割合が低下し、本屋やインターネットで購入したり、友達から借りる割合が上昇する傾向が見られています。

◆学校図書館について



(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

◆本の入手方法



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

今後の取り組みの視点

◆学年が上がるにつれ忙しさが増すことが推測されるなか、毎日通う学校にある学校図書室がもっと使われる取り組みを行う必要があります。

(利用しやすい学校図書室づくり・学校図書室の開館時間の拡大検討など)

⇒基本施策⑧へ

◆各学校での取り組みを学校間で共有し、取り組みを全市的に広めていく必要があります。

⇒基本施策④⑥へ

◆子どもの読書活動の推進について、教職員等への意識付けを行い、授業やさまざまな目的で子どもが本に触れる機会を作っていくことが大切です。

⇒基本施策④へ

【未就学児の読書活動について】

10ページの前期計画の目標達成状況によると、未就学児に読み聞かせを行っている保護者の割合は低下している傾向にあります。

また、他の設問で、家庭の中で子どもに読み聞かせを行うのは「母親」との回答が最も多く、「読み聞かせをするうえで、障壁となっていること」を尋ねる設問では、「保護者が仕事や家事で忙しく時間がない」という回答が1番多く5割を超えており、2番目に「保護者が疲れていて読み聞かせできない」という回答が多く見られました。アンケートのフリーアンサーでは、幼稚園、保育所、こども園でたくさん読み聞かせをしてほしいという声や、園での本の貸出しを希望する声が複数寄せられました。

共働き家庭が増加し、習志野市でも保育施設の数が増えている中、仕事等で忙しい保護者等による子どもへの読み聞かせの頻度が減っていることが要因の1つであると考えられ、幼稚園・保育所・こども園での読書への期待が大きくなっています。

◆読み聞かせをするうえで、障壁となっていること(複数回答)

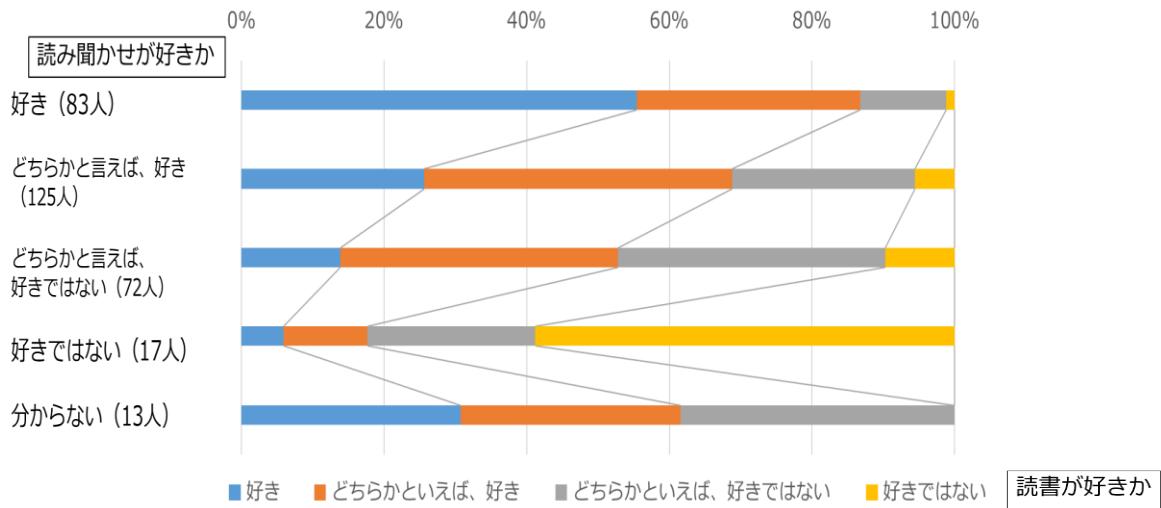
回答	障壁は特にはない	保護者が仕事や家事で忙しく時間がない	子どもが習い事などで忙しく時間がない	保護者が読み聞かせに興味がない	子どもが本に興味を持たない	保護者が疲れていて読み聞かせできない
回答数	75	167	11	13	41	102
割合	24.8%	55.1%	3.6%	4.3%	13.5%	33.7%

回答	本の入手が難しい	本の選び方が難しい	その他	回答総数	回答者数
回答数	13	13	19	454	303
割合	4.3%	4.3%	6.3%		

(資料) 令和6(2024)年度：子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

また、保護者自身の読書の好き嫌い子どもへの読み聞かせの好き嫌いについては、相関が見られました。

◆縦：読み聞かせが好きか 横：読書が好きか（クロス集計）



(資料) 令和 6 (2024) 年度 : 子どもの読書に関するアンケート(習志野市)

なお、市立幼稚園、保育所、こども園において、職員による読み聞かせの実施や保護者への読書の啓発を積極的に行っていますが、市立図書館や読み聞かせを行っている地域のボランティア団体等と連携できていない園がありました。

東京大学とベネッセ教育総合研究所の共同調査^⑥によると、小学校入学前に保護者から読み聞かせを「週4日以上」受けた子どもは、「週1日未満」の子どもと比べて、入学後の読書時間が1.5～2倍長くなる傾向にあり、また、早い段階で読書習慣を身に着けた子どもは、その後も長い時間読書をする傾向にあることが分かっています。

今後の取り組みの視点

- ◆時間的な制約や疲労等により読み聞かせができない保護者に対する取り組み
(手軽に読める本の紹介や幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせ強化 等)
⇒基本施策②⑤へ
- 時間がなく図書館に行けない層への取り組み
(電子図書の利用促進・市役所での予約本受け取り周知 等) ⇒基本施策⑦へ
- ◆乳幼児期からの読書の習慣化の意義の普及・取り組みの推進 ⇒基本施策②⑤へ
保護者の「読み聞かせ」「読書」の優先順位を上げる取り組み
(読み聞かせの意義や「家読(うちどく)」の普及 等)
- ◆保護者自身が本を楽しむ機会を増やす取り組み ⇒基本施策①へ
- ◆「図書館」と幼稚園・保育所・こども園・こどもセンター等の「子育て関連施設」の連携の強化
⇒基本施策⑨へ
- ◆「図書館・幼稚園・保育所・こども園」と「地域ボランティア」の連携の強化 ⇒基本施策⑨へ

^⑥ 「子どもの読書行動の実態—調査結果からわかること—」(令和 5 年 10 月).ベネッセ教育総合研究所
https://benesse.jp/berd/up_images/textarea/datachild/datashu04/datashu04_pdf.pdf ,
(参照 2025-7-15)

第4章 基本目標・基本方針・施策体系

1 基本目標

習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等でそれぞれの読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取り組みを進めることが重要です。

そこで、本計画では、本市のこれまでの取り組みと課題等を踏まえつつ、前期計画に引き続き次に掲げる基本目標に基づいて、子どもの読書活動を推進します。

全ての子どもが読書の楽しさを知り、 生きる力を育む読書環境づくり

2 基本方針

基本目標の実現に向け、次の2つを基本方針に、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展等に対応し、様々な施策に取り組みます。

I 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの実施

子どもたちが自主的に読書を楽しむためには、周りの大人が、子どもが自然に持つ「面白さを味わいたい、知りたい」という気持ちと本を繋いであげることが大切であるという考え方のもと、主に意識面に働きかけるという観点で、取り組みを実施します。

また、親子で一緒に絵本を読んだり、友達におすすめの本を紹介し合うなど、本を通して人と人の絆が生まれるような環境づくりや活動を実施します。

なお、子どもに本を読むことを無理に押しつけることは、読書の習慣化に繋がらず、読書自体が好きではなくなってしまうおそれがあります。本を読むことを勧める時は、子ども自らが読みたいと感じるような関わりを行うよう意識していきます。

II 読書環境の整備と連携体制の構築

子どもたちが読みたいときに本が身近にあることが大切であるという考え方のもと、市立図書館、学校等がそれぞれ読書環境の充実を図ります。また、障がいや日本語を母語としない等、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。

併せて、関係者、関係機関との連携をより強化し、子どもの読書活動の推進に向けて一体的に取り組みます。

基本目標

全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり

基本方針1

社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

- 基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施
- 基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信
- 基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み
- 基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上
- 基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進
- 基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

基本方針2

読書環境の整備と連携体制の構築

- 基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実
- 基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり
- 基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備
- 基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

4 計画の目標値

本計画の目標値を以下のとおり設定します。

－小・中・高校生－

① 読書が好きな子どもの割合

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	90.9%	90%以上を維持
小学校6年生	82.1%	86.0%
中学校3年生	78.5%	81.0%
高校2年生	63.5%	69.0%

② 不読率(平日に本をまったく読まない子どもの割合)

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
小学校3年生	12.5%	7.0%
小学校6年生	17.0%	12.0%
中学校3年生	22.0%	17.0%
高校2年生	70.4%	65.0%

※国・県の不読率の定義は、学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除き、「1ヶ月に本を1冊も読まない子どもの割合」としています。

※今後は、指標とは別に漫画、雑誌等、様々な媒体を通した文書図画に触れる機会の状況についても本市独自に把握します。

－未就学児－

③ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	現 状 (令和6(2024)年度)	目標値 (令和15(2033)年度)
4歳児の保護者	65.5%	80.0%

第5章 計画の実現に向けた取り組み

基本目標及び基本方針の実現に向けて、次の施策に取り組みます。

基本方針Ⅰ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取り組みの推進

基本施策① 読書のきっかけとなる催しの実施

子どもが本を読むきっかけをつくり、楽しい読書経験ができるよう、おはなし会や講座等の催しを開催します。

また、保護者に向け、子どもの読書活動の意義等の啓発を行うほか、親子で読書を楽しめるような取り組みを行います。

★…前期計画での振り返り等を踏まえた重点施策

No.	事業	具体的な内容	担当
1	★おはなし会等の実施	子どもたちが絵本や物語に親しめるように、施設職員及びボランティア団体など、多様な主体による絵本や紙芝居の読み聞かせやおはなし会を実施します。 また、子どもが読み聞かせを楽しんでいる様子を保護者に見てもらったり、一緒に参加して親子で読書を楽しめるような企画を実施します。	図書館 こどもセンター きらっ子ルーム 公民館 小学校
2	講座の実施	図書館・公民館での子ども向け講座において、講座に関係した本を紹介するなど、本に関心のない子どもでも図書館や本に関心を持ってもらえるよう努めます。また、図書館でも工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催に努めます。	図書館 公民館
3	★大人向け講演会・講座の実施	子どもの読書や児童文学に関する講演会や絵本及び本の選び方に関する講座を開催し、子どもの読書活動の意義等についての啓発に努めます。 また、読書に関心がない大人に向けて周知方法等を工夫し、例えば、親子が気軽に来て一緒に楽しめるような企画や講座を開催します。	図書館

基本施策② 読書のきっかけにつながる情報発信

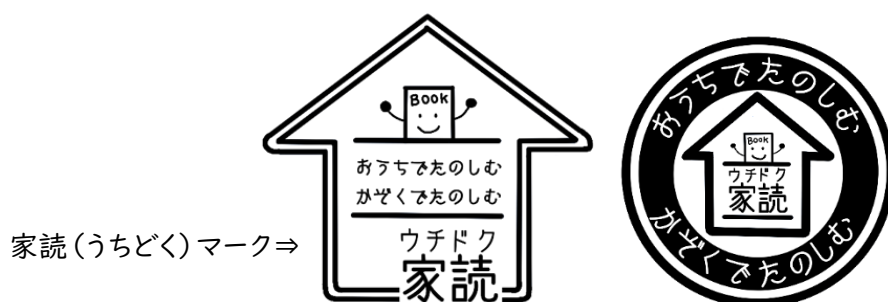
子どもが自分の興味のある本に出会い、読書の楽しさに気づいてもらえるよう、各関係機関からおすすめの本等の情報発信を行います。

また、仕事や家事で忙しい保護者でも、手軽に読み聞かせができるような絵本の紹介を行うなど、「家読(うちどく)※」の一助となる取り組みを実施します。

※家読(うちどく)とは

「家庭読書」の略。読書を通して「家庭の絆づくり」を目的とします。方法に決まりはなく、各家庭でそれぞれ本を楽しんでもらいます。

家庭は、子どもが初めて本や物語に触れる場所であり、保護者に乳幼児期の読み聞かせの体験や家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)」が、本の好きな子どもを育て、子どもの読書への関心が高まることを理解してもらい、親子で楽しみながら読書をするのが大切です。



4	「家読(うちどく)」マークの活用	家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)」について、市立図書館が作成した「家読(うちどく)マーク」を活用し、啓発や年齢に適した本の紹介に努めます。	関係各課 各施設
5	★広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信	市の広報紙や図書館報等で、子どもの読書活動の大切さについての理解や市立図書館利用について紹介します。	社会教育課 図書館
6	★子育てふれあい広場等での「家読(うちどく)」等の情報発信	就学前の子どもと保護者に本の読み聞かせに触れるきっかけづくりになるよう、各園で開催する子育てふれあい広場や施設開放等で、絵本の読み聞かせやおすすめの本の紹介をします。	幼稚園 保育所 こども園
7	★学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信	学校だよりや園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。	幼稚園 保育所 こどもセンター きらっ子ルーム 小学校 中学校 高校

8	家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信	育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級、親子講座などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を行います。	公民館
9	子育てハンドブックを活用した「家読(うちどく)」の普及	子育て家庭の方へ配布している「ならしの子育てハンドブック」に市立図書館の利用案内を引き続き掲載するとともに、「家読(うちどく)」の普及に努めます。	子育てサービス課 図書館 社会教育課
10	子どもや中高生向け展示コーナーの工夫	子どもや中高生が興味のある本と出会うきっかけを作るため、市立図書館司書が選んだ本を展示するコーナーの充実に努めます。	図書館
11	子ども向けホームページの充実	子どもが楽しみながら本を検索できたり、保護者が子ども向けのおすすめの本を検索しやすくなるよう、子ども向けホームページの充実に努めます。	図書館
12	★SNSの活用の推進	中高生の読書や市立図書館への関心を高めるため、本や図書館の魅力、情報を発信する手段として、SNSの活用を検討します。	図書館
13	図書館利用案内等の配布・活用	子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等、市立図書館以外の場所に、市立図書館の利用案内や読み聞かせのブックリストを配置し、市立図書館を利用していない方にも興味を持っていただくよう努めます。	図書館
14	「子ども読書の日」の普及	「子ども読書の日」(4月23日)の普及のために、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるという「子ども読書の日」の趣旨に合わせた事業や展示等を行います。	図書館
15	子どもの読書に関する相談サービス	子どもに読ませたい本を探すお手伝いや、薦める本の紹介など、図書館職員が子どもの読書に関する相談にお応えします。中央図書館では、専用カウンターにて相談を受け付けます。	図書館
16	★ブックリストの配布等	子どもの年齢に応じて作成したブックリスト「よんでみて!」を、市立図書館やこどもセンターなどの各施設及び市内の小・中学生に配布します。そのほか、毎回テーマの異なるおすすめの本の紹介などをする、対象者別の図書館報「ティーンズレター(中高生向)」、「としょかんはらっぱ4・5・6(小学校4・5・6年生向)」、「としょかんはらっぱ(小学校1・2・3年生向)」の発行を継続し、児童生徒に配布しているタブレット端末に市立図書館のホームページでいつでも見られるようにします。	図書館 小学校 中学校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園

17	★中高生の保護者への情報発信	中高生になると読書時間が急激に減少する中で、自分の興味がある本に出会い、楽しんでもらえるよう、大人の中で一番近い存在である保護者に向け、子どもの年齢に合わせたおすすめの本の紹介などの情報発信を行います。	社会教育課 図書館 中学校 高校
----	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------

基本施策③ 本や図書館を身近に感じられる取り組み

子どもたちが本に触れたり、図書館に行くきっかけをつくり、楽しい読書体験ができるよう取り組みます。

18	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんと保護者のふれあいに絵本を役立ててもらえるよう、4か月児健康相談に、絵本と本を持ち運べるコットンバックを配付します。	子育てサービス課
19	誕生記念図書館カードの配布	出生届出時に誕生記念用としてデザインした図書館カードとブックリスト「絵本であかちゃんと楽しいひとときを」を配布します。	図書館
20	小学1年生入学時の利用登録	移動図書館の巡回先の小学校で行っている1年生入学時における市立図書館の利用登録について、全小学校で実施します。	図書館
21	読書手帳の配布	子どもたちが、本を読むことに達成感を感じることで、読書意欲が向上することを目指して、読んだ本を記録できる読書手帳を、市内の全小学生に配付します。	図書館
22	1日図書館員の実施	夏休みを利用して小学生が、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験することで、市立図書館に親しみを持ってもらいます。	図書館
23	職場体験の受入れ	中学校で行われる職場体験を受け入れし、貸出・返却・配架等の図書館業務の体験を通じて、市立図書館と読書への関心を高めます。	図書館
24	ジュニア司書の推進	市立図書館を会場に読書や図書館に関する講義や実習を開催し、カリキュラムを終了した生徒を「ジュニア司書」として認定する子ども司書 ^⑦ 事業を推進します。	図書館
25	学習室の設置による中高生の図書館利用の促進	中央図書館及び新習志野図書館の学習室に、図書館の魅力を紹介する案内を掲示するなど、学習室の利用を目的に来館した中高生を図書館利用に結びつける取り組みを実施します。	図書館

^⑦ 子ども司書：高学年の児童や中学生などを対象に、図書館の役割や司書の仕事、本の分類の仕方、カウンター業務などさまざまな図書館のことを講義や実習を通じて学び、カリキュラムを終了すると「子ども司書」として認定する事業。

26	中央図書館の学校への図書館開放	市立図書館の使い方や本の探し方を伝え、図書館に親しむことを目的として、中央図書館の休館日に小学校のクラスや学年単位での開放を行います。	図書館
27	授業での図書館利用の推進	さまざまな授業科目や目的で学校図書館を利用・活用します。	指導課 小学校 中学校 高校
28	児童・生徒の読書に対する表彰の実施	読書感想文コンクールでの表彰を実施します。また、各学校の図書委員会では、学校図書館での貸出し冊数等に基づく表彰を実施しているところですが、学校長や教職員などが評価していく機会を拡充します。	小学校 中学校 高校
29	中高生の図書館事業への参加	中高生に市立図書館に親しみをもってもらえるよう、中高生本人からおすすめの本やイラストを投稿してもらい、中高生向けの図書コーナーに掲示・展示するなど、中高生同士や中高生と図書館のコミュニケーションの場を設け、図書館活動を共に行えるよう、事業を計画し、実施します。また、学校と連携し、中高生からおすすめの本についてのPOPや帯の投稿、学校図書館と市立図書館の本の交換展示などを実施し、図書館を中高生にとって、より身近なものにしていきます。	図書館 指導課 中学校 高校

基本施策④ 職員等の子どもの読書に対する意識付けや資質向上

さまざまな家庭環境で過ごす子どもの読書活動を推進するためには、家庭以外で子どもたちが生活のほとんどを過ごす学校、幼稚園・保育所・こども園での読書指導が重要です。職員等の大人が読書の大切さを意識し、研修による知識、技術の向上に努めるほか、他校の好事例等の情報共有を行うことで、市全体で子どもの読書活動の推進を図ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
30	読書活動に関する研修会への参加	職員等が読書指導や読み聞かせの研修会に参加し、子どもの読書活動への理解を深めるとともに、知識、技術の向上に努めます。	小学校 中学校 高校 こどもセンター きらっ子ルーム 幼稚園 保育所 こども園
31	図書館職員の研修会参加	市立図書館職員の資質向上のため、千葉県や千葉県公共図書館協会等の主催するスキルアップ研修会等に積極的に参加します。	図書館

32	★教職員への学校図書館活用の意識付け	さまざまな授業科目や目的で学校図書館が活用されるよう、教職員や学校司書に働きかけを行います。	指導課 小学校 中学校 高校
33	★各学校図書館間・司書教諭間の情報共有	各学校司書が出席する司書会議、指導課と各学校の図書主任の教職員・学校司書が出席する図書主任会議を開催し、各学校への読書活動推進の働きかけや取り組みの共有を行います。	指導課 小学校 中学校 高校

基本施策⑤ 幼稚園・保育所・こども園での読書活動の推進

読書の習慣付けのきっかけとして、乳幼児期から絵本が身近にあることが重要です。乳幼児が家庭以外で過ごす時間の多い幼稚園・保育所・こども園で、保育者が絵本の読み聞かせ等を行ったり、乳幼児が絵本に触れられる環境を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
34	★幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進	子どもが本に親しみ、本を読む習慣を身に付けられるように、地域ボランティアと連携しながら発達や興味、季節等に応じた絵本や紙芝居などを用いた読み聞かせやおはなし会を行います。また、絵本の貸出し、保育の中での市立図書館の利用など、子どもが絵本に触れる機会を増やします。	幼稚園 保育所 こども園

基本施策⑥ 学校での読書活動の推進

学校図書館以外の場所でも学校内で本に触れる機会を作ることが、子どもたちにとって本がより身近な存在とするため、クラスで過ごす時間や放課後の居場所で読書に親しむ環境・機会を作ります。

No.	事業	具体的な内容	担当
35	放課後児童会での読書活動の充実	子どもが静かに読書をする時間を設けることに加え、読み聞かせを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、放課後児童会間で蔵書の交換を行い、より多様な読書の機会を確保します。	児童育成課
36	学級文庫の充実	市立図書館の団体貸出しや朝の読書用図書セットを活用するなど、学校と図書館が連携し、学級文庫の充実や新鮮さを保つよう努めます。	図書館 小学校
37	学校での読書指導の充実	授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、子どもの成長に合わせた読書指導を行います。	小学校 中学校 高校

38	学校での「朝読」等の実施	子どもの読書量の増加を図るために、朝読書や市立図書館の団体貸出を活用した授業に取り組み、教科書以外の本に触れる機会を設け、読書の習慣化に向けた指導を行います。	小学校 中学校
39	★学校司書の配置と活用	学校図書館の環境を整備し、利用促進を図るため、学校司書の計画的な拡充について検討します。 また、司書教諭・図書主任教師や学校図書館ボランティアと連携しながら、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動 ^⑧ 、教科書関連図書の収集、子どもが本を手にとりやすいような展示の工夫、本の紹介、授業への関わり等を行います。	指導課 小学校 中学校 高校
40	放課後子供教室での読書活動の充実	子どもが放課後を過ごす放課後子供教室で、静かに読書をする場所を設けることに加え、読書に親しむことができるプログラムを実施し、子どもの読書に対する関心を高めます。また、全学年の子どもが興味を持つような蔵書の整備に努めます。	社会教育課

^⑧言語活動：「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語による様々な活動のこと。

基本方針2 読書環境の整備と連携体制の構築

基本施策⑦ 読書環境や蔵書の充実

家庭や学校、図書館など、それぞれ子どもが過ごすところで本に触れられる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。各機関で豊富な蔵書を揃え、手軽に本を手にとることができるような環境を整備します。

No.	事業	具体的な内容	担当
41	蔵書の充実等	市立図書館では、子どもが常に優れた本に囲まれた環境を提供できるよう、市立図書館の児童サービスの専門知識を有する職員が選書を行い、質の充実を図ります。 また、幼稚園・保育所・こども園、こどもセンター、きらっ子ルーム、放課後児童会では、図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して絵本のコーナーの充実を図ります。 また、公民館の図書コーナーでは、子どもが利用しやすいように書架の整理・周知を行います。	図書館 幼稚園 保育所 こども園 こどもセンター きらっ子ルーム 児童育成課 公民館
42	★学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施	市立図書館では、各施設の読み聞かせや学校の調べ学習、小・中学校の朝読書を支援するため、学校に向けた団体貸出しを行います。 また、市内で活動している文庫や読み聞かせグループの円滑な活動を支援するため、利用希望が重なる年中行事に関する絵本等はできる限り複本で揃えます。	図書館
43	市民からの本の寄贈の受付と各施設への提供	市立図書館で、市民から子どもが読み終えた本の寄贈を募り、リサイクル本を希望する施設等に配布します。	図書館
44	★電子図書館の利用の促進	さまざまな読書環境や機会を提供するため、電子図書館 ^⑨ の利用を促進・周知するとともに先進的な取り組みについて調査、研究します。	図書館
45	★学校電子図書館利活用の推進	小・中学校生1人ずつに配布しているタブレット端末からアクセスできる「学校電子図書館ナラシド♪ライブラリー」の利活用の拡大を図ります。	指導課 小学校 中学校
46	移動図書館の学校への巡回	市立図書館から離れた地域に住んでいる子どもも図書館の本を利用しやすくなるように、近くに図書館がない小学校に移動図書館が巡回し、本の貸出しを行います。	図書館
47	予約本の市役所受け取りの普及	各市立図書館の予約本を、市役所でも受け取りができることを周知します。	社会教育課 図書館

^⑨ 電子図書館：自治体等が電子書籍の閲覧サービスを提供している事業者と契約することにより、自治体の図書館に登録している利用者が、一定期間電子書籍を閲覧できるサービス。

基本施策⑧ 利用しやすい学校図書館づくり

各学校では、子どもの年齢や教育に適した資料を充実させるほか、子どもたちが利用しやすい学校図書館の環境を整えます。

No.	事業	具体的な内容	担当
48	★学校図書館の資料の充実	学校図書館図書標準の維持を図りつつ、出版から古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、「読書センター」としての機能だけでなく「学習・情報センター」としての機能の強化を図り、児童・生徒が手に取りたくなるような、選書を心がけます。	指導課 小学校 中学校 高校
49	★学校図書館のICT化の検討	学校図書館の情報センターとしての機能向上を図るため、インターネット環境の整備や蔵書の検索機の設置等を検討します。	総合教育センター 小学校 中学校 高校
50	★学校図書館の効果的な運用	授業において学校図書館を効果的に活用するために、各教科のカリキュラムに沿った学校図書館全体計画を作成します。 また、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動を様々な授業で推進していきます。	小学校 中学校 高校
51	図書委員会活動の活性化	図書委員会の活動を中心にビブリオバトル [®] や読書月間の設定等に取り組みます。	小学校 中学校 高校

⑩ ビブリオバトル：発表者たちがおススメの本の魅力を紹介しあい、参加者の投票でもっとも読みたい本を決めるゲーム。知的書評合戦ともよばれる。

基本施策⑨ 子どもの読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもと関わる各関係機関が連携協力し、さまざまな読書体験を作り出すことが大切です。

No.	事業	具体的な内容	担当
52	★子どもの読書に関わる関係者のニーズ集約・連携・進捗管理	本計画に関わる関係者（市立図書館・各施設・ボランティア団体など）のニーズを集約するとともに、関係者間の連携ができるよう繋ぐ役割を担います。 また、地域住民やNPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組みます。	社会教育課
53	★図書館と幼稚園・保育所・こども園との連携強化	子どもたちがさまざまな読書体験を得られるよう、市立図書館への訪問や本の団体貸出を行うなど、市立図書館と各園の連携を強化します。	図書館 幼稚園 保育所 こども園
54	★地域ボランティアとの連携・ネットワークづくり	公民館は、地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に活動場所を提供します。 市立図書館は、公民館、学校、幼稚園・保育所・こども園等で読み聞かせをしている団体に長時間の図書館資料の貸出しにより活動を支援します。 また、これから地域で学校等で読み聞かせを始めようとしている方などを対象にしたおはなし会の仕方についての講座を開催します。	社会教育課 図書館 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校

基本施策⑩ 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもなど、全ての子どもたちが読書を楽しむことができるよう、環境の整備及び機会の確保に努めます。

55	障がいのある子どもの読書活動の支援	市立図書館は、障がいのある子どもが、それぞれの興味・能力に合わせた読書活動ができるよう、録音図書、点字図書、LLブック ^⑩ を収集します。市立図書館と学校、関係機関が連携して読書のバリアフリー化に努め、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。	図書館 小学校 中学校 高校 障がい福祉課 あじさい療育 支援センター ひまわり発達 相談センター
56	日本語を母語としない子どもの読書活動の支援	市立図書館は、日本語を母語としない子どもでも読書を楽しめるように、より様々な外国語で書かれた子どもの本や日本語を学ぶための本を収集します。 また、国際交流協会と連携しながら、効果的な図書の提供方法等について研究します。	図書館

⑩ LLブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるように、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容がわかりやすく書かれている本。

《子どもの発達段階に応じた取り組み》

子どもの読書習慣を形成するためには、発達段階に応じて途切れのないアプローチを行うことが重要です。基本施策①～⑩までの計56事業については、下の表のとおり年齢別に分類し、取り組みます。

<p>○幼稚園、保育所等の時期(6歳頃まで)</p> <p>乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。</p> <p>さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。</p>	<p>(事業番号・事業名)</p> <p>No.1 おはなし会等の実施</p> <p>No.2 講座の実施</p> <p>No.3 大人向け講演会・講座の実施</p> <p>No.4 「家読(うちどく)」マークの活用</p> <p>No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.6 子育てふれあい広場等での「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.8 家庭教育学級等での「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.9 子育てハンドブックを活用した「家読(うちどく)」の普及</p> <p>No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫</p> <p>No.11 子ども向けホームページの充実</p> <p>No.12 SNSの活用の推進</p> <p>No.15 子どもの読書に関する相談サービス</p> <p>No.16 ブックリストの配布等</p> <p>No.18 ブックスタート事業の実施</p> <p>No.19 誕生記念図書館カードの配布</p> <p>No.21 読書手帳の配布</p> <p>No.34 幼稚園・保育所・こども園での読み聞かせや図書館利用の推進</p> <p>No.41 蔵書の充実等</p> <p>No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施</p> <p>No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援</p> <p>No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援</p>
<p>○小学生の時期(6歳から12歳まで)</p> <p>低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。</p>	<p>(事業番号・事業名)</p> <p>No.1 おはなし会等の実施</p> <p>No.2 講座の実施</p> <p>No.3 大人向け講演会・講座の実施</p> <p>No.4 「家読(うちどく)」マークの活用</p>

<p>中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。</p> <p>高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。</p>	<p>No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫</p> <p>No.11 子ども向けホームページの充実</p> <p>No.12 SNS の活用の推進</p> <p>No.15 子どもの読書に関する相談サービス</p> <p>No.16 ブックリストの配布等</p> <p>No.20 小学1年生入学時の利用登録</p> <p>No.21 読書手帳の配布</p> <p>No.22 1日図書館員の実施</p> <p>No.26 中央図書館の学校への図書館開放</p> <p>No.27 授業での図書館利用の推進</p> <p>No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施</p> <p>No.35 放課後児童会での読書活動の充実</p> <p>No.36 学級文庫の充実</p> <p>No.37 学校での読書指導の充実</p> <p>No.38 学校での「朝読」等の実施</p> <p>No.39 学校司書の配置と活用</p> <p>No.40 放課後子供教室での読書活動の充実</p> <p>No.41 蔵書の充実等</p> <p>No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施</p> <p>No.45 学校電子図書館利活用の推進</p> <p>No.46 移動図書館の学校への巡回</p> <p>No.48 学校図書館の資料の充実</p> <p>No.49 学校図書館の ICT 化の検討</p> <p>No.50 学校図書館の効果的な運用</p> <p>No.51 図書委員会活動の活性化</p> <p>No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援</p> <p>No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援</p>
<p>○中学生の時期(12歳から15歳まで)</p> <p>多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。</p> <p>自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。</p>	<p>(事業番号・事業名)</p> <p>No.4 「家読(うちどく)」マークの活用</p> <p>No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信</p> <p>No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫</p> <p>No.12 SNS の活用の推進</p>

	<p>No.15 子どもの読書に関する相談サービス No.16 ブックリストの配布等 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.23 職場体験の受入れ No.24 ジュニア司書の推進 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.27 授業での図書館利用の推進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.36 学級文庫の充実 No.37 学校での読書指導の充実 No.38 学校での「朝読」等の実施 No.39 学校司書の配置と活用 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.45 学校電子図書館利活用の推進 No.48 学校図書館の資料の充実 No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援</p>
<p>○高校生の時期(おおむね 15 歳から 18 歳まで) 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。</p>	<p>(事業番号・事業名) No.4 「家読(うちどく)」マークの活用 No.5 広報や図書館報による「家読(うちどく)」等の情報発信 No.7 学校だより・園だよりによる「家読(うちどく)」等の情報発信 No.10 子どもや中高生向け展示コーナーの工夫 No.12 SNS の活用の推進 No.17 中高生の保護者への情報発信 No.25 学習室の設置による中高生の図書館利用の促進 No.28 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.29 中高生の図書館事業への参加 No.37 学校での読書指導の充実 No.39 学校司書の配置と活用 No.42 学校、幼稚園・保育所・こども園、地域団体への団体貸出しの実施 No.48 学校図書館の資料の充実</p>

	No.49 学校図書館の ICT 化の検討 No.50 学校図書館の効果的な運用 No.51 図書委員会活動の活性化 No.55 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.56 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

★子どもの読書活動の推進における大人の役割

家庭（保護者など）

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものです。子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の習慣化に積極的な役割を果たしていく必要があります。そのため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に図書館に行ったり、本を読んだりするなど、工夫して子どもが本に親しむ機会を作ることが大切です。

学校・幼稚園・保育所・こども園（教職員・学校司書・保育士など）

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校等は大きな役割を担っています。学校等において読書する時間を確保することは、子どもが本を手取るきっかけとなり、本に親しむことにつながります。学校等では、発達段階に応じて読書の幅を広げられるように、計画的・継続的な教育活動全体を通じた読書活動を行うことが大切です。

地域（市立図書館・ボランティア団体など）

地域では、それぞれの特色を生かし、子どもがより多くの本に出会い、読書体験をさらに広げる取り組みを一層推進する必要があります。

＜計画の推進＞

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、教育・福祉・保健関係者、保護者、地域住民、NPO 法人、ボランティア、事業者等、子どもの読書活動の推進に係るあらゆる主体が連携・協力し、それぞれの役割の中で、各事業の推進に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、実施します。

(2) 計画の進行管理

○各事業の進捗状況、実績等を「子どもの読書活動推進計画推進委員会」において定期的に点検し、設定した目標や効果が達成できているのか等を分析・評価します。



○各事業の実績や評価結果等を「習志野市教育委員会会議」及び「習志野市社会教育委員会会議」に報告し、各事業の改善点や効果的な実施について意見を求めます。



○これらの結果を受け、更なる事業の推進に取り組めます。

○計画期間中における、国・県の計画の変更や社会・生活環境の変化、情報通信技術（ICT）の進展等により、新たに必要とされる事業や見直しを求められる事業等の対応については、取り組み項目を適宜、追加・修正を行うなど必要に応じた見直しを行います。

【參考資料】

計画の策定プロセス

本計画を策定するにあたっては、前期計画(平成31(2019)～令和7(2025)年度)の成果検証や課題把握のため、令和6(2024)年度に「子どもの読書に関するアンケート」を行いました。これらの調査結果をもとに、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者及び学識経験者から構成する「習志野市社会教育委員会」における審議を経た上で、令和7(2025)年11月に「習志野市子どもの読書活動推進計画(令和8(2026)～令和15(2033)年度)(案)」を作成し、広報習志野や市のホームページを通じて市民から幅広く意見(パブリックコメント)を募集し、「令和8年習志野市教育委員会第3回定例会」での議決を経て策定しました。

(1) 計画の策定経過

	日程	会議・作業等	内容
令和6年	2月1日	令和5年度第3回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査内容の検討
	5月1日～ 6月10日	アンケート調査の実施	
	8月22日	令和6年度第1回 習志野市社会教育委員会	アンケート調査結果の報告
	9月25日	令和6年習志野市 教育委員会第4回定例会	アンケート調査結果の報告
令和7年	1月22日	令和7年習志野市 教育委員会第1回定例会	習志野市社会教育委員への諮問に関する審議
	1月30日	令和6年度第3回 習志野市社会教育委員会	計画策定に係る諮問
	6月24日	令和7年度第1回 習志野市社会教育委員会	策定に係る進捗報告・具体的施策の審議
	8月22日	令和7年度第2回 習志野市社会教育委員会	素案の審議及び答申案の検討、答申の決定
	9月24日	令和7年習志野市 教育委員会第9回定例会	習志野市社会教育委員からの答申についての報告
	10月22日	令和7年習志野市 教育委員会第10回定例会	パブリックコメントの実施について
	10月24日	臨時庁議	パブリックコメントの実施について
	11月12日	令和7年度第3回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメントの実施について
	11月15日～ 12月15日	パブリックコメントの実施	意見などの提出者数：●●名 意見などの件数：●●件
令和8年	2月●日	令和7年度第4回 習志野市社会教育委員会	パブリックコメント結果報告
	3月19日	庁議	最終案についての報告
	3月25日	令和8年習志野市 教育委員会第3回定例会	最終案についての審議

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の推進及び評価にあたり、庁内連携を図るため、関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関し、各事業の進捗状況や実績等の点検、評価に関する事項
- (2) その他推進計画に関し必要な事項

(組織等)

第3条 推進委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(資料の提出等)

第4条 委員長は必要に応じて、推進委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

1	生涯学習部次長(委員長)
2	社会教育課長(副委員長)
3	中央公民館長
4	中央図書館長
5	学務課長
6	指導課長
7	障がい福祉課長
8	こども保育課長
9	子育てサービス課長

子どもの読書活動 関係施設一覧

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
保育所	4園	20園	
幼稚園	3園	2園	
こども園	7園	5園	
小規模 保育事業所		11園	
ひまわり発達 相談センター	1施設		
あじさい療育 支援センター	1施設		

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
小学校	16校		
中学校	7校	1校	
高等学校	1校	1校	2校
特別支援学校			1校
こどもセンター きらっ子ルーム	9施設		
放課後児童会	38施設		
放課後子供教室	15施設		
公民館	6館		
図書館	4館		

(ア) 保育所・幼稚園・こども園

① 市立保育所(4園)

名称	所在地
谷津保育所	谷津2丁目20番2号
本大久保第二保育所	本大久保4丁目5番1号
秋津保育所	秋津3丁目8番1号
谷津南保育所	谷津3丁目1番13号

② 私立保育園(20園)

名称	所在地
かすみ保育園	香澄4丁目1番1号
若松すずみ保育園	東習志野2丁目13番2号
明德そでの保育園	鷺沼1丁目14番16号
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2丁目1番1号奏の杜フォルテ2階
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1丁目3番31号
キッズ☆ガーデン奏の杜園	奏の杜2丁目19番5号
谷津みのり保育園	谷津2丁目5番6号
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3丁目14番9号
ブレーメン津田沼保育園	津田沼2丁目9番1号
菊田みのり保育園	津田沼4丁目6番6号
COO 本大久保保育園	本大久保4丁目1番4号
京進のほいくえん HOPPA 津田沼ガ・タワー	谷津1丁目15番22号津田沼ガ・タワー2階
実籾保育園	実籾5丁目11番21号
そらまめ保育園津田沼駅前	谷津7丁目8番1号アーバンビル3階~5階
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3丁目10番7号

リトルガーデンインターナショナル新習志野 保育園	茜浜2丁目2番1号 Mr.Max 新習志野ショッ ピングセンター内
キッズガーデン津田沼園	谷津2丁目9番18号
大久保みのり保育園	大久保2丁目7番7号
青葉保育園	津田沼3丁目14番17号
藤崎みつばし保育園	藤崎3丁目2番19号

③ 市立幼稚園(3園)

名称	所在地
谷津幼稚園	谷津5丁目1番17号
津田沼幼稚園	津田沼4丁目5番1号
屋敷幼稚園	屋敷2丁目1番1号

④ 私立幼稚園(2園)

名称	所在地
みもみ幼稚園	実籾3丁目13番15号
ホーリネス幼稚園	東習志野6丁目10番5号

⑤ 市立こども園(7園)

名称	所在地
東習志野こども園	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2丁目5番3号
大久保こども園	泉町3丁目2番1号
新習志野こども園	香澄4丁目6番1号
向山こども園	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園	藤崎4丁目20番3号

⑥ 私立こども園(5園)

名称	所在地
みのりつくしこども園	藤崎6丁目6番13号
ブレーメン実花こども園	東習志野6丁目7番2号
幼保連携型認定こども園 青葉幼稚園	津田沼3丁目15番20号
幼稚園型認定こども園 第一くるみ幼稚園	谷津5丁目20番5号
幼稚園型認定こども園 習志野みのり幼稚園	藤崎4丁目20番3号

⑦ 小規模保育事業所(11園)

名称	所在地
サンライズキッズ保育園 津田沼園	津田沼4丁目11番11号 小倉第一ビル1階
サンライズキッズ保育園 奏の杜園	奏の杜1丁目12番13号 フォーレス奏の杜1階
サンライズキッズ保育園 谷津園	谷津6丁目15番1号 グラシア津田沼2 1階
杜の子保育園	奏の杜2丁目17番10号 West 奏の杜1階

ホピンスナーリ-スクール インモール津田沼	津田沼1丁目23番1号 インモール津田沼3階
スマイルセレソンスポーツ保育園谷津	谷津5丁目4番8号京成谷津駅前ビル2階
ひまわり保育園	大久保1丁目21番14号 琴富ビル2階C号室
ひまわり保育園2nd	大久保1丁目20番19号 エスタシオ1階
ひまわり保育園3rd	本大久保4丁目12番3-B号 パルテール習志野
ひまわり保育園 Sola	谷津6丁目16番19号スマートプラン津田沼 ツインビルB棟1階
ロゼッタ保育園	秋津5丁目5番6号

(イ) ひまわり発達相談センター

名称	所在地
ひまわり発達相談センター	秋津3丁目5番1号

(ウ) 障害児通所支援事業所

名称	所在地
あじさい療育支援センター	秋津3丁目4番1号

(エ) 小学校・中学校・高等学校

① 市立小学校(16校)

名称	所在地
津田沼小学校	津田沼4丁目5番2号
大久保小学校	藤崎6丁目9番28号
谷津小学校	谷津5丁目1番32号
鷺沼小学校	鷺沼3丁目1番1号
実籾小学校	実籾1丁目25番1号
大久保東小学校	大久保2丁目12番1号
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目1番1号
東習志野小学校	東習志野3丁目4番2号
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5丁目11番1号
屋敷小学校	屋敷2丁目1番1号
藤崎小学校	藤崎4丁目12番1号
実花小学校	東習志野6丁目7番2号
向山小学校	谷津2丁目16番32号
秋津小学校	秋津3丁目1番1号
香澄小学校	香澄4丁目6番1号
谷津南小学校	谷津3丁目1番36号

② 市立中学校(7校)

名称	所在地
第一中学校	奏の杜1丁目13番1号
第二中学校	実朶1丁目44番1号
第三中学校	袖ヶ浦4丁目3番1号
第四中学校	東習志野3丁目4番3号
第五中学校	藤崎2丁目3番16号
第六中学校	屋敷2丁目17番7号
第七中学校	香澄6丁目1番1号

③ 私立中学校(1校)

名称	所在地
東邦大学附属東邦中学校	泉町2丁目1番37号

④ 市立高等学校(1校)

名称	所在地
習志野高等学校	東習志野1丁目2番1号

⑤ 県立高等学校(2校)

名称	所在地
津田沼高等学校	秋津5丁目9番1号
実朶高等学校	実朶本郷22番1号

⑥ 私立高等学校(1校)

名称	所在地
東邦大学附属東邦高等学校	泉町2丁目1番37号

⑦ 特別支援学校(1校)

名称	所在地
千葉県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)

(オ) こどもセンター・きらっ子ルーム(9施設)

名称	所在地
習志野市こどもセンター(鷺沼)	鷺沼1丁目8番24号
東習志野こども園こどもセンター	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園こどもセンター	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦2丁目5番3号
新習志野こども園こどもセンター	香澄4丁目6番1号
大久保こども園こどもセンター	泉町3丁目2番1号
向山こども園こどもセンター	谷津2丁目16番36号
藤崎こども園こどもセンター	藤崎4丁目20番3号
きらっ子ルームやつ	谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階

(カ) 放課後児童会

名称	所在地
袖ヶ浦西児童会	袖ヶ浦1丁目1番1号
大久保第一児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第二児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第三児童会	藤崎6丁目9番28号
大久保第四児童会	藤崎6丁目9番28号
鷺沼第一児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第二児童会	鷺沼3丁目1番1号
鷺沼第三児童会	鷺沼1丁目8番28号
谷津第一児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第二児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第三児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第四児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第五児童会	谷津5丁目1番32号
谷津第六児童会	谷津5丁目1番17号
大久保東児童会	大久保2丁目12番1号
東習志野第一児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第二児童会	東習志野3丁目4番2号
東習志野第三児童会	東習志野3丁目4番2号
実花第一児童会	東習志野6丁目7番2号
実花第二児童会	東習志野6丁目7番2号
つだぬま第一児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第二児童会	津田沼4丁目5番2号
つだぬま第三児童会	津田沼4丁目5番1号
向山第一児童会	谷津2丁目16番32号
向山第二児童会	谷津2丁目16番32号
実籾児童会	実籾1丁目25番1号
藤崎第一児童会	藤崎4丁目12番1号
藤崎第二児童会	藤崎4丁目12番1号
屋敷第一児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第二児童会	屋敷2丁目1番1号
屋敷第三児童会	屋敷2丁目1番1号
秋津児童会	秋津3丁目1番1号
袖ヶ浦東児童会	袖ヶ浦5丁目11番1号
香澄児童会	香澄4丁目6番1号
谷津南第一児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第二児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第三児童会	谷津3丁目1番36号
谷津南第四児童会	谷津3丁目1番36号

(キ) 放課後子供教室

名称	所在地
大久保東小学校放課後子供教室	大久保2丁目12番1号(大久保東小学校内)
東習志野小学校放課後子供教室	東習志野3丁目4番2号(東習志野小学校内)
秋津小学校放課後子供教室	秋津3丁目1番1号(秋津小学校内)
袖ヶ浦西小学校放課後子供教室	袖ヶ浦1丁目1番1号(袖ヶ浦西小学校内)
袖ヶ浦東小学校放課後子供教室	袖ヶ浦5丁目11番1号(袖ヶ浦東小学校内)
藤崎小学校放課後子供教室	藤崎4丁目12番1号(藤崎小学校内)
屋敷小学校放課後子供教室	屋敷2丁目1番1号(屋敷小学校内)
実花小学校放課後子供教室	東習志野6丁目7番2号(実花小学校内)
向山小学校放課後子供教室	谷津2丁目16番32号(向山小学校内)
香澄小学校放課後子供教室	香澄4丁目6番1号(香澄小学校内)
鷺沼小学校放課後子供教室	鷺沼3丁目1番1号(鷺沼小学校内)
津田沼小学校放課後子供教室	津田沼4丁目5番2号(津田沼小学校内)
大久保小学校放課後子供教室	藤崎6丁目9番28号(大久保小学校内)
谷津南小学校放課後子供教室	谷津3丁目1番36号(谷津南小学校内)
実籾小学校放課後子供教室	実籾1丁目25番1号(実籾小学校内)

※令和9年度開設予定:谷津小学校(習志野市こども若者まんなか計画)

(ク) 公民館(6館)

名称	所在地
中央公民館	本大久保3丁目8番19号
菊田公民館	津田沼7丁目9番20号
実花公民館	東習志野6丁目7番2号
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2丁目5番1号
谷津公民館	谷津4丁目7番10号
新習志野公民館	秋津3丁目6番3号

(ケ) 図書館(4館)

名称	所在地
中央図書館	本大久保3丁目8番19号
東習志野図書館	東習志野3丁目1番20号
新習志野図書館	秋津3丁目6番3号
谷津図書館	谷津5丁目16番33号

習志野市子どもの読書に関するアンケート調査結果(抜粋)

○調査対象者及び調査方法

対象(※)	媒体	期間	対象者数	回答者数	回答率
4歳児保護者	インターネット	R6.5.14 ～ R6.5.31	351人	310人	88%
小学校3年生		R6.5.1 ～ R6.6.10	1,467人	1,162人	79%
小学校6年生			1,444人	1,291人	89%
中学校3年生			1,338人	990人	74%
高校2年生	紙	R6.5.14 ～ R6.5.17	316人	304人	96%

※4歳児保護者…市立幼稚園・保育所・こども園に通う4歳児保護者への連絡ツール「コドモン」に登録している保護者全員

小学校3年生・6年生…市立小学校(16校)の3年生・6年生全員

中学校3年生…市立中学校(7校)の3年生全員

高校2年生…習志野市立習志野高等学校の2年生全員

【4歳児保護者への設問】

- ①子どもとの関係
- ②家族構成
- ③家庭で誰が子どもに読み聞かせをしているか
- ④読み聞かせは好きか
- ⑤読み聞かせの頻度
- ⑥一回あたりの読み聞かせの時間
- ⑦読み聞かせをして良かったこと
- ⑧本の入手方法
- ⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしているか
- ⑩読み聞かせをするうえで障壁となっていること
- ⑪図書館で月にどれくらい子どもの本を借りるか
- ⑫借りない理由はなにか(⑪で「借りない」人)
- ⑬回答者が子どもの頃、読み聞かせをしてもらったか
- ⑭通園している園名
- ⑮回答者自身は読書が好きか
- ⑯子どもがテレビやスマホなどを視聴することに対する制限の有無
- ⑰子どもの読書活動推進のため、今後充実してもらいたいこと(自由記載)

【小学校3年生～高校2年生への設問】

- ①(高校2年生のみ)住まいは市内・市外のどちらか
- ②読書は好きか
- ③学校図書室に行く頻度
- ④こうなればもっと学校の図書室に行くということ
- ⑤地域図書館に行く頻度
- ⑥こうなればもっと地域の図書館に行くということ
- ⑦普段の読書時間(平日)
- ⑧普段の読書時間(休日)
- ⑨本の入手方法
- ⑩本を読むきっかけ
- ⑪(小・中学校のみ)通学している学校名

○アンケート調査結果(抜粋)

1.4歳児保護者(○は設問番号)

①あなたとお子さんの関係を教えてください。

回答	父親	母親	祖父	祖母	その他の親族等	計
回答数	47	263	0	0	0	310
割合	15.2%	84.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

③あなたのご家庭では、誰がお子さんに読み聞かせをしていますか。(複数回答)

回答	読み聞かせをしていない	父親	母親	子どもの兄弟姉妹	祖父	祖母
回答数	24	179	278	48	3	23
割合	7.7%	57.7%	89.7%	15.5%	1.0%	7.4%

回答	曾祖父母	その他の親族等	回答総数	回答者数
回答数	0	1	556	310
割合	0.0%	0.3%		

⑧読み聞かせに使う本は、主にどのように入手しますか。(複数回答)

回答	市立図書館から本を借りる(移動図書館きぼう号と電子図書館は除きます)	移動図書館きぼう号で本を借りる	市立図書館の電子図書館で本を借りる	幼稚園・保育所(園)等から本を借りる	本屋やインターネットで本を購入する	家にある本を利用する
回答数	98	9	4	13	166	224
割合	34.5%	3.2%	1.4%	4.6%	58.5%	78.9%

回答	電子書籍を利用する(電子図書館は除きます)	その他	回答総数	回答者数
回答数	9	22	545	284
割合	3.2%	7.7%		

「その他」の主な回答
 ・知人から本を借りる・もらう
 ・通信教育の教材として入手する
 ・他市(千葉市)等の移動図書館で本を借りる など

⑨読み聞かせに使う本を選ぶとき、どのような情報を参考にしていきますか。(複数回答)

回答	市立図書館のブックリスト	市立図書館以外(出版社等)のブックリスト	子育て関連の本	子育て関連のウェブサイト	幼稚園・保育所(園)等からの情報	友人等からの情報
回答数	41	14	35	56	49	56
割合	14.5%	4.9%	12.4%	19.8%	17.3%	19.8%

回答	もともと知っている本から選ぶ	その他	回答総数	回答者数
回答数	145	85	481	283
割合	51.2%	30.0%		

「その他」の主な回答
 ・自分の子どもが選んだ本(記載多数)
 ・自分で探して選ぶ
 ・図書館からの情報 など

習志野市子どもの読書活動推進計画
(令和8(2026)~15(2033)年度)

■発行・編集 習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課
〒275-8601
習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151(代表)

第2次習志野市 文化振興計画

(案)

(令和8(2026)年度～令和15(2033)年度)

令和7年10月版

習志野市教育委員会

はじめに

※教育長挨拶

目次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画期間(第2次)	4
3 計画の位置づけ	5
4 本計画における文化の捉え方	5
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向	7
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向	7
2 習志野市の文化の現状	9
3 習志野市の文化振興の現状と課題	15
第3章 将来像と方向性	30
1 将来像	30
2 方向性	30
第4章 施策と取り組み	32
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～	33
【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	33
【施策2】身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	38
【施策3】文化に関する情報の収集と提供	39
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～	40
【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	40
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備	43
【施策3】伝統文化を担う子ども・若手の育成	44
【方向性3】文化を活かす ～活用～	45
【施策1】音楽のまち習志野の推進	45
【施策2】文化的資源の活用	48
【施策3】公民館活動等を通したまちづくり	50
第5章 推進に向けて	54
1 関係各課等との調整	54
2 評価の方法	54
参考資料	55
1 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻	56
2 習志野市文化振興計画について諮問・答申	63
5 習志野市文教住宅都市憲章 文化芸術基本法 千葉県文化芸術の振興に関する条例	69
6 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)	82

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市の文化振興に関する包括的な計画です。本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成することを目指すものです。文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで5年間を第1次の計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだ他、施設が休館となる等、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識される中、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術等デジタル技術を活用した取り組みが急速に普及、定着しました。

その一方、実際に文化を体験することの価値があらためて見直されることとなりました。同じ空間で演者や作品と向き合い、観客同士で感情を共有する体験は、オンラインでは得がたい深い感動と記憶を生み出します。実際の体験だからこそ感じられる臨場感や偶然性、空気感は、人と人との交流を生み、人と文化を強く結びつける力を持っています。

そうした中で、本市では、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4(2022)年度末を以て長期休館となりました。同ホールは、市民が直に舞台芸術を鑑賞できる貴重な施設として重要な役割を果たしてきました。その長期休館により、文化芸術の直接体験の場が一時的に失われたことは、大きな課題となっています。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリング等を通じて、第1次計画期間(令和3(2021)~7(2025)年度)の取り組みと、総合指標の達成度等を確認し、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、より多くの市民がさらに文化に親しみ心豊かに暮らせるよう、本第2次計画を策定するものです。

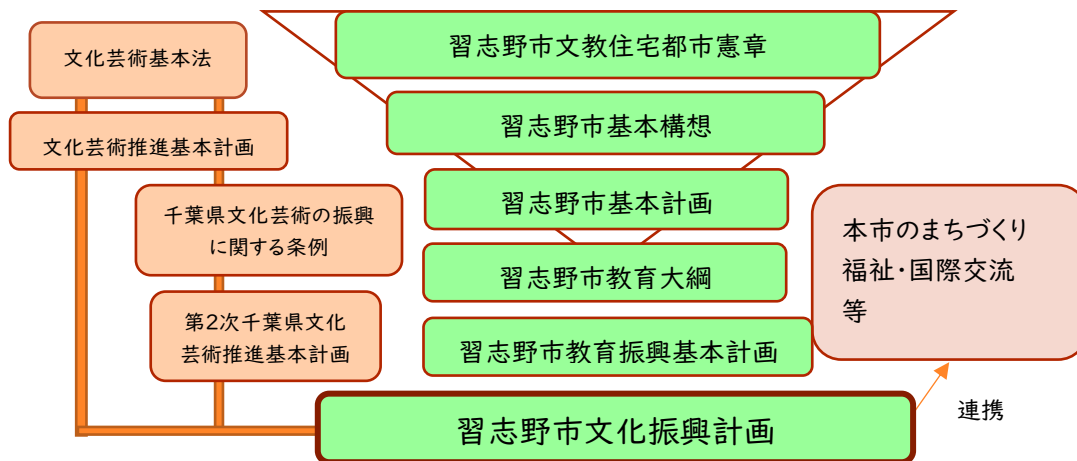
2 計画期間(第2次)

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」の第7条の2の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第2期文化芸術推進基本計画」や千葉県「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の内容等を踏まえ、策定します。

市の計画では、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた習志野市前期基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）や習志野市教育振興基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）の文化芸術施策に関する個別計画とし、さらに、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野も踏まえた内容とします。









4 本計画における文化の捉え方




本計画において「文化」とは、「文化芸術基本法」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で定義する文化の範囲に加え、本市の自然や歴史等を背景として生まれたものを含めます。

また、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化」及び「国民娯楽」のうち伝統的なもの、「文化財等」及び「地域における文化芸術」とします。


なお、最新の電子機器等を用いた発信手段も含まれます。

■文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の文化の範囲

ジャンル	内容
芸術 	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術 	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能 	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能 	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化 	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽 	囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物等 	出版物等
文化財等 	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 文化芸術 	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※34ページ以降の取り組み内容に上記文化のジャンルのロゴが標記されています。

※すべてのジャンルが当てはまる場合は  が示されています。

第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

(1) 社会・経済情勢

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力等、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中であって、異文化に親しむと共に自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

一方で感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められたのをきっかけに、オンラインによる鑑賞・発表・交流といった新しい文化芸術のあり方が生まれデジタル技術を活用した新たな創造・発信・交流のかたち定着するとともに、対面により味わう文化芸術の価値が改めて認識されるようになりました。

(2) 国の動向

「文化芸術基本法」の改正により(旧・文化芸術振興基本法)、年齢・障がいの有無・経済状況・居住地域を問わず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境整備と児童生徒への教育の重視が法律に明記され、さらに文化芸術の本質的価値だけでなく社会的・経済的価値をも活かし、観光・まちづくり・福祉・教育・産業等と有機的に連携する政策を推進する初の「文化芸術推進基本計画(第1期)」が策定されました。

加えて「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」とその基本計画によって障害のある人の創造・発表・交流機会の拡充が制度化され、劇場・音楽堂の活性化やバリアフリー・多言語対応等実演芸術施設の整備とも連動した文化芸術振興の包括的体制が整備されました。

さらに、「第2期文化芸術推進基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)」では、第1期計画の基本的な「中長期目標」を引き継ぎながら、現代の社会課題や環境変化に対応するための新たな重点取り組みを掲げています。

【文化芸術推進基本計画(第2期)における今後の文化芸術施策の目指すべき姿(中長期的目標)】

中長期目標1:文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

中長期目標2:創造的で活力ある社会の形成

中長期目標3:心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標4:持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

【文化芸術推進基本計画（第2期）における重点取組】

- ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 文化芸術のグローバル展開の加速
- 文化芸術を通じた地方創生の推進
- デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

(3) 県の動向

千葉県では、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画（令和7（2025）年度～13（2031）年度）」を推進しています。めざす姿を「誰もが文化芸術に親しめる千葉」とし、文化芸術の振興はもとより文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を活かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを促進しています。

その実現に向けて、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」、「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの柱としており、その柱に基づいて各施策を展開しています。

2 習志野市の文化の現状

(1) 文化活動

習志野市では、これまでも市民一人ひとりが文化に親しみ、創造的な活動に参加できる環境づくりが進められてきました。地域に根ざした文化活動や芸術団体による取り組み、そして市が推進する特色ある文化政策等、多様な主体が関わり合いながら、文化の振興が図られています。

以下に、現在までの習志野市における主な文化活動の展開状況について概観します。

① 公民館での活動の展開

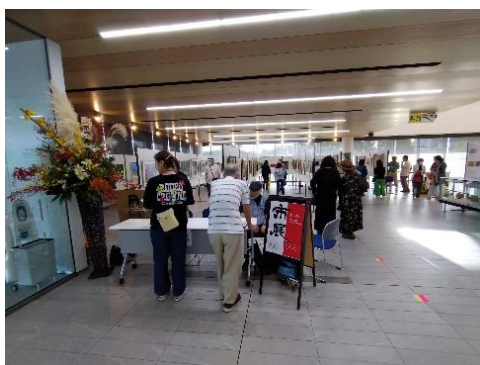
昭和 45(1970)年に制定した文教住宅都市憲章の下、本市は、教育と文化に力を注ぎ、まちを発展させてきました。特に昭和 40 年代半ば以降、各地域に公民館を順次設置し、市民の生涯学習、文化活動を支援すると共に、公民館を拠点とした様々な自主的なサークルが作られ、身近な場所で日常的に文化活動が行われるようになりました。また、市民文化祭等の行事を行いながら、市民同士の文化交流も図られています。現在では、公民館だけでなく、コミュニティセンター等も活動の場となり、市内全域にわたって多種多様な市民の文化活動が行われています。

② 習志野市芸術文化協会による活動の展開

本市の文化芸術活動を長年にわたり牽引してきた団体の一つに、習志野市芸術文化協会があります。昭和 38(1963)年に習志野市文化協会として発足し、加盟団体相互の資質向上に努めつつ、本市の芸術文化の推進団体として活動を展開してきました。

平成 6(1994)年には習志野市芸術文化協会に組織を替え、美術、音楽、詩吟、能楽、邦楽、書道、華道、茶道等の連盟が加入し、地域に根差した活動を行う中で、平成 21(2009)年には文部科学大臣により地域文化功労者表彰を受賞しています。現在はそれぞれの活動を行う他、全体活動として、春の芸術祭、秋の市民文化祭、習志野市美術展覧会(市展)等を開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展に取り組んでいます。

さらに、近年ではいくつかの連盟で「伝統文化親子教室」を開催し、こどもたちや若い世代への伝統文化の継承にも力を注いでいます。



習志野市美術会
市展(市庁舎開催)

③ 音楽のまち習志野の展開

本市の文化の特徴の一つとして、音楽が挙げられます。これまで本市は、こどもから大人まで様々な年代で音楽に親しむ音楽のまちとして習志野の名を高めてきました。

本市の音楽文化の歴史をたどると、今から約100年前の第一次世界大戦の頃、大正4年からの数年間、現在の東習志野4丁目と5丁目の一部にあった「習志野俘虜収容所」で、ドイツ兵捕虜達が結成したオーケストラや合唱団による演奏会が行われていました。様々な記録資料から、収容所内では文化的な活動も行われており、捕虜達がロズさんだ南ドイツの民謡のメロディーを収容所に関わった地元の人が覚えていたというエピソードも残っています。このように古くから音楽と関わりの深い本市では、昭和44(1969)年に県下2番目のアマチュア・オーケストラとして「習志野フィルハーモニー管弦楽団」が結成され、その後、習志野高等学校や小・中学校の音楽部の卒業生による様々な音楽団体も作られ、また、公民館ではコーラス・合唱をはじめとする音楽サークルが活動し、市民の音楽活動が盛んに行われてきました。

また、地域では中学校区ごとに公民館と地域、学校が連携し、その特性を活かしたコンサートが開催され、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた地域や世代間の交流の輪が広がっています。公民館のロビー等を活用したコンサートも行われ、身近な施設で音楽に触れることのできる環境にあります。

それらを象徴し、文化の拠点として、特に本市の音楽文化に重要な役割を担ってきたのが習志野文化ホールです。昭和53(1978)年の建設当時、日本を代表する多目的ホールであったNHKホール並みのクオリティを目指しつつ、「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」という理念で整備されました。多くの市民の間で自分達の文化活動を発表するのに十分な規模のホールを待望する声が高まっていた中、文化ホールができたことで、身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、発表することができるようになりました。

文化芸術活動の拠点及び交流の場として多くの方に親しまれてきた習志野文化ホールでしたが、建築後40年が経過し施設の老朽化による大規模改修を早期に必要とする中、JR津田沼駅南口再開発事業にともない令和5(2023)年3月31日をもって、長期休館となりました。ホールの長期休館により、身近な場所での鑑賞・活動機会の提供や広域的なホール利用が課題となっています。

一方で、習志野文化ホールに代わる新しいホールの建設も計画中であり、“文教住宅都市”、音楽のまち習志野のシンボルとしてふさわしい、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場となるべく検討しています。



NPO 法人習志野第九合唱団
習志野第九演奏会



ならしの学校音楽祭

なお、習志野文化ホールのこけら落とし公演として行われたのは、「習志野第九演奏会」であり、以降40年以上にもわたり毎年開催されています。初演からの参加者をはじめ、幅広い年代からの新たな参加もあり、現在では他市のホールに場を移していますが、年末の恒例行事として変わらず盛況を博しています。

さらに、学校においては、昭和47(1972)年に第一中学校管弦楽部が初めて全国学校合奏コンクールで最優秀賞を受賞し、昭和51(1976)年に谷津小学校管弦楽クラブがこども音楽コンクール合奏の部で全国最優秀賞を受賞しました。その後、習志野高等学校吹奏楽部では、昭和56(1981)年に初めて全日本吹奏楽コンクールの金賞を受賞して以降、毎年のように全国大会へ出場するようになりました。

平成12(2000)年度には、谷津小学校・第一中学校・習志野高等学校の3校が、それぞれ全国大会で最優秀賞を受賞し、初めて小・中・高揃っての受賞を果たしました。

また、平成29年度には、全日本小学校バンドフェスティバルで大久保小学校、全日本マーチングコンテストで第二中学校、第四中学校、習志野高等学校がそれぞれ金賞を受賞し、マーチング全国大会で市内4校同時金賞受賞の快挙を達成しました。

その後も優秀な成績を残している学校の音楽活動ですが、習志野高等学校吹奏楽部の部員が講師となり、小学生、後に中学生にも楽器の技術と音楽の楽しさ、素晴らしさを伝える管楽器講座が行われるようになり、学校での音楽活動は市内全体に広がりを見せ、近年では、多くの学校が全国大会等で優秀な成績を収めるようになりました。その集大成が、年度末に行われる「ならしの学校音楽祭」であり、その成果を発表し、好評を得ています。

なお、学校教育における音楽活動では、年間行事の中で校内音楽会や合唱コンクールが行われ、こどもの頃から日常的に身近で音楽に親しむ環境にあります。

このように文教住宅都市憲章制定から50年以上が経過しましたが、時代は移り変わっても、文化に親しむ風土や環境は、本市の中で脈々と受け継がれています。

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等その種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進展や生活スタイルの変化等により、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。その他、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や公共施設等での展示、出前講座等による啓発に取り組んでいます。

さらに、今後予定される(仮称)新総合教育センターの再整備において複合施設の整備により実花公民館の跡施設に歴史資料展示室を開設予定です。歴史資料に関する講座や、文化財等の見学会も想定しています。



藤崎富士講社の富士塚

■習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	1. 小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	2. 旧大沢家住宅	有形文化財
	3. 旧鴛田家住宅 附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	有形文化財
	4. 下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	5. 藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	1. 実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	2. 谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	3. 谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	4. 谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	5. 谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	6. ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	7. 海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	8. 藤崎富士講社の富士塚	民俗文化財
	9. 鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺	史跡
	10. 藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	1. 千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	2. 旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	3. 廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	4. 廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	5. 廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	6. 廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動で利用できる公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館、生涯学習複合施設プラッツ習志野、図書館の他コミュニティセンター等の自治振興施設があり、多くの市民が利用しています。

①公民館

昭和46(1971)年の菊田公民館、昭和48(1973)年の旧大久保公民館の開館に始まり、昭和52(1977)年に旧屋敷公民館、昭和54(1979)年に実花公民館、昭和56(1981)年に袖ヶ浦公民館、昭和57(1982)年に谷津公民館と順次整備が進み、さらに平成4(1992)年には新習志野公民館が開館し、市民が学習や文化活動に取り組みやすくなりました。

公民館は、市民の知識や技能の習得、文化芸術の練習や発表への参加、さらには地域交流の拠点として子どもから高齢者まで多世代が利用しています。

しかし、老朽化が進行しており、令和元(2019)年には旧大久保公民館は中央公民館に改称し、旧屋敷公民館等の機能を統合して、プラッツ習志野内に新たに開館しました。

また、菊田公民館は令和13(2031)年度末で築後60年を迎え、本市の公共建築物再生計画において機能停止と位置付けられています。そのため諸室機能については旧庁舎跡地の公共施設とこども園に統合後の津田沼幼稚園舎にて代替する予定としています。

実花公民館は(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されています。

新しい複合施設として生まれ変わった後も、市民に親しまれ、多くの人に利用され続けることが期待されています。

②市民ホール

市民ホールは、老朽化が進んだ京成大久保駅周辺の公共施設の再編を受け、令和元(2019)年にプラッツ習志野内に開設されました。

市民ホールには、音響や照明設備が整っており、京成大久保駅前という利便性も相まって、日頃の練習成果を発表する場としてだけでなく、多くの人々が音楽や様々な文化を楽しむ鑑賞の場としても広く利用されています。



市民カレッジ公開講座

③ 図書館、自治振興施設

習志野市の図書館は、昭和41(1966)年に旧市民会館内の図書室から始まり、昭和55(1980)年に大久保図書館が独立開館し、昭和57(1982)年に東習志野図書館開館、平成に入り新習志野・藤崎・谷津の各図書館が開館しました。

令和元(2019)年に大久保図書館は、藤崎図書館の機能を統合し、中央図書館としてプラッツ習志野内で開館しました。

各図書館を結ぶ図書館情報システムと資料の配送業務により、市内全体で蔵書を共有できる体制を整えています。

また、市民による図書館ボランティア活動も行われ、市民と連携した運営に取り組んだり、出生児に特別にデザインした「誕生記念図書館カード」を配布する等、読書への関心を乳幼児期から育てるきっかけづくり等も行っています。

その他の施設として、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置し、講座やイベント、サークル活動への諸室の貸し出し等日常的に多くの市民に利用されています。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により、老朽化が進んでいる東習志野図書館と東習志野コミュニティセンターは実花公民館と共に複合化が予定されています。

④ 歴史資料展示室

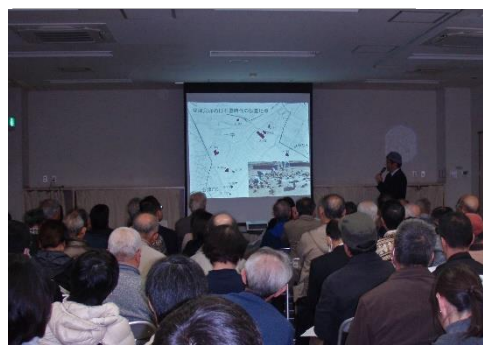
従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる常設施設がなく、埋蔵文化財調査室、市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示する形に留まっていました。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されている実花公民館跡施設に歴史資料を展示できるスペースを開設し、保存と展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する予定です。

また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の収蔵場所の確保を検討しています。



実籾3丁目遺跡出土土器



歴史講座

3 習志野市の文化振興の現状と課題

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が習志野市芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、長期休館中の習志野文化ホールや、公民館等において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

(1) 市民の文化芸術の鑑賞や活動について

令和6(2024)年度文化・スポーツに関する市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)及び令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート(以下、「小中高生アンケート」という。)によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。

「文化芸術の鑑賞、活動の状況」については、鑑賞・活動共に過去1年間に経験したと回答した件数は、80代以上を除き令和元(2019)年に実施した前回調査の割合を上回っています。

「文化芸術を鑑賞した市民」は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増とほぼ横ばいとなっています。映画・歴史・文学・美術等の順に鑑賞割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。

「文化芸術活動に取り組む市民」については前回調査の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加しています。30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇しつつ60代で若干減少し、その後再び上昇していく傾向があります。鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、前回の調査同様インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式HP・SNSの利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を引き続き検討していくことが重要です。

過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっています。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30代から50代までの層でそれぞれ理由の3割を占め、最も多くなっています。「興味のある催し物が少ない」は20代以下と60代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めています。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇しています。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられます。年代別では70代で2割を占め最も多く、30代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっています。また、70代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっています。

過去1年間に何も活動していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が50.3%と最も多く、続いて「自分が活動することに興味がない」が26.9%、「興味があるものがない」が22.0%と、活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となっています。仕事や生活が忙しい30代・40代、そして60代に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出すること、文化芸術への興味・関心が高まる50代に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化すること、高齢で外出が難しい80代以上に対しては身近な場所

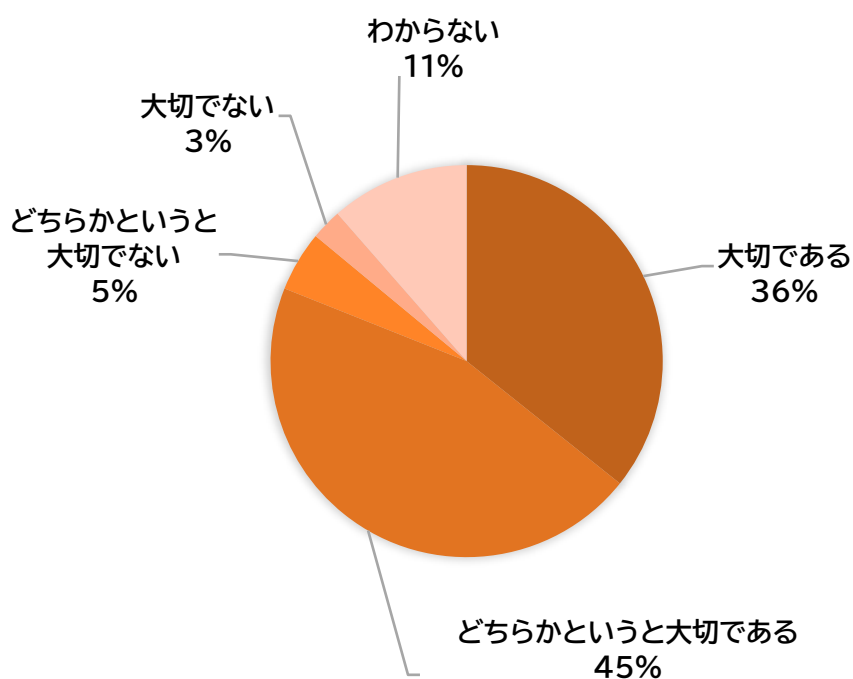
で文化芸術に触れる機会づくりを行うこと等、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

イベントの認知度と参加・鑑賞経験について、市教育委員会が共催・後援する文化祭、展覧会、コンサート等の行事に関する問いでは、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。なお、これらの行事を「知っている」と回答した割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にあります。認知度の向上を図ると共に、参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要です。

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、習志野文化ホールが長期休館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が41.0%と約半数を占めています。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さ

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約80%となっています。

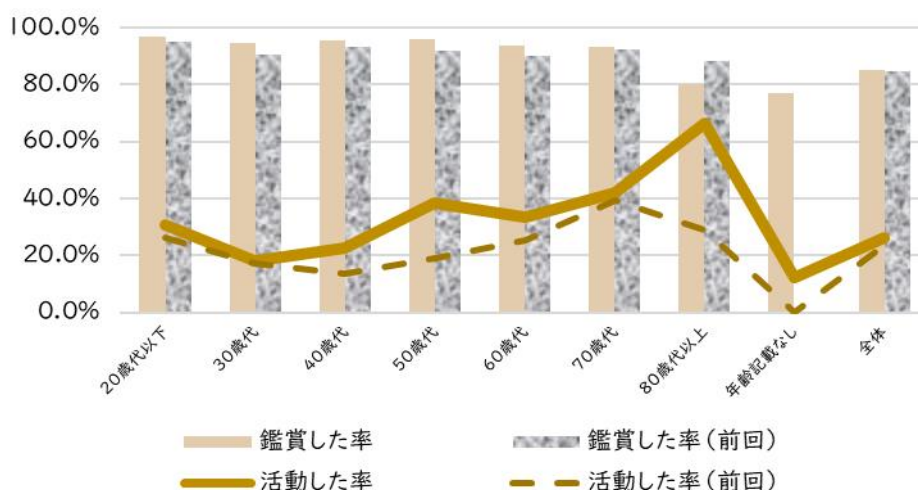


(n=865)

出典：文化スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

前回の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞・活動経験は横ばいまたは微増です。



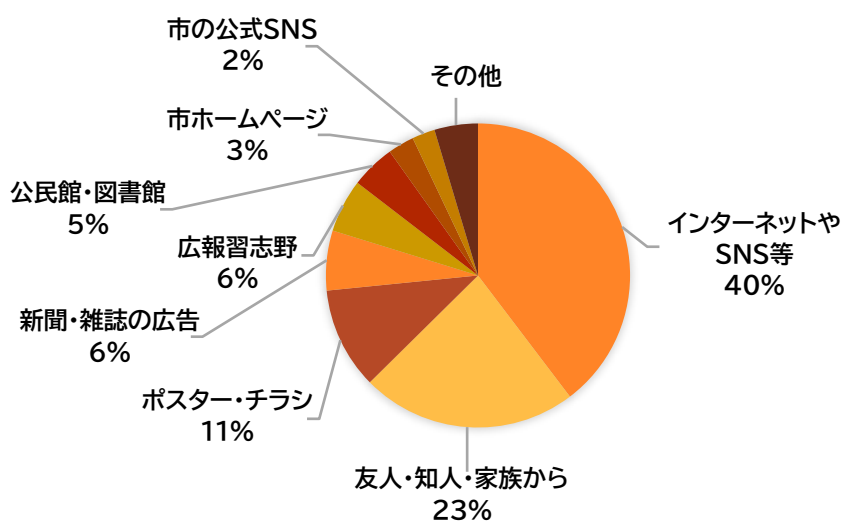
(n= 前回 1,047 今回 886)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の情報入手先

過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式HPやSNS以外の)インターネットやSNS等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式HP」、「市の公式SNS」はあまり利用されていません。

■過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先(複数回答)



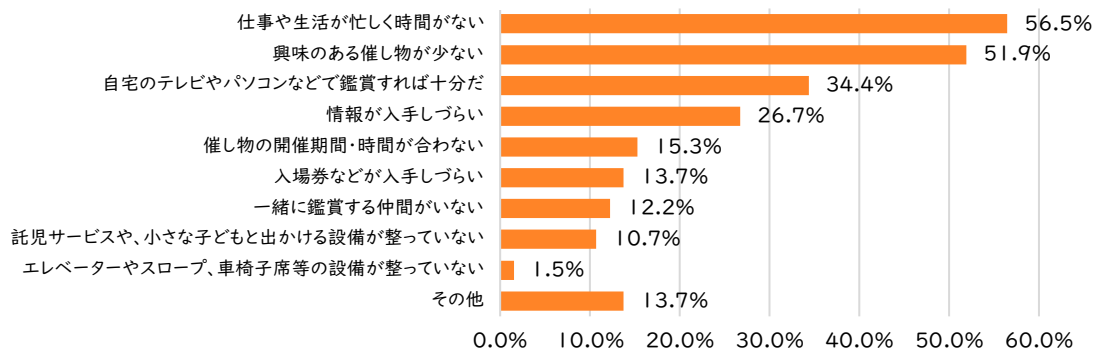
(n=708)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

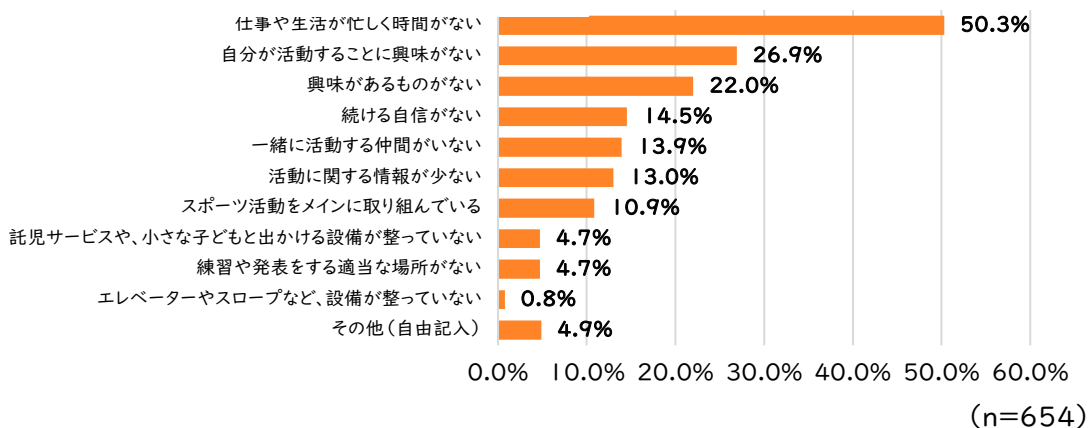
■鑑賞／活動をしていない理由(複数回答)

鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、15歳以下の子どもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない」も上位になっています。

■鑑賞していない理由(複数回答)

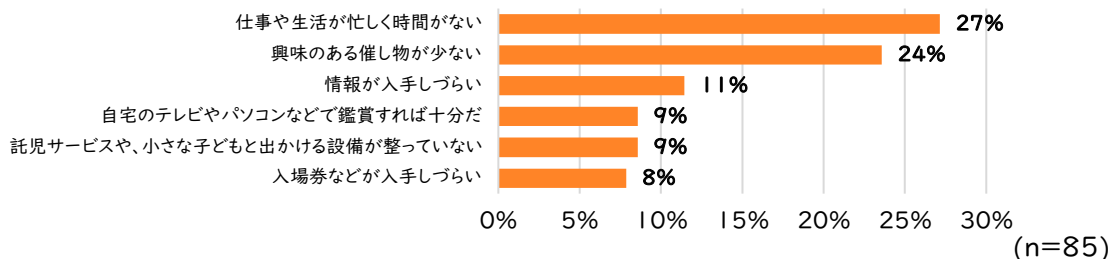


■活動していない理由(複数回答)

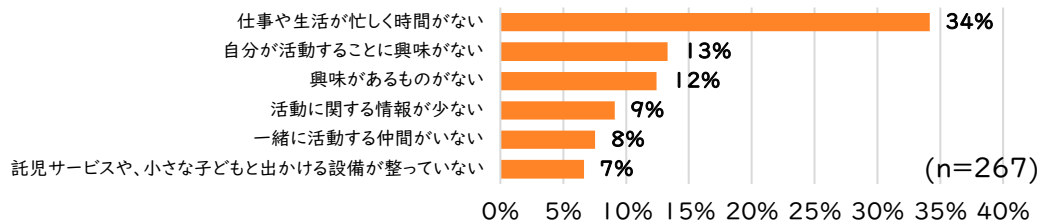


<子ども(15歳以下)がいる人の場合(上位6つ)>

■鑑賞していない理由(15歳以下の子どもがいる場合上位)



■活動していない理由(15歳以下の子どもがいる場合)

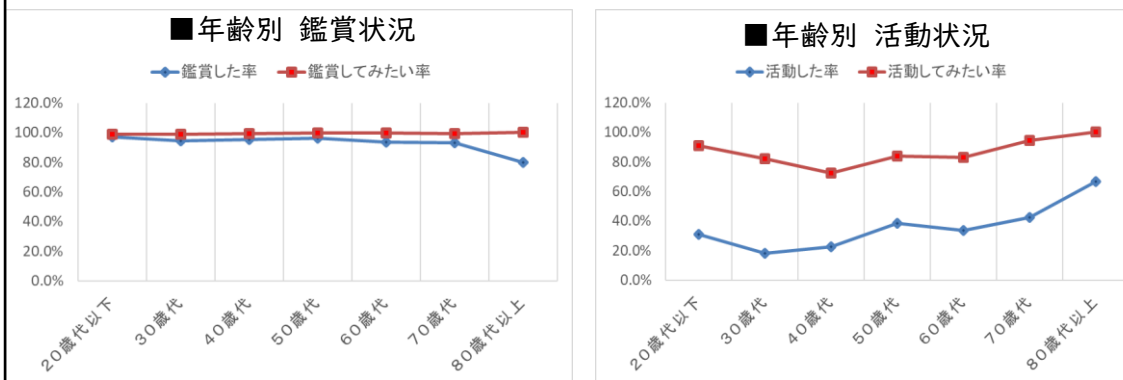


出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞の意欲はどの年代も90%以上で高く推移していますが、80歳代以上については、100%の高い意欲に対し、実際に鑑賞した経験は80%と意欲と経験に差が出ています。

過去1年間の活動については、30代が82.3%の割合で活動への意欲があるものの、実際に活動をしているのは18.3%と意欲と経験に大きな差が生まれています。



出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度) (N=886)

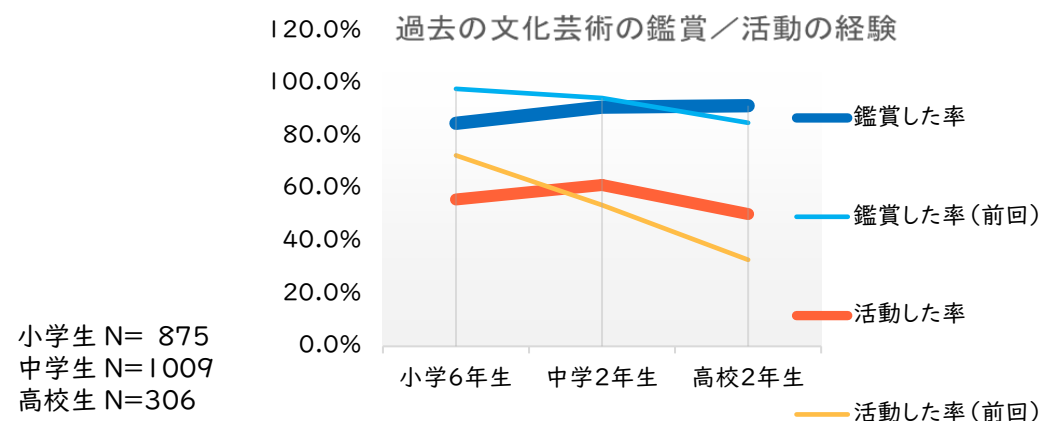
(2) こどもの文化芸術の鑑賞や活動について

過去3年間の文化芸術の鑑賞・活動の経験(学校行事を除く)主体的な経験を尋ねたところ、鑑賞については、小・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。一方、活動については、小学生以外は前回は上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるにつれ下がる傾向でありましたが、今回は、コロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられます。

なお、鑑賞した主なジャンルは「映画」、「クラシックやポップス等の音楽」、「美術」の順に多くなっています。また、活動については「音楽」、「美術」等が多くなっていますが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っています。

本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、子どもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続き子どもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

■こどもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

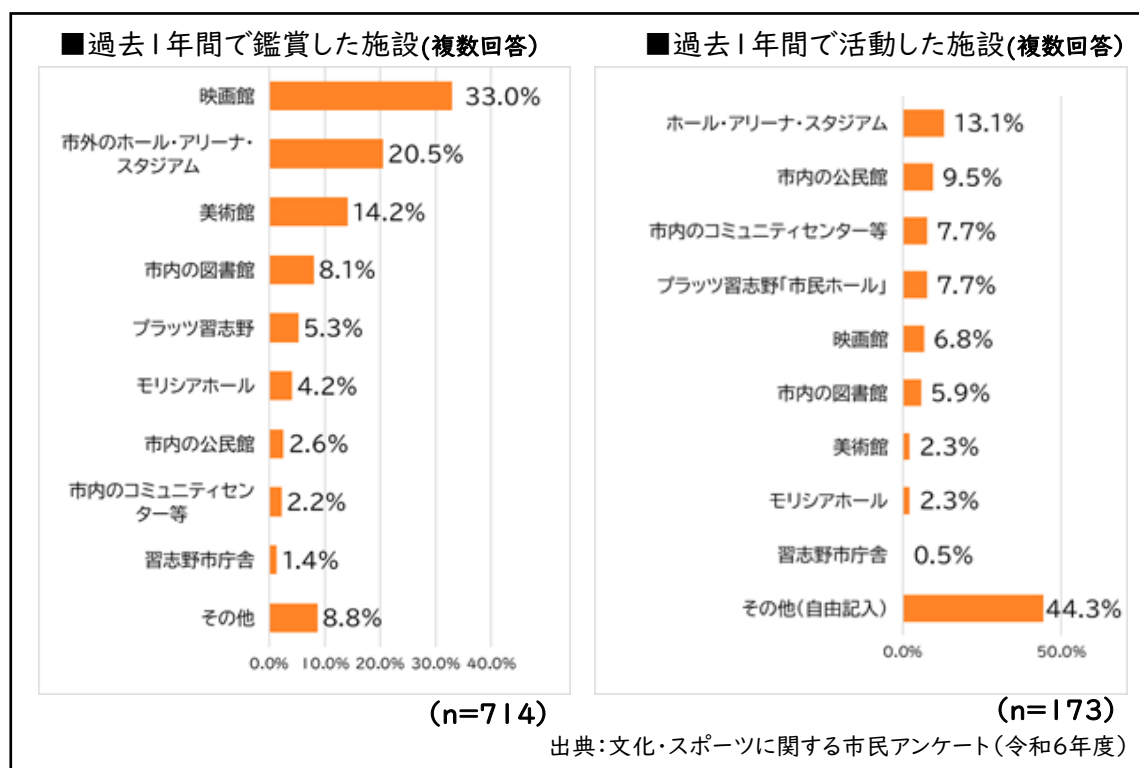


出典:文化に関する市立小中高生アンケート(令和6年度)

(3) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

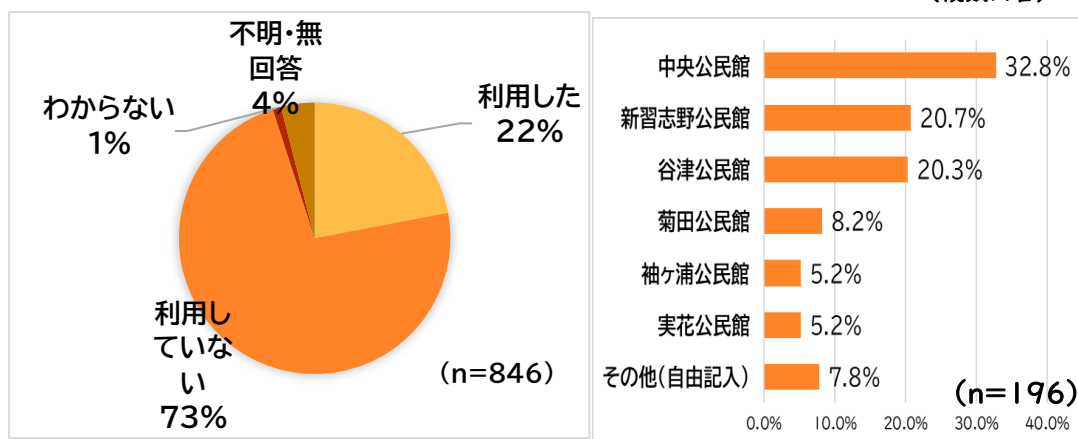
市民が鑑賞した施設では映画館、活動した施設ではホール・アリーナ・スタジアムが最も多くなっていますが、本市の公民館や図書館でも、身近に文化に触れるための活動が行われてきました。また、市民ホールでは文化芸術の公演を市民に届けると共に、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれています。

過去1年間に公民館・図書館を利用した割合の設問では、公民館を「利用した」との回答は約2割、「利用していない」は約7割となっています。一方、図書館を「利用した」との回答は約4割、「利用していない」は約6割となっています。それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方に、どのようにであれば利用するかを問う設問について、公民館は「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が35.1%、「利用方法がわかりやすい」が29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」が19.1%と上位となっています。また、図書館では、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」が47.3%、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」が30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」が30.2%と上位に上がっています。公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められています。



■過去1年間の公民館の利用と利用した公民館

(複数回答)



■公民館を利用したくなる条件

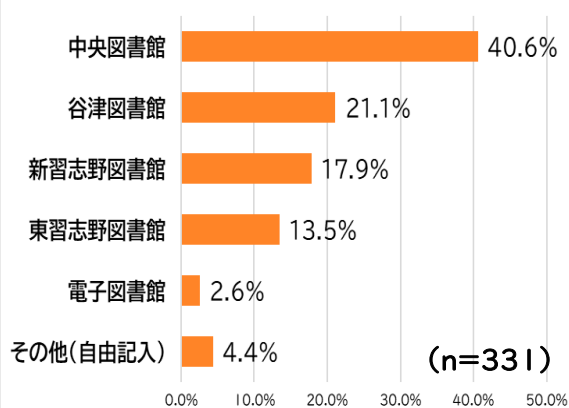
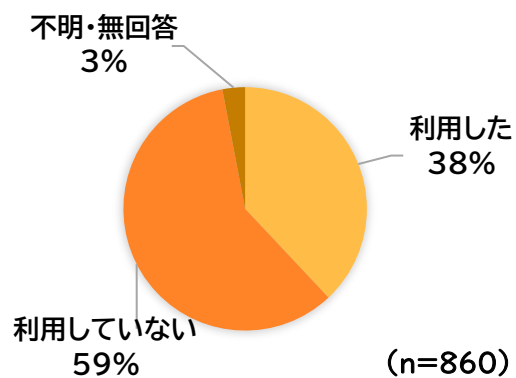
どのようであれば公民館を利用する課(複数回答)	件数(件)	構成比
気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある	226	35.1%
利用方法がわかりやすい	192	29.9%
興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている(具体的に記入)	123	19.1%
自分がやりたいことを教わったり、体験することができる(具体的に記入)	113	17.6%
学習スペースがある	89	13.8%
世代や地域を超えた交流ができる	41	6.4%
音楽、演劇、ダンスなどの練習や美術の作品制作等に必要な設備や備品が整っている	34	5.3%
その他(自由記入)	79	12.3%

(n=643)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■過去1年間の図書館の利用と利用した図書館

(複数回答)



■図書館を利用したくなる条件

どのようであれば図書館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比
読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている	249	47.3%
どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる	159	30.2%
図書館が夜遅くまで開いている	135	25.7%
家の近くで本を受け取れるサービスがある	116	22.1%
利用方法がわかりやすい	101	19.2%
学習スペースがある	65	12.4%
その他(自由記入)	74	14.1%

(n=526)

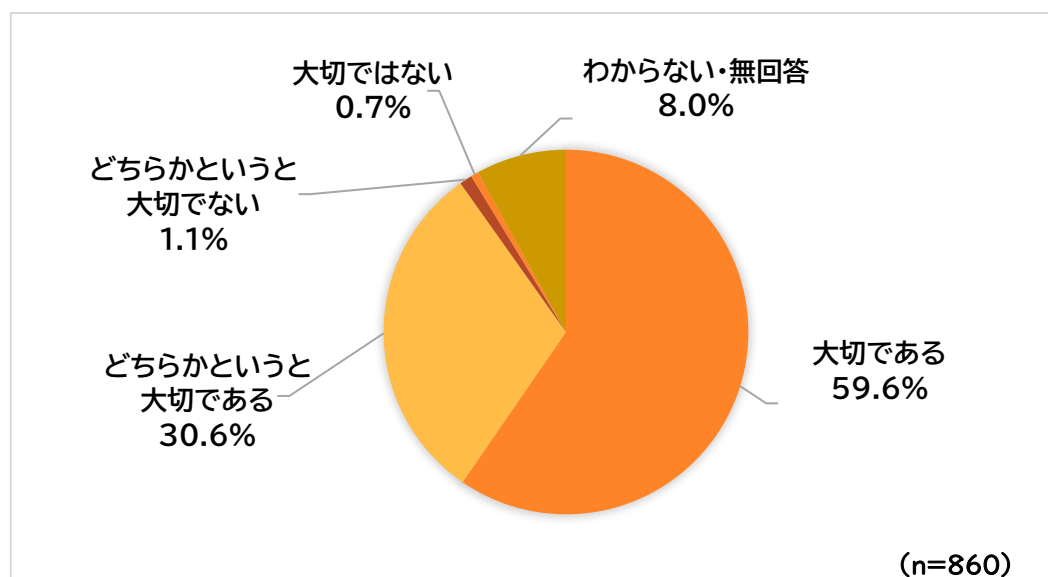
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

(4) 文化財の保存・活用について

文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて



■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を大切だと思う理由(複数回答)	件数(件)	構成比
歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	77.3%
失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	62.2%
昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	49.1%
地域の魅力につながるから	165	20.7%
観光資源となるから	92	11.5%
文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
地域に親しまれているから	35	4.4%
その他(自由記入)	7	0.9%

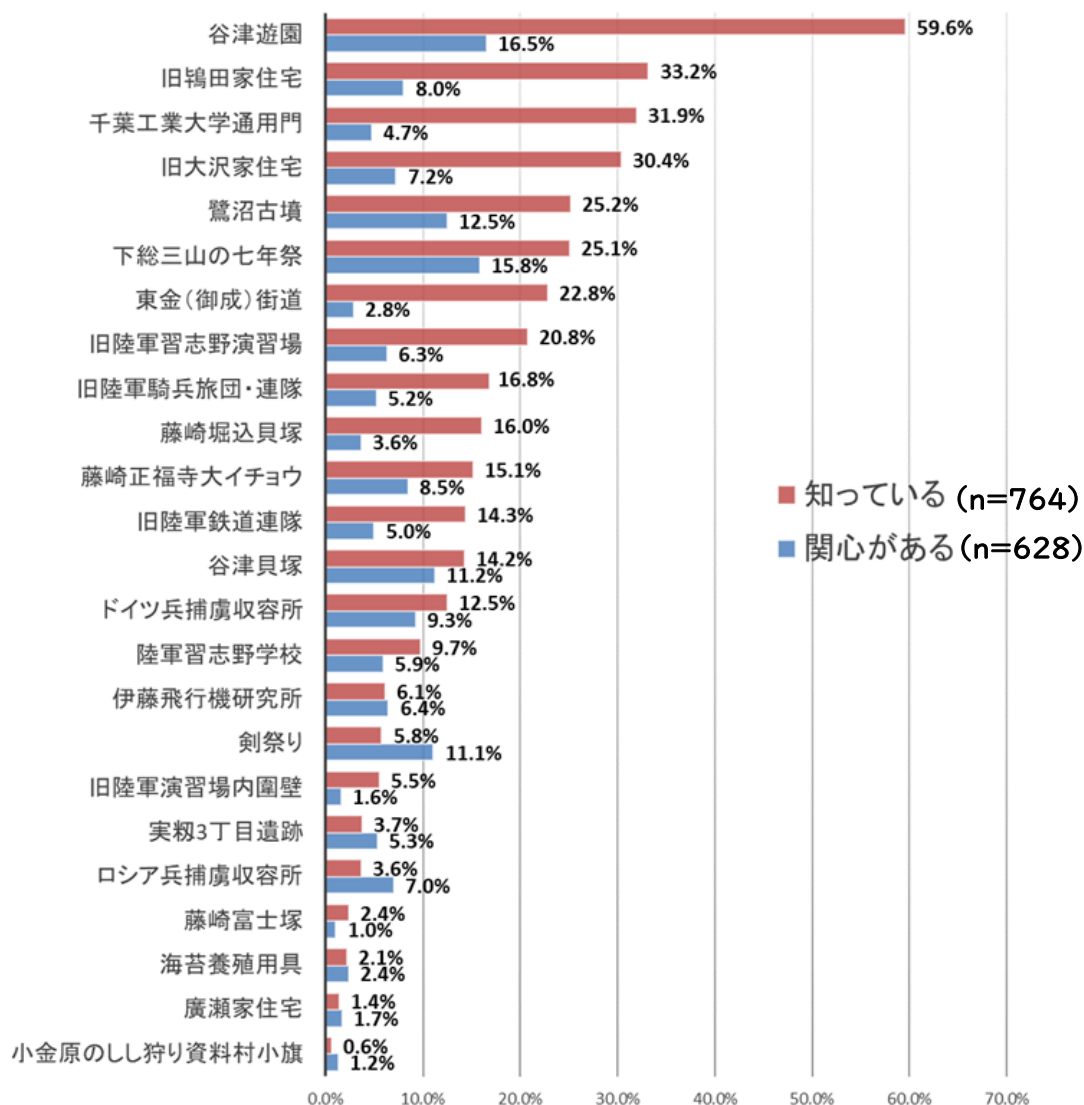
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度) (n=799)

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が約 60%と圧倒的に高く、「旧鴫田家住宅」、「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」が30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が約 15%ですが、「谷津遊園」、「鷺沼古墳」、「谷津貝塚」、「剣祭り」以外は 10%を切り、全般的に低調です。

【文化財・歴史的な場所の認知度・関心度】(複数回答)



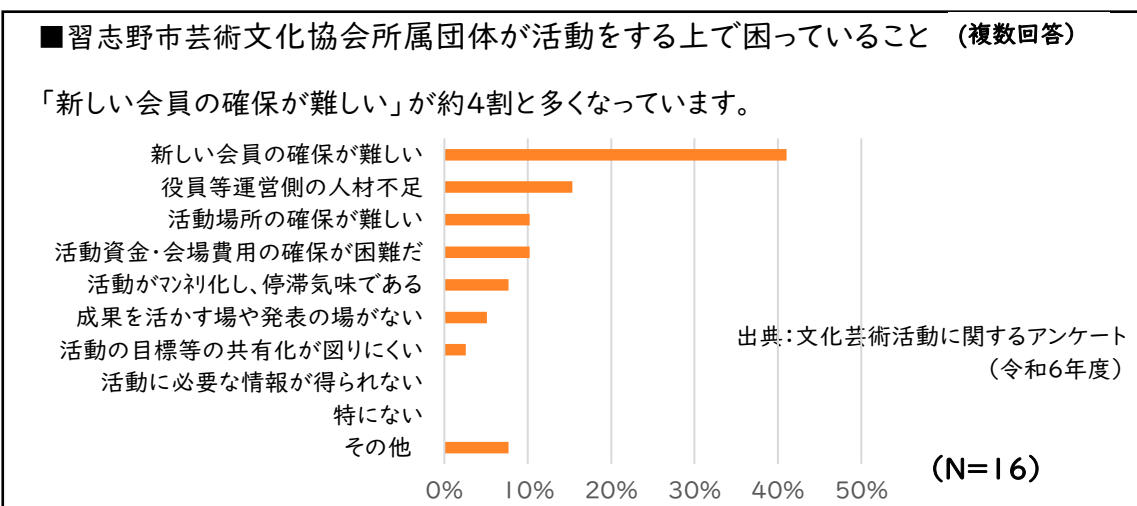
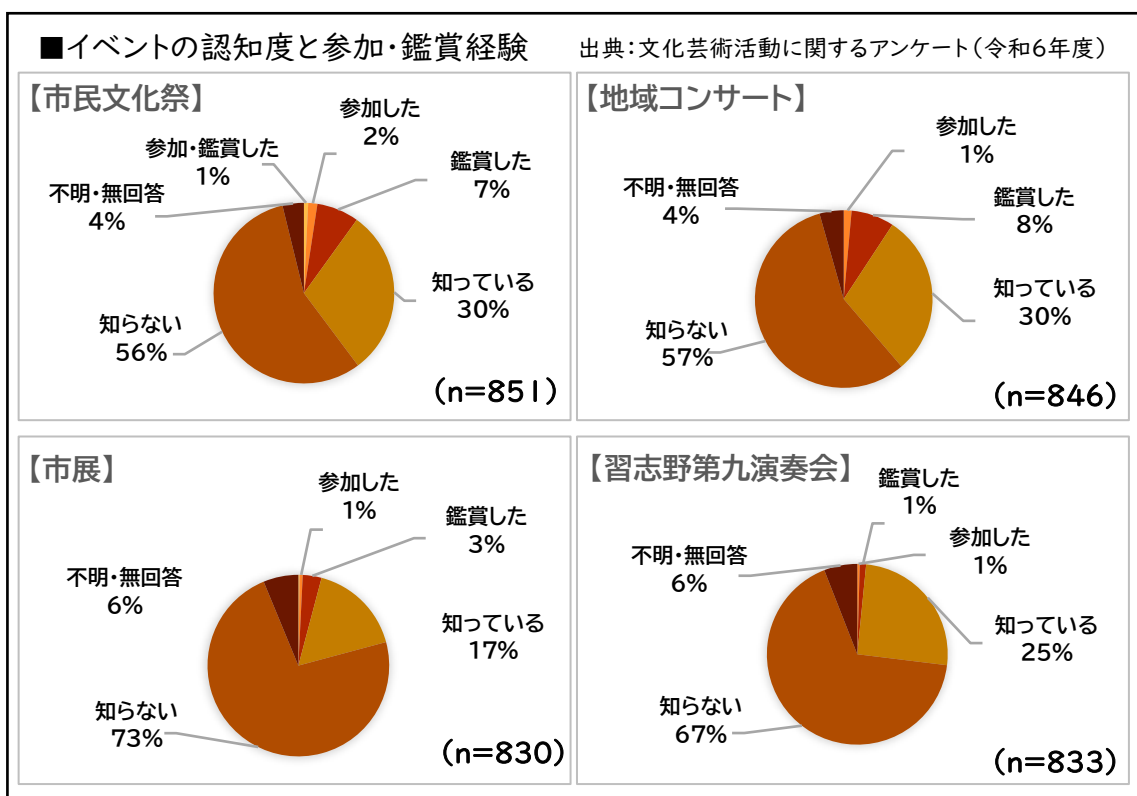
出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。しかし、市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。特に「市展」や習志野第九演奏会を知らない市民は約7割となっています。認知度の向上を図ると共に参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要と考えられます。

また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した文化芸術活動に関するアンケート(令和6(2024)年度)によると本市の文化芸術を支える文化団体は新しい会員の確保が課題となっています。

また、市民は今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについて誰もが利用しやすいホールの整備、小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供を求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。



■若年層の文化芸術団体が活動をする上で困っていること(主な意見)

※習志野市芸術文化協会非所属団体等の個別ヒアリング等(5団体 音楽2、美術3)

- ・練習・発表、作品制作・展示の場所がない。
- ・大型楽器等を施設で借用できない、借用をする際補助をして欲しい。
- ・市民ギャラリーの設置と学芸員等の配置。

■今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」等が多くなっています。

今後力を入れた方がよい取組(複数回答)	件数(件)	構成比
誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	47.3%
小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	41.0%
文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	22.2%
未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
文化財の保存・活用	120	13.5%
文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
その他(自由記入)	39	4.4%
		(n=886)

出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(6) 前計画の評価指標及び実施状況結果概要

「第1次習志野市文化振興計画(令和3(2021)～7年(2025)年度)」に設定した評価指標の達成度と、取り組み内容の実施状況を「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の方向性ごとに一覧化したものです。

<方向性 I> 文化に触れる～機会の提供～

【評価指標】1項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	84.8%	85.2%	86%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	23.5%	26.1%	25%

【取り組み内容の実施状況】15取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	20.0%	73.3%	6.7%	—
R4(2022)	—	60.0%	40.0%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%

令和3～5年度は 3段階評価

A:実施予定事項が概ねできた(80～100%) B:実施予定事項が一部できた(21～79%)

C:実施予定事項が全くできなかった(0～20%)

令和6年度は、 5段階評価

A+: (120%)当初の見込みを上回る成果が達成できた

A: (100%)実施予定事項が達成できた

B: (75%)実施予定事項が実施過程もしくはわずかに達成できない事項があった

C: (50%)実施予定の半分程度が達成できた

D: (25%以下)実施予定事項のほとんどが達成できなかった

評価指標であった「文化芸術活動をした市民の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した市民の割合」は目標値をわずかに下回りました。

また、実施状況においては市民文化祭、親子や高齢者が参加する講座やイベント、アウトリーチ事業等、集合を前提とする取り組みにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBまたはCとなるものが見られました。

令和4年度以降は、徐々に社会活動が再開したことに伴い、これらの取り組みも復調傾向を見せています。令和5年度から6年度にかけては、ほとんどの事業が再びA評価を獲得しています。

特に、ICTを活用した資料閲覧やホームページの充実等、非接触型の取り組みは継続して高い評価を維持しています。

<方向性Ⅱ>文化をつなぐ ～継承と育成～

【評価指標】 1項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	93.1%	89.5%	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	56.0%	63.1%	58%

※学校行事を除く主体的な鑑賞を対象とする

【取り組み内容の実施状況】 13取り組み

	A+	A	B	C	D
R3 (2021)	—	53.8%	46.2%	0.0%	—
R4 (2022)	—	92.3%	7.7%	0.0%	—
R5 (2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6 (2024)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※評価記号 A+～D の表す達成度は<方向性Ⅰ>と同様。R6 (2024) より5段階評価に変更。

評価指標であった「文化芸術活動をした小中高生の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した小中高生の割合」は達成できませんでした。コロナ禍によって奪われた、子どもたちの鑑賞・活動機会を提供することが必要です。

また、実施状況においては、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、伝統文化親子教室等世代間交流を通じた文化継承の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価が B となるものが見られましたが令和4年度以降は大半が A 評価に回復しています。

<方向性Ⅲ>文化を活かす ～活用～

【評価指標】 達成項目なし

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	実績	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回	16回 (R6)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅) 1日当たりの入館者数	実績値	61.1人	63人 (R4)	70人

※県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅)1日当たりの入館者数は、令和5・6年度に旧大沢家住宅茅葺屋根葺き替え工事による休館が多かったため、令和4年度にて評価。

【取り組み内容の実施状況】 19取り組み

	A+	A	B	C	D
R3 (2021)	—	21.1%	52.6%	26.3%	—
R4 (2022)	—	89.5%	10.5%	0.0%	—
R5 (2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6 (2024)	0.0%	89.5%	10.5%	0.00%	0.00%

※評価記号 A+～D の表す達成度は<方向性Ⅰ>と同様。R6 (2024) より5段階評価に変更。

評価指標であった「公民館での音楽会・コンサートの実施回数」及び「県指定文化財（旧大沢家・旧鴛田家住宅）1日あたりの入館者数」はいずれも策定時の実績を上回りましたが、目標値は達成できませんでした。本市が育ててきた質の高い音楽文化、文化財、公民館等の施設、そこで活動する人材等について、今後、より積極的な活用が必要となります。

「地域コンサート」の開催、地域人材による音楽活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がやCとなるものが見られましたが、令和4年度から再びA評価が増加しています。令和5・6年度には、地元大学との連携、公民館を拠点とした地域イベントの活性化、市民カレッジ卒業生の活躍等、人的資源を活用した取り組みが徐々に成果を上げており、市民主体の文化活動が地域に根つき始めています。

第3章 将来像と方向性

1 将来像



文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育んできた本市の文化を継承し、市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。第2次習志野市文化振興計画においても第1次計画を踏襲し、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げます。

2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・生活環境等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であった前回調査と比較しても、同様または微増であり多くの市民が文化芸術を大切だと回答しています。

文化芸術に実際に触れる重要性は維持しながら置かれた環境に関わらず、誰もが文化に触れられるよう、ICTを活用した鑑賞機会の提供等環境づくりを進めます。市庁舎や公共施設等身近な場所で作品発表や、質の高い文化芸術の鑑賞の機会を提供し、（公財）習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会と連携しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への支援を強化します。また、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう、情報発信にも力を入れていきます。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担うこどもたちの豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。特にコロナ禍によって奪われたこどもたちの鑑賞・活動機会の提供に注力し、これまで文化を支えてきた人々から、次代を担うこどもたちに活動を継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

こどもや若い世代が文化芸術に実際に触れられるよう、文化系クラブへの活動支援や、本市の保育所やこども園等や公民館での乳幼児向けアートスタート事業等の企画・実施を行います。また、文化活動への支援や文化団体の世代間交流を促進し、生きがいにつながる環境を整備します。さらに、小中学校での管楽器講座の開催等、現役の大人・若者の高い技術が次世代のこどもたちの意欲を引き出す世代間の好循環を支援します。

習志野市芸術文化協会と連携し、伝統文化に地域で親しむ機会を設けると共に、伝統文化親子教室や講座を通じて若い世代の参画と担い手育成を図ります。

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

文化財をはじめとする本市の文化を教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させ地域の活性化に向けた活用につなげます。これらと共に、歴史資料展示室の開設や講座の実施を通じて文化財の価値を広く伝えます。

また、音楽のまち習志野を象徴する、ならしの学校音楽祭や地域コンサート、習志野第九演奏会等の支援を行います。

さらに本市文化の拠点でもある音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備の検討を進めます。

そして、公民館等教育施設を活用した市民の学びや文化事業を強化し、(仮称)新総合教育センターの再設備においては公民館・図書館等複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げ、地域を担う人材の育成とにぎわいづくりに取り組みます。

第4章 施策と取り組み

【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】
【本計画の将来像】 誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れられる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1) 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり	1. 土日・祝日等の講座等の実施 2. 利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 4. 図書館資料の充実
		施策2 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(2) 多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進	5. 市民文化祭の実施 6. 多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供
			(3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実	7. 保育付きの講座やイベントの充実 8. 親子で参加可能な講座やイベントの充実
			(4) 障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供	9. 障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 10. 多文化交流ができる機会の充実
			(1) 幅広い鑑賞機会の充実	11. 市民ホールや音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 12. アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援
		施策3 文化に関する情報の収集と提供	(1) 市ホームページ・SNS等を活用した情報提供	13. ICTを利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知 15. 文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信
	【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策1 子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1) 未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供	16. 公民館等でのアートスタートの実施 17. 親子で本に親しむ機会の提供 18. 伝統文化に触れる行事等の実施
		施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(2) 教育における文化芸術活動の推進	19. 文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21. 伝統文化に触れる行事等の実施(再掲No.18)
			(1) 文化の世代間交流の場の提供	22. 伝統文化親子教室の開催支援 23. 文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24. 文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり
		施策3 伝統文化を担う子どもや若手の育成	(2) 文化財の保存の推進	25. 文化財の収集・保存の充実 26. 埋蔵文化財調査の充実
			(1) 伝統文化を担う子ども・若者の育成	27. 伝統文化親子教室の開催支援(再掲No.22) 28. 伝統芸能及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供
		【方向性3】文化を活かす活用	施策1 音楽のまち習志野の推進	(1) 音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援
(2) 音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり	33. 音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討			
(3) 音楽のまちを象徴する新ホールの検討	34. 学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 35. 親しみやすい市の歴史の発信【新規】 36. 文化的資源の展示や活用 37. 歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】			
施策2 文化的資源の活用	(1) 文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり		38. 特産品開発等の産業への文化の活用 39. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲No.14)	
	(2) 文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり		40. 交流を通じた発表の場づくり 41. 展示スペースの提供 42. プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 43. 複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】	
施策3 公民館活動等を通じたまちづくり	(1) 交流を促す文化活動の活性化		44. 地元大学等と連携した公民館事業の実施 45. 学生の公民館活動への参加機会の提供	
	(2) 大学等と連携した公民館活動		46. まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 47. 地域を活性化させるイベントやまつりの実施	
	(3) 社会教育を通じた地域の魅力の発信		48. プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 49. 市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	
	(4) 地域を担う人材の育成			

【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～

文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、年齢、障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また市民ホールを中心に公共施設等を活用し、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に触れる機会等の情報について、広報や市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

また、若者を中心に、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることから、これらの活動も文化芸術活動としてとらえ、ICTを活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	85.2% (令和6年度)	89.2%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	26.1% (令和6年度)	30.1%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に実際に体験した鑑賞や活動のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別にデジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れた機会の状況についても把握します。

【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供






本市は、文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。年齢や生活環境などの対象別、また地域の特性別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策(1)】 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、土日や祝日等を利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう管理・運営の方法を検討します。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】



No.	取り組み名	概要	所管
1	土日・祝日等の講座等の実施 	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、土日・祝日等を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 	多くの利用者において使いやすい施設の管理・運営方法を検討します。	公民館
3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近な場所で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実  	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

【小施策(2)】多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、公共施設の他、公用施設においても市民文化祭の会場としての活用に取り組めます。

また、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
5	市民文化祭の実施 	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を発表する市民文化祭を開催します。	社会教育課 公民館 協働政策課
6	多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供 	市庁舎・自治振興施設、体育館等の多様な施設で発表や文化を体験する機会をつくります。	社会教育課 協働政策課 障がい福祉課



習志野市芸術文化協会市民文化祭(市庁舎開催)





(公財)習志野市文化スポーツ振興財団主催事業 カルチャー&スポーツ

【小施策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が気兼ねすることなく文化芸術に触れる機会を充実させるためには、保育付きや親子で参加できる講座等の充実が不可欠です。保育付きの講座を行うことで、親がこどもを預けて自分の時間を持つことができ、参加へのハードルを低くすることができます。また、親子でイベント等に参加することで感動を共有し、絆を深める効果も期待できます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実 	子育て中の家族が参加しやすいよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実 	親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課



子育てママのクッキング





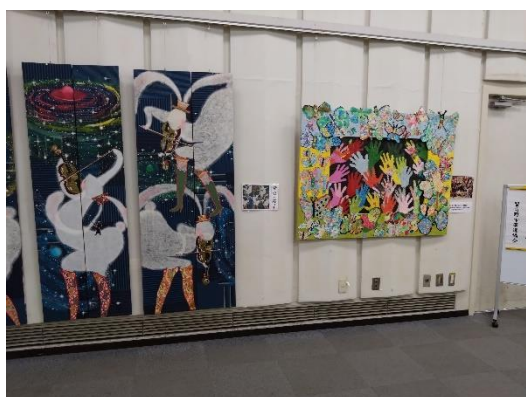
親子チャレンジ(房総太巻き寿司作り)

【小施策(4)】障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供

障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動に触れる機会を充実させ、互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 	「福祉ふれあいまつり」「花の実園さくらまつり」等において、障がい者による舞台発表を行う他、理解と交流を深めるため障がいの有無に関係なく作品を共に展示する展覧会等を開催します。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実 	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みを行う習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



習志野市芸術文化協会芸術祭
(特非)希望の虹レインボー学園
ちぎり絵作品展示



青少年訪問団(タスカルーサ市)
旧鴛田家住宅庭園でのお囃子鑑賞

【施策2】 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民にとって身近な場所で、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館している中、市民ホール等での事業を一層強化すると共に、市庁舎等多様な施設の利用やインターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。



【小施策(1)】幅広い鑑賞機会の充実

プラッツ習志野にある市民ホールは、市民による自主的な文化・芸術活動の発表の場として活用される一方で、優れた音響環境により本格的な演奏会の開催にも十分対応できる仕様となっているため、プロ・アマを問わず幅広い利用が可能です。今後も、ホールの機能を活かしながら、市民が身近なホールで文化に親しむことができるように努めます。

また、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにはためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていく必要があります。

市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 	市民ホールの自主事業やホールを利用した講座等で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 公民館
12	アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援 	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団が、演奏家等をスポーツ施設や地域のイベント等へ派遣することにより、市民が質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課



(公財)習志野市文化スポーツ振興財団
ファミリーコンサート







(公財)習志野市文化スポーツ振興財団
月待コンサート

【小施策(2)】誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供

施設等を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※ ¹ を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 	本市が所蔵する資料や作品を、ICTを活用してインターネット上で鑑賞できる環境を整備すると共に、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知   	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課


【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策(1)】市ホームページ・SNS等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図ると共に、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化するとともにSNS等を活用した情報発信を行うことにより、容易に情報が入手できる環境を整備します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信 	文化に関わるホームページを充実すると共に、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化したページを管理します。また、LINE等を利用し情報発信します。	社会教育課

※¹「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充すると共に、世代間交流を通じて文化の継承に取り組めます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	89.5% (令和6年度)	93%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	63.1% (令和6年度)	67%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に学校行事を除き、実際に鑑賞や活動した体験のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別に学校行事やデジタルの媒体での鑑賞や活動の状況についても把握します。

【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり







子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育むため、未就学の子どもたちへの文化芸術の取り組みを拡充すると共に、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組めます。

【小施策(1)】未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、子どもたちが文化芸術に触れるアートスタートを実施すると共に、絵本に触れるブックスタート事業等親子で本に親しむ機会を提供します。

また、日本の伝統文化が身近に感じられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
16	公民館等でのアートスタートの実施 	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が絵や工作等の表現活動をするアートスタートを実施します。	公民館
17	親子で本に親しむ機会の提供 	こどもが生まれた家庭への誕生記念図書館カードの配布、絵本を贈呈するブックスタート事業等、親子で本に親しむ機会を提供します。	子育てサービス課 図書館
18	伝統文化に触れる行事等の実施    	伝統文化を感じられる行事を実施します。	こども園 幼稚園 保育所 こども保育課



ひな祭り






節分

【小施策(2)】教育における文化芸術活動の推進

子どもや若い世代が文化芸術に触れるためには、社会教育においてだけでなく学校教育においても取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校・公民館等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会を提供すると共に、ICT を活用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 	小・中学校において、音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行、デジタルを活用した発信等文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 	小中学校音楽会やならしの学校音楽祭等、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	指導課
21	伝統文化に触れる行事等の実施(再掲) 	伝統文化を感じられる行事を実施します。	指導課 保健体育安全課 公民館



どんど焼き



ならしの”こども美術館”




【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人と子どもが交流する機会の拡充に取り組みます。

【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により次世代へ文化を継承するため、伝統文化親子教室の取り組みを強化すると共に、習志野市芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境づくりに取り組みます。



【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	伝統文化親子教室の開催支援 	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 	文化芸術団体が行う市展や市民文化祭に小中高生が参加や出品することを推進し、世代を超えた交流ができるように支援します。	社会教育課 公民館
24	文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり 	習志野第九演奏会の公開リハーサル見学を行い、本市で培われてきた文化を共有する交流を支援します。	社会教育課

【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実 	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実 	埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課



【施策3】 伝統文化を担うこども・若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、こども・若者が文化を学び、体験する機会をつくります。

【小施策(1)】 伝統文化を担うこども・若者の育成

これからの本市の文化を担うこどもや若者を育てるため、引き続き伝統文化親子教室の支援に取り組むと共に、伝統芸能の体験をはじめ、地域の行事や慣習への理解を深める機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	伝統文化親子教室の開催支援 (再掲) 	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体を支援します。	社会教育課
28	伝統芸能体験及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供 	伝統芸能や地域行事・慣習について、こどもや若者が体験したり、理解を深める機会を提供します。	公民館 指導課



和太鼓 in ならしの



伝統文化親子教室 開催支援
(市民文化祭での親子や子どもの作品展示)

【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させていきます。特に文化財をはじめ、本市で特徴のある音楽文化や公民館活動等について、地域の活性化に向けた文化の活用の取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館主催講座の受講者数	実績値	42,630人 (令和6年度)	44,900人
県指定・市指定・国登録文化財の数	実績値	21件 (令和6年度)	22件

【施策1】音楽のまち習志野の推進

本市は、長年にわたって学校や地域で音楽活動が盛んに行われてきた経緯から、次第に音楽のまち習志野としての特色が根付いてきました。この強みを今後さらに活かしていくためにも、本市の音楽文化を支える学校や団体の取り組みを引き続き支援していくことが重要です。




【小施策(1)】音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小中高校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収める一方で、地域の音楽団体も活発に活動しており、こうした学校や団体を支援しながら、子どもたちが質の高い演奏に触れて刺激や感銘を受けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



小中学校管楽器講座

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	学校行事や部活動における音楽を 発表する機会の充実(再掲) 	「小中学校音楽会」やならしの学 校音楽祭等、学校行事や部活動 で音楽を発表する機会を設ける と共に、習志野高等学校吹奏楽 部が小中学生に演奏指導を行う 取り組みを支援し、次世代の音 楽人材の育成につなげていきま す。	指導課
30	コンクール優秀団体の発表の場 と鑑賞機会の提供 	コンクールにおいて優秀な成績 を収めた団体の演奏の発表の場 としてならしの学校音楽祭を実 施し、鑑賞機会を提供します。	指導課
31	身近なところで子どもたちが目標 を持つことができる環境の維持 	習志野市小・中学校管楽器講座 への参加やならしの学校音楽祭 への出場を目指したり、習志野 第九演奏会のリハーサル見学の 機会等をおして刺激や感銘を 受け、身近なところで子どもた ちが目標を持つことができる環 境をつくります。	指導課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近な場所で音楽を楽しみ交流が図れる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	学習圏会議※ ² や地域と共に連携したコンサートを実施します。また、演奏や歌の技術に長けた人材が豊富である音楽のまちの強みを活かし本市にゆかりがある音楽家等によるコンサートを実施します。	社会教育課 公民館



バラの街♪音楽会

【小施策(3)】音楽のまちを象徴する新ホールの検討

多くの市民に親しまれてきた習志野文化ホールは、本市の音楽文化の中心的な拠点として、その発展に大きく寄与してきました。新たなホールにおいても音の響きを重視すると共に、幅広い創造的な文化芸術活動を支える場となるよう、再整備の検討を進めていきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	音の響きを大事にし、幅広い利用に対応できる誰もが利用しやすいホールとなるよう再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課



※² 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事等を実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する地域コンサートがある。





【施策2】 文化的資源の活用

本市には、文化財や美術品、民俗行事をはじめとする将来にわたって伝えていくべき文化的な資源があります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じ、関心を深めることが大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策(1)】文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるよう、教育に活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
34	学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 	学校教育・社会教育等の場で文化財等文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
35	親しみやすい市の歴史の発信【新規】 	市民が手に取りやすく読みやすい習志野市史関連書籍の充実・周知、インターネットでの発信、説明板の更新等市民が習志野市の歴史に愛着や興味を持つような取り組みを推進します。	社会教育課
36	文化的資源の展示や活用 	文化財、芸術作品等本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示・公開や、旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅を活用したイベント等を実施します。	社会教育課 公民館
37	歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】 	歴史資料展示室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施します。 また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の計画的な補修並びに新たな収蔵場所を検討します。	社会教育課



旧鴫田家住宅お月見の会





歴史資料展示

【小施策(2)】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業分野への展開を進めていきます。これにより、地域文化を体現する製品として広く発信し、観光や産業の活性化を図ります。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップを配布・発信し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用 	習志野市の文化を「ふるさと産品」等特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲) 	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



習志野ドイツフェア&フードフェス



習志野市歴史・文化財マップ

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり





公民館は本市の地域文化の担い手のひとつとして市民のまちづくりを後押ししてきました。地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につなげ広く共有すると共に、大学等との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】 交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品・発表等を鑑賞し合い、作品・発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

また、(仮称)新総合教育センターの再整備において、公民館・図書館等を機能統合して複合施設を開設し、人と人がつながる学びの交流基地として文化活動を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり 	サークルや文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽等の発表の機会をつくります。	公民館
41	展示スペースの提供 	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課
42	プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 	「ならしのクリエイターズエキスポ」「ハンドメイド・マーケット」等市民作家が展示販売と共に市民と交流し、活動の輪を広げることのできるイベントを開催します。	社会教育課
43	複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】 	(仮称)新総合教育センターの再整備において公民館・図書館等の機能統合による複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げます。	公民館 図書館 協働政策課 総合教育センター



サークルふれあいまつり





交流を促す展示

【小施策(2)】大学等と連携した公民館活動

公民館では、文化活動の担い手の減少が課題となっています。このため、青年講座等での地元大学や高校との連携を通じて、若者が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
44	地元大学等と連携した公民館事業の実施 	青年講座等において地元の大学や高校と連携しながら、公民館事業に取り組みます。	公民館
45	学生の公民館活動への参加機会の提供 	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



ユースリーダー講座





ならしのリーダーズ

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域特有の文化を生かすには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを広く共有していくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むと共に、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
46	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野の「フューチャーセンターならしの」において、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくれます。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	地域を活性化させるイベントやまつりの実施 	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、交流の輪を作り、地域の活性化につなげます。	公民館



地域のいまを知り交流やアイデアを出す場
シン・ならしのスタディーズ
(プラッツ習志野フューチャーセンター)

きくたこどもまつり

【小施策(4)】地域を担う人材の育成

これからの地域を担う人材を育むことは重要な課題です。このため、プラッツ習志野を多様な世代・分野の人材が交流・協働する拠点とし、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。また、市民カレッジで地域を学んだ市民をはじめ、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
48	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援 【新規】	市民活動の導入促進・活動補助として、講座や発表会・相談会のステップから活動の初動段階を応援するイベント「一歩目フェスティバル」「ならしのクリエイターエキスポ」等を開催し、市民が活動を行うきっかけを支援します。また、市民作家の作品の展示販売である「ヒトコマ雑貨市」の開催等フューチャーセンターが登録管理・運営する「クリエイターズクラブ」の活動を支援し、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。	社会教育課 公民館
49	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	「市民カレッジ OB ボランティア」等卒業生が、地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



ならしのクリエイターズエキスポ



ボランティア活動とは(車椅子体験)

第5章 推進に向けて

1 関係各課等との調整

文化振興にあたっては、関連各部署との密な連絡・調整を行い、すべての施策・事業に文化的視点を融合させつつ実施します。これにより、全庁横断的な推進体制を確立し、計画的かつ統合的な文化振興を図ります。

また、文化事業の実施にあたっては、習志野市芸術文化協会や(公財)習志野市文化スポーツ振興財団と連携を密にして課題や問題点を共有し解決するとともに、広い視野をもって取り組みます。

その他にも文化的な情報収集に努め、計画を推進します。

さらに現状を把握しながら状況に即した対応をし、取り組み項目については適宜、追加・修正を行う等必要に応じた見直しを行います。

2 評価の方法

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議をはじめ、各関係審議会に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

参考資料

- 1 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

- 2 習志野市文化振興計画について諮問・答申
社会教育法(抄)【第四章】
習志野市社会教育委員の設置に関する条例
習志野市社会教育委員

- 3 習志野市文教住宅都市憲章
文化芸術基本法
千葉県文化芸術の振興に関する条例

- 4 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

I 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

(1) 文化施設等



施設名	中央公民館	菊田公民館	実花公民館	袖ヶ浦公民館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	津田沼 7-9-20	東習志野 6-7-2	袖ヶ浦 2-5-1
電話	047-455-3517	047-452-7711	047-477-8899	047-451-6776



施設名	谷津公民館	新習志野公民館	市民ホール
所在地	谷津 4-7-10	秋津 3-6-3	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)
電話	047-452-1509	047-453-3400	047-476-3213



施設名	中央図書館	新習志野図書館	東習志野図書館	谷津図書館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	秋津 3-6-3	東習志野 3-1-20	谷津 5-16-33
電話	047-475-3213	047-453-3399	047-473-2011	047-471-2072



施設名	谷津コミュニティセンター	東習志野コミュニティセンター	市民プラザ大久保	実籾コミュニティホール
所在地	谷津 5-16-33	東習志野 3-1-20	大久保 4-2-11	実籾 5-3-20
電話	047-471-2071	047-475-9901	047-470-8171	047-455-6500

(2) 指定文化財等

① 千葉県指定文化財



名称	小金原のしし狩り資料 村小旗 (有形文化財)	旧大沢家住宅 (有形文化財)	旧鶺田家住宅 附 大工手間(てま)日記・大工出面書留板(でづらかきとめいた)・襖引手裏板(ふすまひきてうらいた) (有形文化財)	下総三山の七年祭り (無形民俗文化財)
指定年月日	昭和42年3月7日	昭和50年12月12日	平成17年3月29日	平成16年3月30日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	藤崎 1-14-43 藤崎森林公園内	実籾 2-24-1 実籾本郷公園内 附は鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	千葉市、船橋市、習志野市及び八千代市



名称	藤崎堀込貝塚 (史跡)
指定年月日	昭和42年3月7日
所在地 伝承地	藤崎 1-13

② 習志野市指定文化財



名称	実籾 3 丁目遺跡 出土土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 墨書(ぼくしよ) 土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 瓦塔(がとう) (有形文化財)	谷津貝塚出土 銭貨(せんか) (有形文化財)
指定 年月日	平成26年4月2日	平成27年11月9日	平成27年11月9日	平成27年11月9日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内



名称	谷津貝塚出土 金属製品 (有形文化財)	ドイツ捕虜関係 資料 (有形文化財)	海苔養殖用具他 一括 (民俗文化財)	藤崎富士講社の 富士塚
指定 年月日	平成27年11月9日	令和元年9月3日	昭和51年7月16日	令和5年3月1日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	谷津 2-16-32 向山小学校内	藤崎 1 丁目 176 藤崎堀込貝塚内



名称	鷺沼古墳 B号墳箱式石棺 (史跡)	藤崎正福寺大イチョウ (天然記念物)
指定 年月日	昭和51年7月16日	昭和51年7月16日
所在地 伝承地	鷺沼 1-9 鷺沼城址公園内	藤崎 1-8 子安観音堂脇

③ 国登録文化財



名称	千葉工業大学 通用門(旧鉄道 第二連隊表門) (有形文化財)	旧陸軍演習場内 圍壁 (有形文化財)	廣瀬家住宅 (主屋・蔵・倉庫・ 井戸上屋) (有形文化財)
登録 年月日	平成10年9月2日	平成14年2月14日	平成15年7月1日
所在地 伝承地	津田沼 2-17-1 千葉工業大学	東習志野 4丁目	津田沼 6丁目

④ 国認定 文化財の保存技術保持者



選定保存 技術の 名称	表具用刷毛製作
保持者	田中 重己
認定 年月日	平成22年9月6日

(3) 屋外彫刻



作品名	希望	青春の鼓動	緑の風景	はと笛
作成者	古川 猛	四中美術クラブ	竹 道久	中野 滋
設置場所 (住所)	実花小学校正門前 (東習志野 6-7-2)	マラソン道路 (東習志野 3-12)	総合教育センター 入口 (東習志野 3-4-4)	総合教育センター (東習志野 3-4-4)



作品名	帽子をかぶった僕	思索	WARP	非ユークリッド的 形態
作成者	酒井 良	水谷 靖	田中 康二郎	村田 徹
設置場所 (住所)	実籾本郷公園 (実籾 2-24)	プラッツ習志野 (本大久保 3-8-19)	かもめ公園 (藤崎 6-5)	森林公園 (藤崎 7-14)



作品名	鬼っ子	雛を抱く少年	真心(2体)	陽だまり
作成者	片岡 康夫	虎竹 秀芳	舟越 保武	森田 伸
設置場所 (住所)	鷺沼台遊歩道 (鷺沼台 2-5)	菊田水鳥公園 (津田沼 3-2)	市役所庁舎入口 (鷺沼 2-1-1)	菊田遊歩道 (鷺沼 1-1-1)



作品名	水の音	少女の夢	番鳥(つがいどり)	空を見上げる青年
作成者	本郷 寛	川村 栄	青木 三四郎	舟越 桂
設置場所 (住所)	京成津田沼駅南口 広場 (津田沼 5-12)	まろにえ橋 (谷津 2-10)	津田沼公園 (谷津 1-16)	JR 津田沼駅北口 広場 (津田沼 1-1-1)



作品名	モジリアーノ	花の姉妹	フローラの像	華
作成者	西條 誠	中村 為延	山本 雅彦	橋本 堅太郎
設置場所 (住所)	谷津コミュニティ センター (谷津 5-16-33)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)



作品名	白いコスチューム	春風	フィンガーウェーブ	歌暁風 (うたぎょうふう)
作成者	斉藤 高德	鈴木 徹	岩下 恭子	舟越 保武
設置場所 (住所)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	葦切児童公園 (谷津 2-19-7)	袖ヶ浦体育館 (袖ヶ浦 5-1)



作品名	暢(ちょう)
作成者	石橋 亘
設置場所 (住所)	新習志野公民館 (秋津 3-6-3)

2 習志野市文化振興計画について諮問・答申

(1) 諮問

教 社 第 4 0 1 号

令和7年1月22日

習志野市社会教育委員長 様

習志野市教育委員会

習志野市文化振興計画の策定について(諮問)

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、「習志野市文化振興計画」の策定について、社会教育委員の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「習志野市文化振興計画」の策定について

2. 計画策定の趣旨

現行の「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3年度から令和7年度まで5年間を計画期間として策定した。

この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化・芸術の分野においても多大なる影響があった。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったと考える。

一方で、『コロナ禍』により、文化・芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及した。

また習志野市では、昭和53年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、地区再開発の影響と老朽化のため令和4年度末を以て長期休館となった。ホールの再整備までの間、従来のホールを中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより振興施策の充実を図ることが必要となる。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、現行期間の取組と総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため令和8年度から令和15年度を計画期間とする次期計画を策定する。

(2) 答申

答 申

習志野市教育委員会 様

令和7年1月30日付け教社第401号により、習志野市社会教育委員に諮問がありました次期習志野市文化振興計画案につきまして、別紙のとおり、答申します。

令和7年9月24日

習志野市社会教育委員
委員長 澤田 弘

(3) 社会教育法(抄)【第四章】

○社会教育法(抄)

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

第四章 社会教育委員

(昭和二六法一七・旧第三章繰下)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

第十六条 削除

(平一一法八七)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

(4) 習志野市社会教育委員の設置に関する条例

○習志野市社会教育委員の設置に関する条例

昭和 25 年 2 月 28 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、習志野市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平 25 条例 34・全改)

(委員)

第 2 条 委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平 25 条例 34・全改)

(任期等)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情がある場合は委員の任期中でも解嘱することができる。

(平 25 条例 34・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員のうちから委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 25 条例 34・追加)

(委員の会議)

第 5 条 委員の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 25 条例 34・追加)

(庶務)

第 6 条 委員に係る庶務は、社会教育担当課において処理する。

(平 25 条例 34・追加)

(費用弁償)

第7条 委員が職務として研究調査を行うとき、予算の範囲においてその費用を弁償する。
(平19条例4・旧第5条繰上、平25条例34・旧第4条繰下・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、別に定める。
(平19条例4・旧第6条繰上・一部改正、平25条例34・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月24日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月20日条例第4号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第34号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(5) 習志野市社会教育委員

習志野市社会教育委員

No.	氏名	職業・役職	委嘱事由
1	澤田 弘	芸術文化協会副会長	社会教育関係者
2	鶴岡 利江子	家庭教育学級講師(助産師)	家庭教育関係者
3	蓮 一臣	第七中学校校長	学校教育関係者
4	越智 晃	スポーツ推進委員連絡協議会副会長	社会教育関係者
5	三浦 久美	元習志野文庫連絡会役員 他	社会教育関係者
6	大村 悠	習志野市 PTA 連絡協議会会長	社会教育関係者
7	中台 雅之	青少年相談員連絡協議会会長	社会教育関係者
8	丹間 康仁	筑波大学准教授	学識経験者

関係法令 社会教育法第15条
習志野市社会教育委員の設置に関する条例第2条及び第3条
定数・任期 10人以内、2年
委嘱期間 令和6年6月1日～令和8年5月31日

5 習志野市文教住宅都市憲章 文化芸術基本法 千葉県文化芸術の振興に関する条例

(1) 習志野市文教住宅都市憲章

昭和 45 年 3 月 30 日議決
改正 昭和 60 年 3 月 28 日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

(2) 文化芸術基本法

(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住

- する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができ
きるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活
発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮され
なければならない。
 - 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られな
なければならない。
 - 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が
行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展
が図られなければならない。
 - 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよ
う、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
 - 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関
する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」とい
う。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
 - 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見
が反映されるよう十分配慮されなければならない。
 - 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を
文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有
の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連
分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主
的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができ
るとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理
解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(3) 千葉県文化芸術の振興に関する条例

(前文)

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

- 第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

（県民の関心及び理解）

- 第4条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

（国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携）

- 第5条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

- 第6条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術推進基本計画）

- 第7条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。
- 2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
 - 3 知事は、第1項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
 - 4 知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

（芸術の振興）

- 第8条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 県は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用等)

第13条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する発信等)

第15条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う

者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第17条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の文化芸術活動の充実）

第18条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（教育における文化芸術活動の充実）

第19条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第20条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（地域の歴史的又は文化的景観の保全等）

第21条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰）

第22条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

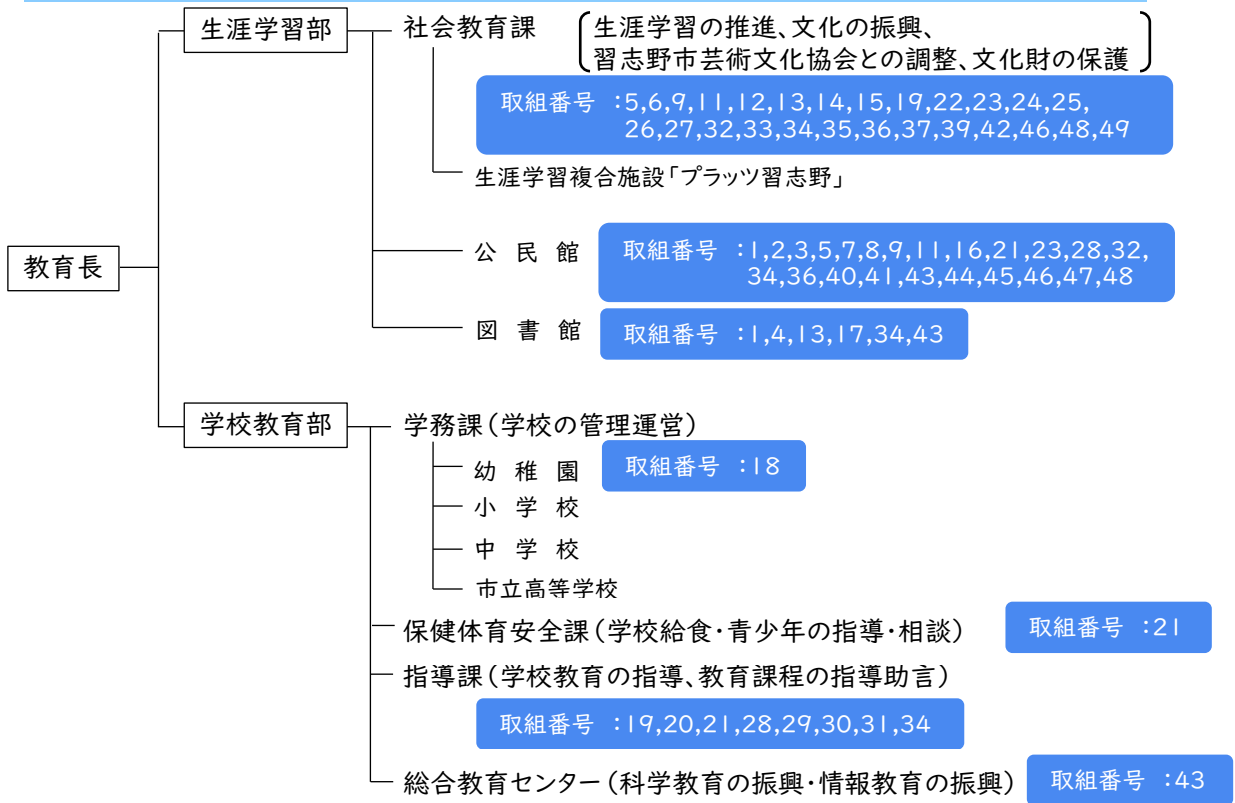
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

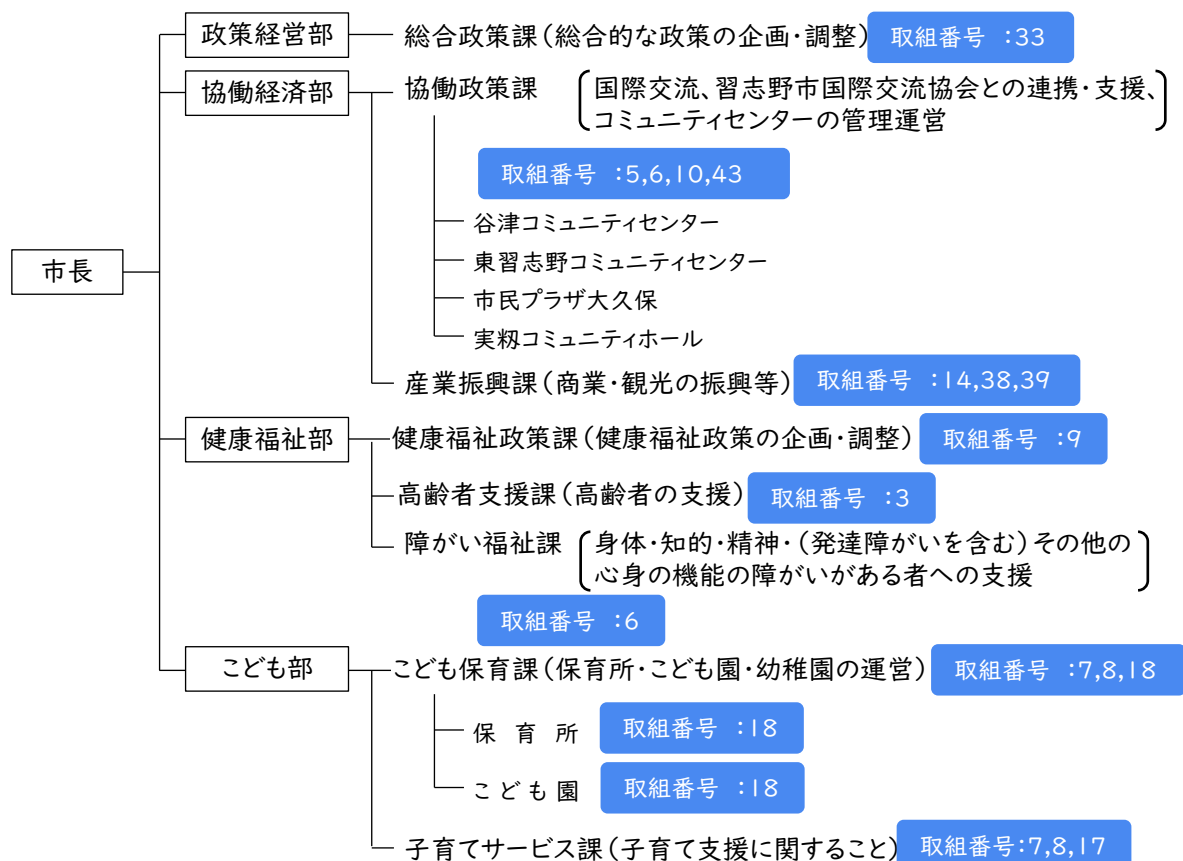
6 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

令和7年4月1日現在

(1) 教育委員会事務局



(2) 市長事務部局



習志野市文化振興計画

発行年月:令和8年3月

発行:習志野市教育委員会生涯学習部 社会教育課

所在地:千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話番号:047(453)5587

ホームページ:<http://www.city.narashino.lg.jp>

